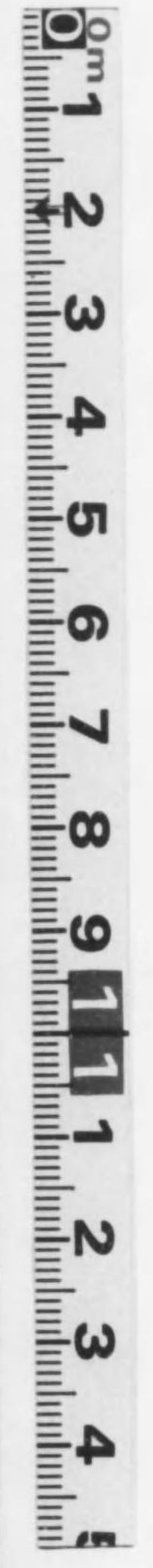


348

348-60□



1200501403411



始



南滿洲鐵道株式會社
歷史調查報告第壹臺



滿洲歷史地理

第貳卷



文學博士 白鳥庫吉 監修

松井 等
箭內 互 撰
稻葉岩吉

東京 丸善株式會社

目次

第一篇	滿洲に於ける遼の疆域	松井等	一頁
第二篇	許亢宗の行程録に見ゆる遼金時代の滿洲 交通路	松井等	一〇九
第三篇	滿洲に於ける金の疆域	松井等	一六三
第四篇	東真國の疆域	箭内互	二二四
第五篇	滿洲に於ける元の疆域	箭内互	二六八
第六篇	元明時代の滿洲交通路	箭内互	四三三
第七篇	明代遼東の邊牆	稻葉岩吉	四六〇
第八篇	建州女直の原地及び遷住地	稻葉岩吉	五四七
第九篇	清初の疆域	稻葉岩吉	五七七

目次

一

第一篇 滿洲に於ける遼の疆域

遼は即ち契丹なり、初め遼河の上流西喇木倫の流域に興り、漸く領土を擴めて、支那北方の大國となり、國を保つこと二百十年西曆九一二年一〇五六年にして金に滅ぼされき。遼史の地理志に遼の領域は、上京道、中京道、東京道、西京道及び南京道の五道に分たれたりといふ。其の中、今の滿洲に係るものは、上京道と中京道との一部及び東京道なり。今、是等の地方に在りし遼代の府州縣の位置、並に著名なる山川の所在を考定して、これに由つて滿洲に於ける遼の疆域を考へむとするに方り、上京道と中京道とは、共に滿洲と東蒙古とに跨れるものなれば、その滿洲に係る部分は固より、なほ併せて、其の東蒙古に係る部分につきての研究をも述べむと欲するなり、西京道と南京道とは、全く滿洲に關係なき地方なれば、今省きて論せず。金が遼を滅ぼして後、遼の舊土は悉く金に入り、地名の如きは、遼代のもの、を其のままに存したること尠からず、疆域の研究上、遼金二代は、互に密接

の關係を有し、金代に關する研究を推して、之を遼代に關するものに及ぼすを便とすること多々これ有り。されば、目下の研究に於ても、遼に關するものと金に關するものとを相應用して、之を併せ敘する場合多からむとす、これ却て煩雜を避くるに宜しき法なること、本文につきて、おのづから了解せらるべし。なほ、東蒙古に係る問題は、熱河志の説にて解決せらるるもの多かれば、その説を採りて、別に論證を設けざる所多し。

一 東京道

東京道は、今の遼陽を首府となし、大體、滿洲の南半部を包含したり。その中に設けられたる府州縣等の位置をば、遂次、左に考定して、以て東京道の區域を定めむとす。されど、考定の論據に乏しくて、その位置を詳にすること能はざるもの多し。獨立したる府州の中に、定州、宗州、遼州、湖州、渤海州、鄧州、凍州、安定府、鎮海府、冀州、東州、尙州、吉州、薊州、荆州、滕州、寧州、連州、棗州、率州、荷州、源州、渤海州、河州の如きは、即ち是なり。また、一の府一の州に隸屬せる州若くは縣の中にも、位置不明のもの尠からず、委しくは、以下述ぶる所の本文につきて知るべし。

(一)遼史^{卷三十八}地理志に列舉せらるるものに從ふ。以下、單に遼史と書するは、この卷三十八の條を指すなり。本文に於ても同例とす。

(二)定州は、遼史に高麗の置きたるものなりといふ。東國輿地勝覽^{卷五十二}定州の條及に、高麗王高宗の十八年^{一一二三年}龜州^{今の平安北}の龜城^北は、定州と改稱せられ、後に定州は、なほ南方に移されたりといふ、この南方に移れるものは、今日の定州なり。高宗の十八年は、金の哀宗の正大八年に當れば、彼の定州といふ名は、遼代には無かりしこと明白なり。従つて、遼史に高麗置くと記るさるる所の定州は、右の定州に非ずして、なほ他に設けられたるものなるべけれど、その位置考ふるに由なし。讀史方輿紀要^{卷三十八}大清一統志^{卷四百二十一}が、之を同一の所と認めたるは、從ひ難し。

一 遼陽府^{今の遼陽}

遼陽府は、今の遼陽州なり。神冊四年^{九九一}、この地に東平郡を設け、天顯三年^{九二二}、改稱して南京といひ、その城を天福と名づけ、天顯十三年^{八九三}、南京を改めて東京となし、同時に遼陽府を設けたり。府城の傍なる東梁河は、一に大梁水とも稱せられ、又太子河とも呼ばれたり、今なほ太子河といふ。今の首山も、遼代には手山といはれ、金代には首山といへり。

遼陽府はその府治を遼陽縣といひ、他に仙郷縣、鶴野縣、析木縣、紫蒙縣、興遼縣、肅慎縣、歸仁縣、順化縣を領したれど、鶴野縣を除く外は、位置全く詳ならず。遼東志一に鶴野縣の遺址は、遼陽の西八十里に在りと云ふ。

(二)遼史の本文に遼陽縣、本渤海國金德縣地、漢浪水縣、高麗改爲高句麗縣、渤海爲常樂縣と見ゆ。此の如く、遼代の某地は、渤海の某地、漢代の某地なりといひて、その沿革を述ぶること、遼史の常例なれども、この沿革の記述は、甚だ信憑し難きもの多く、殊に滿洲方面に係る地點に就て、其の著しきを見る。この事は、既に知られたる事實にして、大韓疆域考五にも、詳に之を論ぜり。

二 開州今の鳳凰城附近

遼東志一に、開州は、遼陽の東二百六十里に在りて、今明代の鳳凰城堡と稱せらるるといふ、是れ今の鳳凰城なり。開州二は、その治所を開遠縣といひ、別に次の三州を領したり。(二)開州に関する考證は、箭内互氏の滿洲に於ける元の疆域見後の中、遼陽路の條を参照すべし。
イ鹽州 遼史の本文に、鹽州は、開州を距ること百四十里とあれど、その方向を示さざれば、その位置を推定する能はず。讀史方輿紀要卷三に、開州城は、咸興府朝鮮の成鏡の西北にて、鹽州城は、開州の西北に在りといひ、大清一統志卷四百にも、亦同様の説を載

するは、共に誤れり。但し大清一統志卷三には、開州は、鳳凰城なりとの説をも記せり。(二)遼金時代の一里は、一清里一支より約六分一短し、一清里と吾が邦の一里の比例は精密に計算するを得ざれども、大抵八清里は吾が邦の一里に相當すと見て可なり。

■穆州 遼史の本文に、穆州は、開州の西南百二十里に在りと云ふに據れば、今の岫巖の東南、大洋河のほとりに在りしなるべし、その治所を會農縣といへり。
ハ賀州 遼史に、開州よりの方向と距離とを示さざれば、その位置全く不明なり。

三 保州今の義州

保州は、鴨綠江下流に於ける遼の東界にして、抱州とも把州とも稱せられ、今の義州なり。遼の衰ふるに及び、高麗王睿宗の十二年七一一に、この地高麗の有となりて、義州と改稱せられたるなり。この東界のことにつきては、遼と高麗の間に久しく争を構へたることあり。(四)初め、遼の聖宗は、統和十一年九九九に、鴨綠江以東主として鴨綠江の下流を指すなりの地を高麗に與へたるに、その後、高麗の顯宗無禮の事ありとて、聖宗は、開泰元年一〇一に、江東の六城を奪はむとしき。六城とは高麗史四に見ゆる如く、興化今の義州の南、通州今の宣川、龍州今の龍川、鐵州今の鞍山、郭州今の郭山及び龜州今の龜城を謂ふなり。高麗之を可かず、六城を還へさざりしかば、

兩國戦を交ふるに至り、開泰七年^{一〇八年}遼軍大に高麗に破られたることあり。間もなく、高麗は降を乞へりしも、六城は舊の如く高麗の有となり、保州のみは、遼の末に至るまで、高麗の手に入らざりしを、睿宗十二年に至りて、遂に高麗の領となりたるなり。讀史方輿紀要^{卷三十八}・大清一統志^{卷四百一}に、保州は今の安州^{義州の東南に清川江左岸}なりと謂へるは非なり。保州は、その治所を來遠縣といひ、別に宣州と懷化軍とを領せり。

(二)遼史には、保州は高麗の置ける所なりといへど、遼史^{卷五}十に、開泰三年六月造浮梁于鴨綠江城、保宣義定遠等州とあれば、保州は遼が設けたる所なりと思はる。高麗史^{卷五十八}にも、初契丹置城于鴨綠江東岸、稱保州と見ゆれば、保州が高麗の置けるものといふは非なるべし。

(三)高麗史^{卷五十八}義州の條を見よ。

(三)同 右

(四)遼史^{卷百五}高麗傳を参照すべし。

(五)軍といふは州の次に位するものなり、遼史^{卷四十八}百官志^{南面方州}に、不能州者、謂之軍、不能縣者、謂之城、不能城者、謂之堡と云へるにて知るべし。又別に、保州宣義軍節度などいひて、某州某軍と連ね書して、同一の地を指すこと其例多し。この場合の軍は、前の軍とは意味を異にし、某州節度使といふ職名を飾るための形容詞なり。節度使といふ職は、唐代に起り、地方の軍務を掌り、兼て民政をも司りたる軍職にして、遂もこれに倣ひ、地方長官を節度使と名づけ、その軍職なるが故に、某軍といふ名

を冠して之を飾りたるなり。節度使のみならず、州の觀察使にも軍名を冠し、時としては、州の刺史にも之を適用したることあり。

イ宣州 □懷化軍 遼史に、宣州と懷化軍とは、開泰三年^{一〇四年}一に建てられたりと云ひ、高麗史^{卷四}には、顯宗の六年^{一〇五年}一契丹が宣化鎮と定遠鎮とを奪ふて、ここに城けりと見ゆ、この雙方の紀事に一年の差あれども、察するに同じき事を指したるなるべし。而して遼史に、宣州の節度使は定遠軍節度と呼ぶるといふ、その定遠軍と名づけられたるは、もと定遠鎮と稱せられたるに因めるものなるべし、然らば、宣州は即ち定遠鎮にして、懷化軍は、宣化鎮のことなるべし。高麗史^{卷五十八}地理志には、宣化定遠二鎮の名見えず、其の位置明かならざれども、察するに保州の近傍に在りしならむ。

(二)高麗史^{卷五十八}地理志に據れば、高麗の初に通州と呼ばれ、顯宗の二十一年^{一〇三〇年}三に宣州と改められたる所あり、是れ今の宣川^{義州の東南に約十五里}にして、遼の保州の管下なる宣州とは全く別なり。讀史方輿紀要^{卷三十八}大清一統志^{卷四百一}が、この兩所を同地と考へたるは非なり。

四 辰州 今の蓋平縣

辰州は、金代に蓋州と稱せられ、元代に蓋州路となりたることあり、明代には蓋州衛と

なり、清の康熙三年一六六四年改めて蓋平縣と名づけられ、今なほ同じ。辰州の治所は、建安縣と稱せられ、全遼志四卷に據れば、明の代に、その遺址は、蓋州の西南に近く存したりといふ。遼史に辰州は、唐の太宗が高句麗を伐ちたる時、攻めて破れりといへる蓋牟城なりと記すれど、其の説誤れり。但し太宗東征の際に攻めたりといへる建安は、即ち辰州の治所たる建安と同地なり。

五 盧州今の熊岳城

盧州の治所は熊岳縣と呼ばれ、金代に、州廢せられて、ただ熊岳縣となり、元代には、この縣すらも廢せられ、明代には熊岳堡と稱せられたることあり、今は熊岳城といひて、蓋平の西南六十清里に在り。遼史に盧州は東京即ち遼陽府の東百三十里に在りと記するは、方向距離共に正しからず。

六 來遠城鴨綠江黔定島の中か

來遠城は、金代には來遠州となれり、むかし高句麗の代に、北方の蠻族降附するものありしを、鴨綠江中の地に置きて、その城を來遠と名づけ、この事を歌に作りて、來遠城の

曲と名づけたりといふ、この城高麗の靜州の近傍に在りき。されば、來遠城は古く高句麗の代に設けられしものにして、靜州(三)は、義州の南二十五里朝鮮に在り、依て考ふるに、來遠城は、今の義州の南にて、鴨綠江中の一島に在りし所なるべし。武經總要卷十二に、來遠城は、東へ興化鎮(三)今の義州の南へ四十里、南へ海に至る三十里、西へ保州(四)今の義州前に見ゆ、に至る四十里なりと謂へるに據りても、來遠城が、江中の一島に在りしことを推察するに足るべし。今の義州附近の江中には、北に於赤島あり、西に黔定島あり、西南に、威化島あり、古の來遠城は、今の義州より南に當れりといへば、黔定、威化二島の中いづれかに在りしものと思はる、而して其の今の義州を距ること遠からざりし點より考ふれば、恐らくは黔定島中に在りしなるべし。

(一)高麗史卷七十一樂志三國俗樂高句麗の條に曰く、來遠城、在靜州、即水中鴨綠江中之地、狄人來投、置之於此、又名其城曰來遠、歌以紀之。

(二)東國輿地勝覽卷五を見よ。

(三)同 右

(四)西へとあるは、東への誤か、さもなくば北への意味なるべし、支那の書には、西と北と、何とならば、來遠城は江中に在りて、保州は江東に在るが故に、來遠城より保州を指して西へと云ふべからざること

明白なればなり。

七 鐵州今の蓋平縣の東北なる湯池

鐵州の治所は湯池縣といひ、金の代にも湯池縣といひて、蓋州に屬し、元代には縣省かれ、明代には湯池堡と呼ばれたり、今蓋平縣の東北七十清里にある湯池是れなり。唐の太宗高句麗遠征の際、攻めて下す能はざりし安市城は、この湯池の附近に在りし所なり。遼史に、鐵州は東京の西南六十里に在りと云へるは、距離短きに過ぐ、遼代の里程よりいへば、少くとも二百五十五里を算すべきなり。

八 興州今の奉天の北なる懿路

許亢宗の行程錄第二十七程の條(後に見ゆ)に據れば、興州は、瀋州今の奉天の北七十里に在り、後に見ゆの北七十里に在り、金代に、この州は、挹樓縣と改められき。今の奉天の北七十清里に、懿路と稱せらるる村あり、懿路は、即ち挹樓の轉音にして、即ち遼代の興州なり。遼史に興州は、東京の西南三百里に在りと記するは、甚だしき誤と謂はざるべからず。

九 湯州今の遼中縣附近

遼史に、湯州は、東京の西北百里約八十清里に在りといふ、この方向と距離とに據て考ふれば、今の遼中縣の附近に當るべし。

一〇 崇州今の奉天の東南方

遼史に、崇州は東京の東北百五十里約百三十清里に在りて、その治所を崇信縣と云へりといふ、この方向と距離とに據れば、今の奉天の東南に當れれど、その位置詳ならず。

一一 海州今の海城縣

海州は、その治所を臨瀛縣といへり、金の代に、海州は澄州と改められ、元代には、州も縣も廢せられ、明に至りて、海州衛を置き、清の順治十年に、海城縣と改められ、以て今日に及びり。海州に屬したる州二あり、左の如し。

イ 耀州 今の海城縣の南なる大石橋の北に近く、岳州城といふ村あり、是れ古の耀州にして、岳(Yo)は、耀(Yao)の轉音なり。遼史に、耀州の東北二百里約百七十清里に海州ありといへるは、地理に合せず、是れ、實際に於て、今の海城と今の岳州城は、約五十清里餘を

距つるに過ぎざればなり。遼史に又耀州の屬縣巖淵縣は海州の西南百二十里○約百餘里に在りといへば、この縣は今の岳州城の北に近き邊なるべし、その位置明かならず。

□ 曠州 遼史に曠州より東南海州へ百二十里なりといふ、この方向と距離とに據て推せば曠州は遼河の西方に在ることとなるべし。されども右に示さるる距離は、他の例にて知らるる如く、信を置き難き由もあれば曠州は今の海城の西北にて遼河の東に近き邊に非ざるかとも考へらる、なほ後考を待つべし。金代に至つて州廢せられ、新昌鎮と呼ばれたり。

(一) 滿洲源流考卷十に引用せらるる元一統志に、この廢置のこと見ゆ。

一二 涿州今の鴨綠江上流の右岸に在る臨江縣(帽見山)

遼史に涿州は高麗高句の故國にして、渤海の代に西京鴨綠府と號せりといふ。(三)高麗の故國とは、國內城のことを指したるなるべし。高句麗の始祖鄒牟朱蒙は、沸流水の谷地に居り、其の城は紇升骨城と呼ばれ琉璃王代第二は、都を國內城に移し、其の地は尉那巖城とも稱せられき、山上王代第十は、丸都に移り、故國原王代第六は、復び國內城に還り、長壽王

第二代に至りて、遂に平壤に都することとなりぬ。紇升骨城、國內城、丸都及び平壤の四都の中に、渤海の代に鴨綠府と呼ばれたるは、そのいづれなるかを考ふるに、これ必ず今の鴨綠江に近かりしものならざる可からず、右四都の中に、この河に近かりしものといへば、國內城と丸都との二なり、而して丸都は、遼代に桓州後といはれて、涿州に隸屬したれば、國內城は、やがて渤海の鴨綠府即ち遼の涿州なりと推定し得べきなり、

(二) 唐書卷二百渤海傳に曰く、高麗故地爲西京、曰鴨綠府、領神桓豐正四州。

(三) 那珂通世氏の朝鮮古史考、史學雜誌第五編第九を参照せよ。

(四) 三國史記卷十並に高句麗好太王碑文を参照せよ。

(五) 魏書卷一高句麗傳を見よ。

(六) 三國史記卷十を見よ。

(七) 三國史記卷六を見よ。

(七) 那珂通世氏の朝鮮古史考、史學雜誌第六編第五を参照すべし。高句麗國都の轉移につきては、三國史記の紀事に恐り難きこと多く、朝鮮古史考は、詳に之を辨明せり。

涿州は、古の國內城なりとせば、國內城の位置を考ふる必要あり。通典卷百八に、鴨綠水は、國內城の南を過ぎ、又下りて鹽難水と合すといへり、鹽難水は漢代より聞えたる河

にして鴨綠江右岸の支流なる今の修佳江（江一）なりといふ。されば、國內城即ち涿州は、鴨綠江の北岸に在りしこと明白なり。遼史に、涿州は、桓州の東北二百里（約百七十）に在りといひ、桓州は、後に述ぶるが如く古の九都にして、今の通溝（溝）の西北九十清里に在りし所なれば、涿州は、それより尙遠く東北に在りしと思はれ、二百里といふ距離に據りて推定すれば、今日の臨江縣（俗に相見）の附近に在りしなるべし、高句麗の國內城（三）も、渤海の鴨渌府も、亦この地方に設けられたるなり。臨江縣の地が、今日に於ても、鴨綠江水路の要點たることを思へば、古代に於て、是の地が屢々史上に顯はるるも、その故なきにあらざるなり。

(二)鴨綠水、經國內城南又西與一小水合、即鹽難水也。

(三)國內城の位置につきては、從來異説多し。高麗史（卷八）兵志（城壁）に、德宗の二年（三〇）三に、北邊に長城を築きたる時、その長城の西端は、古の國內城の近傍即ち鴨綠江が海に入る地方に在りきと記す。東國輿地勝覽（卷五）は之に據りて、國內城は、義州の南に近き麟州の近傍に在りしならむといふ。大韓疆域考（卷三）は、右の二書の外に、次の二書を引用せり、その一は、三國史略にして、國內城は今の義州なりといひ、その二は、文獻備考にして、國內城は、元刺山城なりといふ、元刺山城は、朝鮮の楚山の北方二百七十朝鮮里に在りて、東國輿地勝覽（卷五）理山郡の部に見ゆ、この城は、今の懷仁縣の近傍に在りし

なるべし。疆域考は、右の諸説を参考して後、國內城は、楚山の對岸（鴨綠江）に在りしものと推定せり。東三省輿地圖説に、鴨綠江の西岸なる破城子に一大故城址あり、是れ古の國內城なりといふ。破城子は、大清一統輿圖（北一）に記るざる所にては、朝鮮の滿浦城即ち、滿浦鎮の西南の對岸に在りて、今の通溝即ち洞溝と同一の地なり。那珂博士も、國內城は、今の通溝の附近に在りしならむといへり。その説は、史學雜誌（第五編第九）に見ゆ。通溝には、有名なる高句麗好太王碑あり、この王は、國內城に住居したる人なれば、その城も、王の墓の所在地たる通溝に在りしならむと考ふるは、一理なきにあらず。されども、或る王の都とその墓所とは、必ずしも同一の地に在りしとは斷定し難く、各々相距ること遠き例頗る多し。予按ふるに、好太王は、國內城に住したりとはいへ、王の死後、その墓は、前代の諸王のものと同様、丸都の故都に近き、今の通溝に設けられたるものにして、王の墓が、通溝に存するが故に、その居城たりし國內城も亦同地に在りしと考ふるは、早計に失するものと謂ふべし。卑見の委細は、東洋學報（第一卷第二）に掲げ置けり。

涿州は、弘開、神郷の二縣（共に位置未詳）の外に、桓州、豊州、正州及び慕州の四州を領せり。

イ桓州 遼史に、桓州は、高麗の中都城にして、もと、桓都、神郷、淇水の三縣ありしも、皆廢せられき、高麗王、この地に宮闕を創め、國人之を新國と呼びたりしが、創（故國原王）の時、晋の康帝の建元の初、慕容皝に破られて、宮室焚き壞されたりといふ。慕容皝に燒き

はらはれたる高句麗の都は、丸都なること、晋書九卷百に見え、三國史記八卷十に、是れ故國原王十二年三四の事なりといふ。されば、桓州は、高句麗の都たりし丸都なること明白にて、もと在りしといふなる桓都縣は、即ち丸都の故城に設けられたるものなることも亦明白なり。

丸都の位置につきて、從來諸説ありき。或は、楚山(二)の對岸の邊(通溝の西南約百清里)ならむといひ、或は、滿浦鎮(三)の對岸の邊(通溝の東北約二十清里)なるべしといへり。されども、目下の處、丸都の故址は、今の通溝の西北約九十清里の地に在りしこと疑なきに似たり。吾が明治三十八年清の光緒三十四年、西曆一九〇五年、輯安縣即ち通溝の知縣吳光國氏は、道路修繕の際、通溝の西北約九十清里なる板石嶺の附近に於て、一の斷碑を得たり。その文、左の如し。

正始三年高句麗口

督七牙門討句驪五

復遺寇六年五月旋

討寇將軍魏烏丸單于

威寇將軍都亭侯

行裨將軍領口

裨將軍

右の刻文は、魏(三)の將軍母丘儉が丸都を攻略したる時の事に係るものにして、其頃の高句麗王は、名を位宮といひ、即ち東川王なり。三國志二十八母丘儉傳に、この戦役を詳述し、この將軍が丸都山上の都城をば、勢急に押し破りて、紀功の文を刻したりと見ゆ。右の刻文は、恐らくは、この紀功の文の斷片なるべく、兎も角も、今の板石嶺は、古の丸都山にして、丸都は、この山上に城かれたるものなること、推して知るべきなり。

(一)那珂博士の朝鮮古史考(史學雜誌 第五編第九)を見よ。

(二)大韓疆域考三を見よ。

(三)三國志二十八母丘儉傳に、この戦役を魏の正始五年二四四年の事となし、同書魏志齊王本紀及び三國史記八は、東川王の二十年二四六年即ち正始七年の事となす、資治通鑑七も亦同じ。

(四)儉遼東馬懸車以登丸都、居句驪所都(略中)儉刻石紀功刊丸都之山銘、不耐之城。不耐は不而とも書きて、漢代に、今の朝鮮の咸鏡北道に在りし或る地の名なり。母丘儉は、丸都を陥れて後、部將をして、なほ遠く今の咸鏡北道地方まで敵の王を追撃せしめれば、その遠征を誇らむとて、古の不耐の地にも紀功の碑を立てさせたるなり。三國史記七に引用せらるる括地志に、不耐は即ち國

内城なりと謂へるは非なり。

□豊州 遼史に、豊州は涿州の東北二百十里約百八十に在りといふ。その地、蓋し今の松花江の上流地方に在りしと思はるれど、位置詳かならず。

ハ正州 遼史に、正州は涿州の西北三百八十里約三百二十古の沸流國王の住地にして、沸流水ありといふ。高句麗の始祖朱蒙が嘗て沸流水のほとりに居り、その上流に在りし沸流國王松讓と戦て、これに勝ちたることは、三國史記三に見ゆ。沸流國は、明かに、沸流といへる河の上流に位したるなり。上記の方向と距離とに據れば、正州は、今の輝發江の上流地方にして今日の英額邊門の東方に位したるなるべく、沸流水は(一)即ち、輝發江の上流なるべし。正州の西七十里約六十に、東那縣ありて、正州に屬したりといふ、是れ今の英額城の東方に近き邊なるべし。

(二)輝發江は、一名を柳河と呼ぶ。滿洲語にて柳のことをブルハ (Burha) といふ。沸流とは、或はブルハの音譯ならむか。沸流水の位置につきては、次の如き諸説あり。高麗史十八に成州(今の平壤の東北なる成川)は、古の沸流國の都にして、沸流水もその地方に在りしならむといふ。東國輿地勝覽十四は、沸流水は、今の成川の北に近き邊に在りしといひ、大韓疆域考三は、この河は、今の興京の傍なる蘇子河の上流を成せる五條の河の一なるべしといひ、那珂博士は、朝鮮古史考(史學雜誌五)

編第九號)に於て、沸流は、今の佟佳江の上流を指せるなりといひ、シャヴァンヌ教授(Prof. Chauvaux)は、是れ今の鴨綠江に外ならずといふ(通報 Young Pao, mai 1908, p. 262.)

今考ふるに、佟佳江右岸の一支流に富爾江といふ河あり、輝發江と山一ツを隔て、この山より出でて南に流る、是の河も亦、古代に在ては沸流水と呼ばれたるに似たり。三國志二十八母丘儉傳、母丘儉の軍が、高句麗の國都丸都に進撃せる時、大に敵を沸流水に破れりといふ。この沸流水に、明かに今の輝發江には非ずして、今の富爾江なりと思はる。輝發と富爾との二河は、同一の山に出でて、一は北に向ひ、一は南に流る、古代に於ては、二河共に同じく沸流と呼ばれたるなるべし。そは兎も角も、高句麗の始祖朱蒙が住みたりといへる沸流水は、予の考ふる所にては今の輝發江にして、通溝に現存する好大王碑の文に、朱蒙が沸流水の谷地なる忽木の西に於て、山上に城を築けりといへる忽本三國史記卷十三も、今の輝發江の下流なるべく、上流を沸流水と云へるならむ。輝發江の下流に、今、海龍府といふ都會あり、土人は之を高句麗城と呼び、吉林通志十に據れば、その近傍に、高句麗王の墓及碑ありといふ、朱蒙の建てたる城も、今の海龍府の附近に在りしなるべし。是等の事は、なほ能く考ふべし。

ニ慕州 遼史に、慕州は、涿州の西北二百里約百七十とあるに據れば、今の柳河縣の附近に在りしと思はるれど、その位置詳ならず。

一三 顯州今の廣寧縣の東方

(二) 御案行程に、廣寧今の廣寧縣にして、廣寧より東へ三十里、五清里にして、顯州に到るといふ、その遺址今詳ならず。州の西北に聳ゆる醫巫閭山は、今も同じき名にて、山水秀麗の地なり。遼の世宗の父なる人皇王、この山の風光を愛し、山の絶頂に望海堂を築きて書數萬卷を藏めたり、今なほ山上に望海堂あれども、人皇王のものなりや否やを知らず、人皇王死して、山中に葬られ、その墓を顯陵といひ、顯陵に奉ずる爲に顯州を設けたるなり。十三山及び沙河は、州の附近に在りて、遼代より聞え、今なほ同じき名にて知らる。顯州は、その治所を奉先縣といひ、左の州縣を領せり。その中、嘉州、康州治所を奉寧縣といふ及び歸義縣の位置は、全く不明なれば之を除く。

(三) 許亢宗行程錄に見ゆる遼金時代の滿洲交通路後に出づを参照せよ。

イ 山東縣 金史卷二十四北に據れば、金の時、山東縣は、廣寧縣と改められて、廣寧府の治所となれり、即ち今の廣寧縣なり。

ロ 遼西州 遼西州は、金代には、遼西鎮となれり。遼東志一に、義州の東四十里に遼西鎮といふ所ありといふ、是れ金代の遼西鎮即ち遼代の遼西州の遺址なるべし。州の治所を、長慶縣といへり。

一四 乾州今の廣寧縣の東南

乾州は、遼の聖宗の代に、景宗の乾陵に奉ずるが爲に設けられたる地にして、金の天會八年一三乾州を廢して、閭陽縣となし、廣寧府に屬せさせたり。許亢宗の行程錄第二十八に、乾州は、顯州を距ること僅に七里とあり、武經總要十二に、乾州は、北へ顯州まで七里とも、又乾州より東へ顯州まで八里ともいふ、要するに乾州は、顯州の西南七八里の近傍に在りし所にて、顯州は、今の廣寧縣の東方約二十五清里の地に在りしなれば、乾州は、今の廣寧縣の東南に當れるなるべし。明一統志十五に、乾州は、廣寧の西南七里に在りといへるは、顯州をば、廣寧と同地なりと誤解したるに由れり、同書卷同に又、閭陽城は、廣寧の西南五十五里に在り、遼の時、奉陵縣を置き、金に至て閭陽縣と改められたりと記す、奉陵縣は、乾州の治所なれば、前に廣寧の西南七里と云へると、後に同地の西南五十五里といへると、互に矛盾するはいかが、是れ蓋し、金代の閭陽縣に前後の二ヶ所ありしことを辨へざるが故なるべし。金の王寂の遼東行部志に、閭陽縣は、もと廣寧府の近傍に在りしを、大定二十九年一八東南六十里の南州寨といへる地に移して、新縣治と爲せりと謂ふ(三)、されば、金の閭陽縣は、先には、遼の乾州の位置に在りしが、後に南方へ移されたるなり、明一統志に、廣寧の西南五十五里といへるは、この後者を指したるにて、その地は、今日なほ

閩陽驛の名を存す。^(三)

(二) 釋笠孫の藕香零拾の中に在り。滿洲源流考にも屢々この書を引用せり。

(三) 甲辰次閩陽新縣閩陽遼時乾州也。承天皇后葬景宗於光瑩陵之東南。建城曰乾州。取其陵在西北隅。故以名焉。本朝以其縣去廣寧府五里。改州爲縣。去歲又以縣非驛路。移東南六十里。舊南州寨爲縣治。遼東行部志は、明昌元年の撰なれば、文中に去歲とあるは、大定二十九年のことと思はる。

(三) 金の閩陽縣に閩陽鎮といへる所あり。是れ閩陽縣が南へ移されて後、故縣址を鎮となしたるものなるべければ、この閩陽鎮は、即ち遼の乾州と同地ならむ。閩陽鎮は、金史地理志の廣寧府の條に見ゆ。

乾州は、その治所を奉陵縣といひ、別に延昌靈山司農の三縣と海北州とを領せり。この三縣の位置は明かならず。海北州は、治所を開義縣といひ、中京道の宜州に屬したることもあり。遼東志^一に、開義の廢縣は、義州の南四十里に在り、と見ゆるもの是れなり。

一五 貴德州 今の鐵嶺縣の東南

遼史に、貴德州には、范河范河の誤か及び大寶山ありといひ、金史卷二十四東 京路の條には、貴德州州名は遠金相に在り、范河ありといふ。大寶山は、今の鐵嶺縣の東方五十清里に在り、范河は、鐵嶺縣の南三十清里に在るを觀れば、貴德州は、今の鐵嶺縣の東南なる山地の中に在りしと考へら

る。遼東志^一に、鐵嶺の南六十里なる小清河は、歸德州南の山に發源し、西に懿路の南を流れて、遼河に注ぐといふ。歸德州は、即ち貴德州にして、小清河即ち今の北、鐵嶺縣の東南に在りしこといよいよ明白なり。大清一統志^{卷三十九}に、貴德州の故城は、鐵嶺縣の東南に在りと謂へるは是なり。讀史方輿紀要^{卷三十七}に、貴德州の故城は、瀋陽衛今の奉天府の東八十里に在りといひ、又瀋陽衛の東北八十里なる撫順所は、傳ふる所にては、金代に貴德州の設けられたる所なりといふといふ、この兩様の紀事は、その非なることおのづから明かなり、尤も撫順所所とは明代に設けられたる小衝成地なり即ち今の撫順は、貴德州の領域内には含まれ居たれど、州治の所在地にはあらざりき。貴德州は、州治を貴德縣といひ、他に奉德縣を領したれど、その位置不明なり。

一六 瀋州 今の奉天府

瀋州は、金代にも同名にして、元代にては、瀋陽路となり、明代には瀋陽衛と呼ばれ、清初に盛京と名づけられ、順治十四年七年一六五奉天府を設けたり、瀋陽の名は、今もなほ俗稱として行はる。遼東志^一に、城南の渾河は、古の瀋水にして、瀋陽の名は、この河に因りて起れるなりといひ、又渾河より分流して、城の傍を過ぎ、復た渾河に入る小河ありて、之を小

潘水といふといへり。渾河の名は、すでに遼代に見ゆれど、それ以前に、この河を潘水と稱したりとの説は、何に據れるものなるかを知らず。また遼史に、潘州は、もと挹婁國の地にして渤海の代に潘州を建てたりと記す、唐書卷二百十九渤海傳に、渤海の府州の名を掲げたる中には、潘州の名見え、只挹婁の故地を定理府となし、その下に定州と潘州とを置くこと見ゆ。挹婁は、肅慎と同じものにて、滿洲の東北部に居りし部族なれば、潘州を挹婁の故地といへる遼史の誤は明かにて、遼史は又、渤海が挹婁の故地に建てたる潘州をば、潘州と誤解して、潘州の名は、渤海に始まりと記したるにあらざるか。遼史二卷太祖紀に、神冊六年十二月、詔徙檀順民于東平潘州とあるは、潘州の名の遼史に見ゆる初なり。

潘州は、治所を樂郊縣といひ、別に靈源縣と巖州治所を白巖といふとを領したれど、その位置共に明かならず。金代に巖州滿洲に於ける金の疆といへる地あり、今の遼陽の東南なる安平是れなり、遼の巖州は、是れと同じからず。また金の巖州の北にて、今の遼陽の東方五十七清里の邊に、金の石城縣ありき、遼の巖州は、或は是れかとも思はるれど、證據なければ、それと決するに由なし。

一七 集州今の奉天府の東南なる奉集堡

集州の治所は、奉集縣といはれ、金の代には、ただ奉集縣となりて、貴德州に隸せり。遼東志一巻に奉集縣の故城は、遼陽の東北八十里に在りて、明代には、奉集堡といへりといふ、今も同じ名にて、奉天府の東南四十五清里に在り。

一八 廣州今の奉天府の西南なる彰陽驛

廣州の治所は、昌義縣といはれ、金代には、章義縣と呼ばれて、潘州に屬したり。今、奉天府の西南六十清里に彰驛站といふ村あり、彰驛は章義の轉音にして、この村即ち遼の廣州の遺址なり。

一九 遼州今の新民府の東北なる遼濱塔

遼州は、その治所を遼濱縣といひ、金代には、州廢せられて、遼濱縣となり、潘州に屬せり。遼史に、遼州の城内に、遼河、羊腸河、蛇山等ありといふ、羊腸河は、今の新民府の東なる養息牧河のことにして、蛇山は、新民府の東北七十清里に在るを觀れば、遼州は、今の新民府の東北に在りし所なるを察し得べし。大明一統志卷二には、遼濱縣は、潘陽今の奉天の西北百

八十清里に在りといふ、これに由りても亦、遼州は、遼河の右岸に近く、今の新民府の東北に當ることを知るべきなり。今日、新民府の東北約六十清里、遼河の右岸に、遼濱塔といふ地あり、是れ蓋し古の遼州遼濱縣の遺址なるべし。

(二)武經總要^{卷二}に、遼州の位置につきて次の六ヶ條の記事を載す。(イ)遼州、古遼西北之地、臨渝關在州東北五里、先是遼平渤海遷其民置州以居之、仍名其邑曰遷民、東至來州七十里云云。この文は、遼州と遷民とを同所と認めたるなり。遷民は、遼の遷州^後の治所たりし遷民縣、即ち金の遷民鎮のことにして、今の山海關の地なり、その東なる來州も、遼の來州^後にして、今の山海關の東北に近き前衛城なり。されば右の文に遼州とある遼の字は、明かに遷の字の誤なること知るべし、從て右の文は、遼州のことにつきては何の参考とすべき所なきものなり。(ロ)閩州東至遼州四十里。閩州は、遼の潤州^後にして、今の山海關の西なる海陽鎮なれば、この文の遼州も亦、遷州の誤なること明かなり。(ハ)遼州北六十里至宜州。宜州は、遼の宜州^後にして、今の義州の附近に在りき。されど、遼代に於て、今の義州の南方に、遼西州^前はありしかど、遼州といへる所なし、この本文の遼州は、蓋し遼西州の誤なるべし。(ニ)顯州東至遼州九十里。顯州は、前に述べたる如く、今の廣寧縣の東方約二十五清里の邊に在りし所にして、その東九十里にては、今の新民府附近に到るを得ず。(ホ)乾州西至遼州六十里。乾州は、前に云へる如く、顯州と甚だ相近き所なれば、その西六十里といふことは、前の(ニ)の本

文に抵觸し、甚だ了解に苦む所なり。(ヘ)雙州西至遼州七十里。雙州は、後に見ゆる如く、今の鐵嶺の西六十里に在りし地にて、それより西へ七十里といへば、大抵今の遼濱塔の邊に相當すべし。されば以上六條の中、只最後の條のみは、その當を得たるものと謂ふて可なり。

遼州の隸下に、安定縣あり、その位置詳ならず。また別に、棋州を領せり、その治所は慶雲縣といはれ、金の代には、州廢せられて慶雲縣のみ存せり、今の開原縣の西約四十清里、遼河の左岸に近き慶雲堡^{即ち}是れなり。棋州は、前に檀州と名づけられたりしを、後に名を改められたるなり、金史^{卷二十四}平路の條に、棋を祺に作る、いづれが正しきかを知らず。

二〇 通州 今の長春府農安縣の西南

通州は、治所を通遼縣といひ、他に歸仁、漁谷、安遠の三縣を領したれど、この三縣の位置、共に詳ならず。

通州は、さきに龍州と稱せられたるを、聖宗の時、名を改められたるなり、而して龍州は、一に黃龍府とも呼ばれたる所にして、遼代に、黃龍府は、前のものと後のものとの二ヶ所あり、この通州は、前のものにして、古の扶餘國王の城、渤海の扶餘府なり。後の黃龍府は、今の長春府農安縣にして、前の黃龍府の東北に置かれたる所、言ひ換ふれば、通州は、今の

農安縣の西南に近かりし所なり。この事は、なほ後に見ゆる龍州の條を參照すべし。

二一 韓州今の昌圖府奉化縣の西南なる八面城附近

韓州は、治所を柳河縣といひ、金代にも、同じく韓州と稱せり。東三省輿地圖說に、清の道光元年一八二一年に、吉林將軍富俊、八面城今の昌圖府奉化縣の西南に於て、出土の銅鏡を得たり、その背面に韓州刺史の四字を刻せるを觀れば、八面城は即ち韓州なること疑無しと謂へり。遼東行部志に、韓州は、(三)四たび其の治所を變じたりとありて、その中二ヶ所は、遼河に近き邊なりしといへば、今の八面城は、他の二ヶ所、即ち柳河縣と九百奚營とのいづれかに相當すべきなり、只之を決する事難く、又外に韓州の位置を考ふるに足るべき論據なきが故に、暫く、今の八面城附近として可なるべし。

(二)道光元年、吉林將軍富俊、赴昌圖廳八面城、查辦地畝案件、得一出土銅鏡、周篆內、清斯外、昭明、光輝、象夫、日月、心、忽、揚、而、顯、照、雖、塞、而、不、泄、長、母、相、忘、見、日、之、光、三、十、一、字、背、面、鑄、楷、書、韓、州、刺、史、四、字、是、八、面、城、即、金、之、韓、州、無、疑。

(三)韓州故城、在遼水側、常苦風沙、移於白塔寨、又爲遼水所侵、移於今柳河縣、又以地非衝途、徙於舊九百奚營、即今所治也。

二二 雙州今の鐵嶺縣の西

雙州の治所を雙城縣といへり、金の代には、初め、州廢せられて雙城縣のみとなり、次で縣も亦廢せられき。武經總要卷十二に、雙州は、銀州今の鐵嶺縣、次に見ゆの西七十里にして、瀋州今の奉天府、前に見ゆの北七十里なりといひ、遼東志卷一に、雙城縣の故址は、鐵嶺の西六十里なりといふ。この二ツの紀事に由りて、雙州の位置を推すことを得べし。

二三 銀州今の鐵嶺縣

銀州は、治所を新興縣といひ、他に延津、永平の二縣を領したれど、この二縣の位置は詳ならず。金史卷二十四、成平路の條に、新興縣は、遼の銀州にして、皇統三年三一一年、州廢せられ、縣は、咸平府に屬することとなりぬ、その域内に、范河今の鐵嶺縣の南あり、北には、柴河今の鐵嶺縣北にありありといふ。許亢宗の行程錄には、銀州は、瀋州の北百二十里約百〇三清里に在りと記す。これらの記事に據りて考ふれば、銀州は、今の鐵嶺縣に相當することを知るべし。今、縣の西、約三十二清里の地に、新興といへる村あり、蓋し故名の遺れるものなるべし。

二四 尙州(同州)今の鐵嶺縣と開原縣の中間

第一篇 滿洲に於ける遼の疆域

遼史に、尙州鎮遠軍、渤海爲東平寨、太祖置州とあり、金史卷二十四成平路の條に、銅山縣、遼同州、遼太祖時、以東平寨置と見ゆれば、尙州は、同州の誤にして、金代に、銅山縣となれる所なり、松漠紀聞に、この地を銅州と書す、是れも亦、同州とするを正しとす。同州はその治所を東平縣といひ、別に、永昌縣を領したれど、この縣の位置は詳ならず。

右に引ける金史に、銅山縣即ち同州の位置を記して、南に柴河今の鐵嶺あり、北に清河今の開原あり、西に遼河ありと見ゆるに據れば、同州は、今の鐵嶺縣の北、開原縣の南に在りしこと明白なり、松漠紀聞には、銅州即ち同州は、銀州の北四十里に在りといふ。遼東志卷一に、開原の南三十里に銅館驛といふ所あり、古の銅山縣なりといふ、銅館驛の名は今存せず、恐らくは、今の中固の北に近き邊なるべし。

二五 咸州今の開原縣

咸州は、その治所を咸平縣といひ、金の初に、咸州路、後に咸平路の治所となり、天德二年一一五〇年咸平府を置き、大定七年一一一六年咸平縣を改めて、平郭縣といへり。

松漠紀聞に、銀州の北八十里に咸州ありといひ、御寨行程に、この距離を九十里となす、許亢宗の行程錄に、これを四十里となすは正しからず、この事、なほ、後に見ゆ。依て前二書の紀事に

從へば、咸州は、今の開原縣附近に相當すべし。滿洲源流考卷十に、咸州は、開原縣と威遠堡開原縣の東北の間に在りしならむと謂へるは、從ひ難く、遼東志卷一に、咸平縣は、開原城の東北隅に在りしと謂へるは、當れり。

二六 信州今の昌圖府懷德縣附近

信州は、その治所を武昌縣といひ、他に定武縣を領したれど、この縣の位置、明ならず。松漠紀聞に、信州は、咸州の北三百六十里約三百十清里にありといひ、御寨行程は、この距離を三百二十六里約二百八十一清里となす。大清一統志卷四百一に、信州の故城は、科爾沁左翼旗の東南三百八十里に在り、全遼志に、開原の東北三百十里に、故城あり、周一里、八門あり、土民呼で信州城といふといへり。これらの紀事を合せ考ふるに、信州は、今の懷德縣昌圖府に屬すの附近に相當すべく、東三省輿地圖說には、信州は今の懷德縣なりと謂へり、たとへ今の縣城即ち古の信州なりや否やは明ならずとするも、その附近に在りしことは、殆ど疑なかるべし。

二七 賓州今の松花江と伊通河の合流點附近

第一篇 滿洲に於ける遼の疆域

賓州のことは、後に述ぶる所の「許亢宗行程録に見ゆる遼金時代の滿洲交通路」第三十卷の四程の十條を參看すべし。

二八 龍州即黃龍府 今の長春府農安縣

黃龍府は、保寧七年五九七に、その鎮將燕頰といへるもの叛亂を起し、尋で平らげられてより、一時廢せられて、その跡に通州前二を設けたるが、開泰九年一〇二〇に至り、更に位置を東北に移して、又黃龍府を設けたり。されば、黃龍府には、前のものと後のものとの二ヶ所ありて、今論せむとするは、その後のものなり、遼金交渉の際に顯はるる黃龍府も亦是なり。

金の太祖阿骨打が、今のハルピンの東南なる阿勒楚喀の地方に興り、西に向て、遼を伐ちける時、混同江即ち今の松花江を渡りて、黃龍府を攻め落したることは、金史一に見ゆる名高き事蹟にして、黃龍府が、今の松花江の西に近かりしこと、これにて推し測らる。その位置につきては、從來、左の如き諸説あり。

(イ) 盛京通志四十八卷本に、(二)黃龍府は、今の開原縣の界内に在るべしといひ、大清一統志十九に、黃龍府は、元初に、開元路に屬したる所なり、今の吉林城の西北二百餘里なる博屯

山上に、金の婁室の墓碑ありて、その文の末に、歸葬濟州之東南陝と見ゆ、濟州は、即ち黃龍府にして、今の吉林の地に在りしが如く見ゆれど、この山は、吉林の西北二百餘里に在るものなれば、黃龍府即ち濟州は、明かに吉林には非ず、今、開原は、正に吉林の西北に位し、古の開元城も、實にこの縣の境内に在るを觀れば、開原こそ黃龍の故地に相當すべきなりと謂へり。滿洲源流考十には、黃龍府は、今の開原とその邊外の境とに在りきと謂へり、但しここに黃龍府に二ヶ所ありし如く書したるは、前に云へる如く、前者と後者との二ありしこと、遼史に見ゆるが故なり。

(二) 黃龍府、本渤海扶餘府、遼太祖平渤海、遷至此、有黃龍見、更名龍州、黃龍府、開泰九年、遷其城於東北……今按其地在今縣開原界内。

(三) 黃龍府：元初屬開元路：按、今吉林城西北二百餘里、有博屯山、上有金婁室墓碑、末云歸葬濟州之東南陝、濟州即黃龍府、據此則似濟州在今吉林地矣、不知山在西北二百餘里、已明不是吉林地、且碑云濟州東南陝、又不知其在濟州幾百里也、於吉林云在西北、於濟州在東南、則是博屯山正在二地犬牙相入之界、將此山古屬濟州、金屬吉林、或未可定、然則此知吉林濟州之相去數百里、而不得合一明矣、今開原正在吉林西北、而古開元城實在縣境、便知此是黃龍故地也。

黃龍府が、今の開原若くはその界内に在りしといふ説は、廣く行はれたるものなれど

も、甚だ正鶴を失へるものにして、大清一統志が金の婁室の墓碑を考據として、府は、今の吉林の西北方に在りしと考へたるは、實に然るべき所ながら、今の開原を指して、吉林の西北に位すと謂へるは、明に曲解なり。松漠紀聞に、黃龍府の南百餘里を賓州といひ、この州は混同江今の松花江に近しとあるより推しても、黃龍府は、松花江の近傍にて、決して今の開原には非ざるを知るべく、又同書に、黃龍府は、混同江を距ること百四十餘里といひ、許亢宗の行程録には、二百十里といふ、これ約百十清里、又は約百七十五清里に相當する距離にして、今の開原縣より松花江までは、比較的近き距離即ち吉林開原街道上に於て測りても、實に六百清里に餘る、是れ益、開原を黃龍府とすることの非なるを示すものなるのみならず、今の開原は、前に述べたる如く、遼の咸州に相當すべき地にして、松漠紀聞に據れば、黃龍府は、咸州の北なほ五百五十里の遠きに在りし所なり。

黃龍府を今の開原とする説は、何に由りて起りたるかを考ふるに、恐らくは、元史卷十九地理志に見ゆる次の文を誤解したるに因るものなるべし。その文に、開元路、古肅慎之地、隋唐曰黑水靺鞨、其後、渤海、靺鞨皆役屬之、又其後、渤海浸弱、爲契丹所攻、黑水復擅其地、即金鼻祖之部落也、初號女真、後避遼與宗諱、改曰女直、太祖烏古打、既滅遼、即上京設都、海陵遷都於燕、改爲會寧府、金末、其將蒲鮮萬奴據遼東、元初出師伐之、生禽萬奴、師至開元、恤

品東土悉平、開元之名始見於此、乙未歲、立開元二萬戶府、治黃龍府、至元二十三年、改開元路と見ゆ。是れ元の開元路の沿革を述べたるものにして、開元路は、今の北滿洲に於て、廣大なる地方を含みたる區域なり、其の治所は、一たび黃龍府に置かれたることありしとしても、開元即ち開原が黃龍府たりしとの義には非ず、されど右の文を速断する時は、開原を直ちに黃龍府と同地なりとする誤を生じ易し。讀史方輿紀要卷三十七に、開元城、今三萬衛治、蒙古窩淵臺六年、初立開元南京二萬戶府、治黃龍府、或以今城即黃龍城、非也、蓋初寄治於黃龍府、後徙今治と謂ひて、開元を黃龍府とすることの非なるに心付きたるは、至當の見解といふべし。

(ロ) 蒙古游牧記卷一、郭爾羅斯旗の條は、許亢宗の行程録に、信州今の懷德縣附、近前に見ゆの北百三十里に黃龍府ありといへるに據り、信州をば、今の開原縣境に在りとなして、これより北百三十里といへば、黃龍府は、昌圖の西北、赫爾蘇河の北岸の邊に在りしならむと考へたり。信州をば、今の開原縣附近とすること、既に誤れるが上に、許亢宗の行程録に示さるる里數を偏信したる事なれば、右の推定の探るに足らざる事、甚だ明白なり。許亢宗の行程録は、藩州即ち今の奉天府より以北、金の國都會寧府今のハルビンの東、南約十里なる白城に至る迄の距離に付きて、頗る疑はしき點多きこと、後に述べれば、それに由りて、蒙古游牧記の推定が正しから



ぬことを思ひ合はすべし。

(二)郭爾羅斯前旗東南二百里、有龍安城、全遼志龍安城在一禿河西、金山東、冊說城周七里、門四、趾尙存、旁有塔、亦名農安、一統志按金史地理志、天眷三年、改遼黃龍府爲濟州、大定九年、更爲隆州、貞祐初、升爲隆安府、以地效之、此龍安城、卽隆安之譌、乃遼黃龍府舊址、今永吉州西北、皆古黃龍府之地、特其城隔在遼外、後人遂茫無所據耳、穆案、一統志於奉天府下、又以黃龍府爲在開原縣境、其說與此兩岐、今以地望驗之、非是、故不取、盛京通志、引聖祖仁皇帝御製文集、今烏喇山嶼間、古木灌莽、演潦徧野、卽古黃龍府之地也、楊賓柳邊紀略、黃龍府、盛京志在開原縣、按金史地理志、天眷三年、改黃龍府爲濟州、而婁室墓碑、載室葬於濟州之東南、與吉里、今其墓在船廠林府、吉西二百里之薄屯山、則當日黃龍府治、應在今石頭河雙陽河之間、又松漠紀聞、黃龍府南百餘里、曰賓州、州近混同江、其說又合、若開原、則去混同江六百餘里、金太祖安能一渡江、卽據有之邪、穆案宋許亢宗、於宣和六年、充賀金主登極使、著行程錄、記自雄州、至上京會寧府、道里曲折、至爲詳悉、黃龍府、亢宗實親歷其地、則故址所在、必當以亢宗之言爲斷矣、案錄云、自瀋州七十里、至興州、五十里、至銀州、又四十里、至咸州、自咸州四十里、至肅州、又五十里、至同州、自同州三十里、至信州、自信州九十里、至蒲里、字臺寨、自蒲里四十里、至黃龍府、自此東行、計凡四百一十里、瀋州爲今承德縣地、○この縣は、幸、興州當在今承德鐵嶺之間、而銀州、則鐵嶺縣治也、咸州、在今鐵嶺縣東、同州、舊說以爲卽漢襄平縣地、在今遼陽州北、今案由咸州四十里、至肅州、肅州、在今鐵嶺縣東北、肅州、至同州、五十里、同州、至信州、三十里、信州、故城在今開原縣境、然則同州故城、在今鐵嶺開原南北之交、其里到皆可覆核也、自信州百三十里、而至黃龍府、錄云、自此東行、明前此皆東北行也、以輿圖驗之、黃龍府故址、當在今柳條邊外、昌圖廳西北、赫爾蘇河之北岸。

(ハ)佛蘭西の東洋學者シャヴァンヌ氏 Chavannes は、許亢宗の行程錄に、信州より黃龍府を

經て混同江○今の松花江の岸に至る迄三百四十里とあれども、松漠紀聞竝に金虜圖經にはこれを三百二十里とすることを参考し、且つ宋代の一里は、一清里より五分一短しとの意見を懷きて、黃龍府の位置に關して、次の如き説を述べたり。(二)許亢宗の行程錄に、信州より松花江の渡過點に至るまでを、三百四十里となしたるは正しとす、何とならば松漠紀聞及び張棣○金虜圖經の著者にも、この間を三百二十里となせばなり。されば行程錄の是の部分は、正確なる考據とするに足るものにして、この條に據るときは、黃龍府は、松花江の渡過點より二百十里離れたることを知る、○信州と黃龍府の距離は、許亢宗に據れば、百三十里なり、而るが故に、これを三百四十里より減じて、二百十里を得、而して松漠紀聞に、信州混同江間を三百二十里としたるは、今の約二百六十六、六清里に當るに由り、次の問題を生ずべし、卽ち許亢宗が三百四十里と計算したる距離は、今の二百六十六、六里なり、然らば許亢宗が二百十里と計算したる距離は、今の幾何里に當るべきかと云ふこと、是れなり、其の答は、百六十四清里となる。然らば、黃龍府は、盛京より吉林○即ち吉林府に通ずる街道上に於て、この街道が松花江を横ぎる地點より、百六十四清里

こなたの所に在りしならむ。」⁽¹⁾

(1)この説は、シヤヴァンヌ氏が許亢宗行程録の譯文 *Relation de Hin K'ang-Tsong* の注に述べる所にして、*亞細亞學報* (*Journal Asiatique*, IX^e Serie, Tome XI, P. 418-419) に見ゆ。

(1) *De Sin tchou au passage de la Soungari.* Itinéraire de *Hiu K'ang-tsong* estime la distance à 340 *li*; cette évaluation est suffisamment exacte, puisque les itinéraires de *Song mo ki ven* et de *Tch'ang T'p* donnent pour la même le nombre de 320 *li*; nous pouvons donc considérer cette partie de l'itinéraire de *Hiu K'ang-tsong* comme assez correcte pour qu'on fasse fond sur ses données; or est itinéraire nous apprend que *Hoang-long fou* est à 210 *li* du passage de la Soungari. D'autre part, les 320 *li* indiqués par le *Song mo ki ven* comme la distance totale entre *Sin-tchou* et le passage de la Soungari équivalent à 266 *li* actuels environ (320 : 1,2 = 266,6). Le problème se ramène donc aux termes suivants: étant donné qu'une distance de 266 *li* actuels est évaluée par *Hiu K'ang-tsong* à 340 *li*, trouver quelle est en *li* actuels la distance que *Hiu K'ang-tsong* évalue à 210 *li*. Cette distance est de 164 *li*. La ville de *Hoang-long fou* devait donc se trouver sur la grande route qui mène de *Cheng-king* à *Kirin-oula*, et il faut la placer à 164 *li* avant le point où cette route traverse la Soungari.

シヤヴァンヌ氏は、許亢宗行程録の道筋をば、今の開原より吉林街道に由りて吉林に達し、それより北に折れて、金の國都に向へりと考へたれば、右の如き推定を得るに至りしなり。されどもその實、許亢宗は、今の開原より北に、昌圖八面城を経て、懷徳の地方を過ぎ、伊通河の河孟に出でて、以て松花江岸に達したるものなるを思へば、シヤヴァンヌ氏の推

定は、その當を得ざるものと謂ふべく、この事に付ては、なほ、後に出せる「許亢宗行程録に見ゆる遼金時代の滿洲交通路」を参照すべし。

(二) 大清一統志^{卷三}は、前に云へる如く、黃龍府は、今の開原縣なりと説きながら、又別の條^{卷四百五ノ二郭}に於て、黃龍府は、龍安城なりとの一説を掲ぐ、龍安城とは、今の長春府農安縣のことなり。⁽¹⁾その説に、龍安城は、明代に開えたる所にして、一禿河^{今の伊通河}の西に在りて、⁽²⁾旁に龍安塔あり、又農安ともいふ、⁽³⁾金史^{卷二}地理志に、天眷三年^{一〇一一年}遼の黃龍府を改めて、濟州となし、大定九年^{一一六九年}更めて隆州となし、貞祐の初^{一二年}に、隆安府と改むとあり、龍安は、即ち隆安の訛にして、遼の黃龍府の舊址即ち是れなりと謂へり。隆安が訛して、龍安となれるは、尤も然るべき處、又訛して農安となれるは、*r*と*n*の音轉にして、この音轉の例は甚だ多く、毫も疑ふべき由なし。黃龍府の位置に關する諸説の中につきて、右の説は、最もその當を得たるものなり。

(二) 龍安城在郭爾羅斯前旗東南二百里、明統志、龍安一禿河在三萬衛^{今の西北金山外、元將納克楚}、^哈出分兵爲三營、一曰榆井深處、一曰養鷺莊、一曰龍安一禿河、及大將軍馮勝征納克楚、兵駐金山、遣副將於此、受其降、全遼志、龍安城在一禿河西、金山東、册說、城周七里、門四、址尙存、旁有龍安塔、又曰農安、天命九年、科爾沁爲察哈爾所侵、我貝勒阿巴泰率師救之、兵至農安塔、察哈爾倉皇夜遁、即此、按金史地理志、天眷三

年、改遼黃龍府爲濟州、大定九年、更爲隆州、貞祐初、升爲隆安府、以地考之、此龍安城、卽隆安之祇、乃遼黃龍府舊址也、今永吉州西北、皆古黃龍府之地、特其城、隔在邊外、後人不知、遂茫無所據耳。

(三)この塔、今も農安縣城の傍に存す。

大清一統志の右の説に對して、旁證となるべきものは、金の將軍完顏婁室の墓碑なり。婁室は、黃龍府の攻略に參與したる人にて、金史卷七に本傳あり。その墓碑のことは、柳邊紀略、扈從東巡日錄などに見ゆれど、今は存せず。もと在りし所は、今の長春府の南約三里、俗に石碑嶺といふ山なり。碑は、失せられたれども、碑文は、幸に吉林通志卷十に載せられ、その末つ方に、天會八年十二月九日、卒於涇州回口之西原、年五十有三、軍中哭之、如親喪焉、訃聞、太宗震悼、詔遣親衛、馳驛護其喪、歸葬於濟州、東南奧吉里(一)と見ゆ。濟州は、卽ち碑の黃龍府なること、金史卷二地理志に見ゆれば、婁室の墓の在る所、卽ち今の石碑嶺は、黃龍府の東南に當り、逆に言へば、黃龍府は、今の石碑嶺の西北に位したるものなり。而して、今の農安縣を府の位置とする説は、能くこの關係を説明するに足るものなり。

(一)吉林通志卷十に曰く、金史詳校に引用せらるる碑文には、東奧吉里の東の下に、南の字あり、方向を考ふれば、南の字あるを良しとす、但し奧吉里とは地名にて、滿洲源流考に、昂吉里と書す、昂と奧とは、音相近し、金史詳校には、東南陝と書きて、吉里の二字を脱し、東南の隅の意に解したるは、誤れりと、こ

の説に從て、東南奧吉里とする方正しき乎。大清一統志卷三に引用せる碑文にも、東南陝の三字のみを書したるは、誤れる乎。

前にも述べたるが如く、大清一統志卷三は、完顏婁室の碑文を引證しながら、之を以て、黃龍府卽ち龍安なりとの説を助けむとはせず、却て之を以て、黃龍府卽ち開原縣なりとの説を證せむと試みたるは、正に曲解と謂ふべく、柳邊紀略は、右の碑文を引きて、開原説を排斥したるは、さることながら、同じき碑文に據りて、黃龍府は、石頭河と雙陽河の間に在りしならむと考へたるは、當らずと謂ふべし、この兩河は、共に今の長春府の東南に在りて、雙陽は、又、刷煙とも書す。蒙古游牧記も、右碑文を知り、且つ大清一統志の龍安に關する一説をも知りながら、これを顧みずして、黃龍府を昌圖の北方に求めたるは、前に論じたる如く、全く許亢宗行程錄の里數に拘泥したればなり。東三省圖說に、龍安説を採り、農安城、在伊通河西二里、城基與冊說合、西門外半里、有農安塔、知農安龍安皆沿隆安而易其字者也、是扶餘府黃龍府卽今農安、無疑と謂へるは、吾人の正に同意する所なり。許亢宗の行程錄に、黃龍府のことを記して、自此東行と見ゆ、奉天府方面より、今の農安まで、絶えず北行し來り、これより今のハルピンの東南なる白城、卽ち金の國都に向ふとせば、東行の一句、方位に於て、略當れりといふべし。また行程錄に、黃龍府と信州の間を百三十

里約百となし、松漠紀聞には、之を百八十里約百五とし、御寨行程には、之を二百二十里約百とす。今懷德縣信州と農安縣の距離は、約百五十清里長春をにして、行程録を除きたる他の二書に示されたるものと大差なきを見る、是れも亦農安説の爲に、一考に供ふべきなり。

(二)前に引用せる蒙古游牧記の本文を参照すべし。

さきに述べたる如く、黃龍府には、前のものと後のものとの二つありて、許亢宗の通過したるもの、竝にその他の記録に見ゆるものは、大抵その中の後者を指せるなり。これ今の農安縣なりとせば、前者はその西南方遠からぬ邊に在りしものにして、この前者こそ、渤海の代に扶餘府と呼ばれ、なほ古くは扶餘民族の王城たりし地にはあるなれ。唐代に、高句麗遠征の舉ありて、扶餘城の戦のこと數々唐書に見ゆ、この扶餘城も亦右に云へるものと同じく、後に渤海の領となりて、扶餘府と呼ばれるに至りしなり。

黃龍府は、その治所を黃龍縣といひ、別に、遷民縣永平縣安遠州清州雍州益州及び威州を領したれど、最後の二州を除きたる外は、その位置詳ならず。

イ益州 農安縣の東方約八十清里なる西小城子これなり。松漠紀聞に、濟州即ち黃龍府より七十里にして、易州即ち益州に至るとあり。東三省輿地圖説に、萬金塔農安縣の東より六十清里

東へ二十清里の所に、路傍に古城二つあり、相距ること近し、その一を西小城子といふ、即ち古の益州なり、他の一を東小城子といふ、即ち古の賓州なりと謂ふ。許亢宗の行程録に、黃龍府より東へ混同江に至る途中、路傍に益州と賓州との二空城を見たりと記す、東三省輿地圖説に述ぶる所は、正に之と合するに似たれば、姑くその説に従ふべし。

□威州 松漠紀聞に據れば、黃龍府より南へ百四十里に威州あり、その南四十里にして信州に到れり、又御寨行程には、黃龍府の南五十里に威州あり、又南百七十里にして信州に到れる由見ゆ。この二つの紀事は、威州の位置を示すに於て甚だしき相違あり、されども前者に従へば、威州はあまり信州に近か過ぎて、黃龍府を距ること遠きに過ぐるに似たれば、むしろ後者に従ふこと適當なるべし、然る時は、威州は、今の農安縣の南約四十三清里の邊に在りしならむ。

二九 銅州今の海城縣の東南なる析木城

銅州の治所を析木縣といひ、金代には、州廢せられて、析木縣のみとなりて、澄州に屬したり。澄州は、遼の海州にして、今の海城縣、而して析木縣は、今の析木城なり。

三〇 率賓府今のウラジナストクの北約三十六里なるニコルスク

率賓府の地方は、もと率賓國といはれ、渤海の代に、率賓府を置き、遼これに従ひ、金に至つて、恤品路と呼ばれたり、恤品も率賓も同音なり。今、滿洲の東邊に、綏芬といふ河あり、寧古塔の東南、老爺嶺山脈に發源し、東南に流れて、アムール (Amur) 灣に注ぐ、ウラヂヲストク *Wladiwostok* 港、この灣口に臨めり。綏芬の名は、即ち率賓の名の殘れるものにして、古の率賓といへる地方は、この河の流域を指せるなり。東三省輿地圖說に、恤品路の治所は、綏芬河のほとりなる雙城子 (即ちニコルスク *Nikolsk*) なるべしといへる説は、その當を得たるものなるべく、從て遼の率賓府の治所も亦、この所に在りしならむ。なほ、後に出せる「滿洲に於ける金の疆域」の中、恤品路の條を参照すべし。

三一 定理府位置未詳

遼史に、定理府は、古の挹婁の地なりといふ。挹婁は、肅慎と同じく、今の滿洲の東邊に居たる民族にして、定理府は、その地方に設けられたるものなれども、その位置を明に定むること難し。疑ふらくは、今の烏蘇里江のほとりにして、率賓府より北に位したるに非るかなは能く考ふべし。

三二 鐵利府黒龍江と烏蘇里江の合流する地方の中

鐵利は、鐵驪とも書きて、遼史及び高麗史に屢々見ゆる名なり、契丹國志卷十二には、鐵驪とも書す。遼史卷十に、聖宗が、東北の越里篤削阿里、奧里米、蒲奴里及鐵驪等の五部に命じて、歲毎に貂皮六萬五千竝に馬三百を貢せしめたること見ゆ。鐵驪を除きたる他の四部は、遼代に五國部後出づと稱せられたる部族の中にして、今の松花江の下流地方に散在したるものなれば、鐵驪も亦その附近に居たるものと想はる。遼史卷六に又、應曆二年九五、鐵驪が、鷹鶻を獻じたること見ゆ、鷹の中に、海東青 (*Haliaeetus albicollis*) と呼ばれたるものは、東海の名産にして、金の太祖は、兵を擧げざる以前に、屢々五國部の地方に遠征を試みて、海東青を捕へ、之を遼帝に獻じ、遼帝は之を以て鷹鶻を爲すことを樂みき。鐵驪が、特に鷹を獻じたりといふは、その國が東海を距ること遠からざりしに因るなるべし。高麗史卷四に、顯宗の十三年二〇二、鐵驪の酋長が、黒水の人を遣はして、物産を獻せさせたりと見ゆ、黒水とは、今の黒龍江が松花江と合流する邊を指したるなれば、鐵驪も、この河の附近に在りしものと推測せらる。その國は、蓋し今の黒龍江と烏蘇里江の合流する地方に位したるならむ、鐵利府も、その地方に在りしと覺ゆれど、その位置を詳にすること能はず。

三三 長嶺府今の興寧の北な

遼の長嶺府は、渤海の長嶺府に同じ。唐書三下四十に引用せらるる賈耽の道里記に、安東都護府今の遼より北へ、蓋牟新城及び渤海の長嶺府を経て、千五百里にして渤海の王城に至ると見え、唐書十九渤海傳には、長嶺府は、營州今の錦州府の西北約百に通ずる街道に在りと謂ふ。蓋牟は、今の奉天と遼陽の間に在りし所、新城は、今の奉天、渤海の王城は、今の寧古塔の西南なる東京城なり。されば、右に示されたる街道は、今の遼陽より北へ奉天に出で、渾河の谷地を溯りて、然る後、輝發江の流域に通じたるなるべし。渤海の王城は、今の東京城に移さるる前には、今の輝發江の下流、これと松花江の合流する地點に近き邊に置かれたることより考へても、右の街道が、輝發江の流域を経たるものなること明かなり、即ち長嶺府は、今の奉天附近より、渾河に沿ふて、輝發江流域に至る街道の中に位したるものと考へらる。滿洲源流考十に、今の吉林府の西南五百清里、英頼城興寧の北約百二十清里の東方に、長嶺子といふ山あり、土名を果勒敏珠敦 (Golmin Judun 長き嶺の義) といふ。古の長嶺府は、この山の附近に置かれたるならむと謂ふ、この説に従ふべし。

三四 懿州今の新民府彰武縣

箭内氏の「滿洲に於ける元の疆域」後二の中、遼陽路懿州の條を参照すべし。

三五 順化城

三八蘇州の條を参照すべし。

三六 衍州今の遼寧州の西南

衍州の治所を宜豊縣といひ、金代には、州廢せられて宜豊縣となり、遼陽府に屬せり。金史十四地理志に、この縣の域内に東梁河ありきと云ふ、是れ今の太子河なり。明一統志十五に、この縣の故址は、遼陽の西南一百里に在りといひ、盛京通志四十八本、竝に大清一統志十九之に従へり。遼東志一には、この縣の故址は、遼陽の東南八十里に在り、其の地に安平の曠山ありて、(二)行省の碑ありと記す、是れ前説と大に異れり。安平は、遼陽の東約四里の所に於て、南より太子河に注ぐ湯河の岸に沿へる小村にして、今も同じき名を存す。右の兩説を按ずるに、安平に在りといへる縣址は、金の石城縣に關するものにして、宜豊縣にあらざるに似たれば、しばらく、明一統志の説に従ふべし。金の石城縣のことは、後に出せる「滿洲に於ける金の疆域」の中、遼陽府の條を参照すべし。

(二)行省は金代に於ける行尙書省の略にして、地方に設けられたる高等官衙の名なり。金史^{卷十}に河北行省又は河北行尙書省の名見え、同書^{卷五}に遼東行省の稱を載せ、又行中書省の稱を記す。行省の名は金の季世に興りたるやに思はれ、その遼東方面に設けられたるは、蒙古の侵入に對する防備の必要に出でたるなるべし。

三七 歸州^{今の熊岳城の西南}

歸州の治所は、歸勝縣といはれ、金代には、歸勝鎮となりて、化成縣即ち今の金州に屬したり。いま熊岳城の西南三十清里、海に近く、歸州城といふ所あり、是れ遼代の歸州なり。

三八 蘇州^{今の金州}

蘇州は、その治所を來蘇縣といひ、別に懷化縣を領したれども、この縣の位置は詳ならず。蘇州は、金代には、化成縣と更められ、貞祐四年^{六一二}に、^(一)金州と改められき、是れ今の金州なり。^(二)鴨江行部誌に、自永康、次順化營、中途望西南、兩山巍然浮於海上、訪諸野老、云此蘇州關也とある、永康は、次に示すが如く、今の復州にして、これより蘇州に向ふ途上に在りし順化營は、即ち前の^(三)三五順化城を指したるものと思はるれど、その位置を詳にする

こと能はず。蘇州は、遼金の代に、遼東より、今の山東省の北岸へ通する海路の要津となりたることあれば、之を蘇州關と云ひたるにや。

(一)金史^{卷二}地理志^{東京路}を見よ。
(二)滿洲源流考^{卷十}に引用せらる。

三九 復州^{今の復州}

復州は、今の復州にして、その治所を永寧縣といひ、別に德勝縣を領したれども、その位置詳ならず。金の大定七年^{七一九}永寧縣は、永康縣と更められたれども、復州の治所たること、遼代に同じかりき。

四〇 肅州^{今の開原縣の北}

肅州の治所を清安縣といへり。松漠紀聞に、肅州を宿州と書し、威州即ち今の開原縣の北四十里に在りしと謂ふ、御寨行程には、この距離を三十里となす。されば、肅州は、今の開原縣の北、昌圖府の南の邊に在りしと覺ゆれど、その位置詳に定め難し。金の皇統

三年^一四 肅州は、ただ清安縣となりて、咸平府に屬することとなりぬ。

四一 安州今の開原縣の北、舊遼州附近

後に出す所の「滿洲」に於ける金の疆域の中、咸平府歸仁縣の條を見よ。

四二 寧江州今の伯都納子、東南石頭城子

寧江州は、その治所を混同縣といへり。金の太祖、兵を起して遼を討ちたる時、寧江州の守將蕭兀納は、金兵と寧江州に戦つて破れ、混同江即ち今の松花江を渡つて西に走れる事あれば、この州はこの河の東に近かりしと思はる。太祖は、涑流水即ち今の拉林河のほとりに於て、その軍に告諭を下し、然る後、寧江州を攻めて之を陥れ、次で又、遼の軍を出河店に破れりき。太祖が、その軍に告諭を下したる處は、謂ゆる得勝陀にして、今の拉林河の左岸にて、この河と松花江の合流する地點の南に近き、今の石碑巖子なり。出河店は、今は珠赫城といひて、伯都納(新城府)の東南に在り。されば、寧江州は、今の石碑巖子と今の珠赫城の間に在りしこと明かにて、吉林通志^一十は、今の石頭城子是れなりと謂ふ、この説従ふべし。寧江州は、船廠即ち吉林府の北八十清里なる大烏拉即ち打牲烏拉

なりともいひ、又吉林府の東百十清里なる厄黒木站なりといふ説もあれど、共に誤れりと謂ふべし。

(二)遼史^{卷九}蕭兀納傳を見よ。

(三)金史^{卷二}を見よ。

(四)後に出す所の「滿洲」に於ける金の疆域の中、上京路會寧府の條參照。

(五)同上、上京路肇州の條參照。

(六)區從東巡日錄に曰く、大烏拉、去船廠八十餘里、即遼之寧江州也。

(七)柳邊紀略に曰く、古寧江州、應在今厄黒木站、區從東巡日錄指爲大吳喇者、非是、松漠紀聞、來流河去混同江百十里、來流域、即在寧江州西、金太祖紀、十月朔、克寧江州城、次來流域、可證、今去混同江東百十里者、正厄黒木站、第不知何水爲來流河故蹟、若大吳喇、則在混同江邊。

四三 祥州今の農安縣の北

祥州は、その治所を懷德縣といへり。御寨行程に、祥州(祥州)は、黃龍府の北六十里^{約五十里}に在りと謂へば、今の農安縣の北に當るべけれど、その位置、詳に定め難し。

以上の考究に由りて、遼の東京道は、今の盛京吉林二省の過半を含めることを知るべし。その東界は、烏蘇里江邊に及びたるが如く觀ゆれども、その實、松花江以東の地は、大抵女真人に占有せられて、遼の勢力は、普くこの地方に及びたるに非るなり。松花江以西にも遼の民籍に入れる女真人ありて、之を熟女真といひ、この河より東に在りて、遼の民とならざるものを生女真といへり。

遼は、渤海を滅ぼして後、もとの渤海の地名を西方に移して、之を以て遼河流域の各地に名づけたる例甚だ多し、されば、遼史の地理志に、某の地は、もと渤海の某縣なりなど記したるもの多かれど、猝に信すべからず。ただ、松花江流域並にその東方の地域に於ては、その地とその名と、共に渤海時代の舊に従へるものあり、率賓府定理府、鐵利府の如きは、その例なり。但し、これらの地方は大抵、遼の勢力の充分に行はれざりし所と認め可なり。

鴨綠江以東の地も、女真人の住地となり、この女真人は、遼に服屬したる様なれども、亦高麗にも交通して、偏に遼の勢力を仰ぎたるものには非ず。されば、遼は渤海を滅ぼしたりとはいへ、渤海國の本地たりし東部滿洲は、幾もなく女真人に横領せられて、遼の勢力は、完全にこの方面に行はれざるに至りしなり。従て東京道の東界は、大體、今の松花江と鴨綠江とにて限られたるものと考ふべし。

二 中京道

遼の中京道は、今の南滿洲の西南境と、東蒙古の南部とを含みたる地方にして、以下、遼史^{卷三十九}に列舉せらるる所に從ひ、その府州縣の位置を考へ、以て中京道の疆域を定めむとす。但し、東蒙古に於ける遼金時代の地理に付きては、熱河志に記るさるる所に由つて、説を定むべきもの多ければ、本篇の中、同書の説を摘録して、考證に代へたる所尠からず。

(一)以下、單に遼史と書するは、卷三十九を謂ふなり。

一 大定府

大定府は、遼の聖宗の統和二十五年^{七〇〇}に建てられて、中京となれる所なり。金に至りて、大定府の名は存し、貞元元年^{三一九}より、中京の稱を改めて、北京と呼ばれたり。元代には、大寧路となり、明初に至りて、大寧衛と呼ばれたるが、その南五十里に、別に一城

を建て、之を大寧新城といひ、前のを大寧故城と名づけたり。

今、東蒙古の老哈河の左岸に、蒙古名察罕蘇巴爾漢(Chagan Subarhan)と呼ぶ城あり、察罕は白の義、蘇巴爾漢は塔の義なり、一に大名城とも呼ばる、大名は、蓋し大寧の訛なるべし。この地即ち遼金の大定府の遺址なり。

(一)熱河志卷九に曰く、大寧故城、在平泉州東北一百八十里、即遼之中京大定府金之北京大定府也。其城在喀喇沁札薩克公領界老河之北、本遼之舊址、經金時改拓、明初復加修築、蒙古名察罕蘇巴爾漢、城高二丈餘、周二十里、東西二門、南北四門、城中街道倉庫樓閣、依稀可辨。

大定府の治所を大定縣といひ、その境内に土河七金山ありき。土河は、塗河とも書き、今の老哈河のことなり、その水泥多ければ、かくは名づけられたるなり。七金山も、大定府の東北、老哈河の右岸に在りて、今、蒙古名を和爾博勒津(Khorbulchin)と呼ぶ。

(二)熱河志卷六に曰く、和爾博勒津山、漢名七金山、在平泉州屬喀喇沁右翼東一百二十里、元一統志、七金山在大寧縣北十五里、遼時嘗建三學寺於其中、按遼金大定府、即今平泉州境之大寧故城、元大寧縣、即遼金大定府屬之大定縣、今和爾博勒津山、漢名與古相同、在老河東岸、西南距大寧故城不遠、知爲古七金山矣。

大定府の屬州、屬縣左の如し。

イ長安縣 金代に、大定府の屬縣に、長興縣あり、熱河志卷六は、長安の安の字誤れるならむといひ、又元一統志に、金の時、大定府の治所は、大定長興の二縣にて、共に大定府の城内に置かれたるなりと記るざるを引きて、之を批定し、長興縣は、大定府の北に在りしならむと考へたり。その説の如く、金の長興縣は、遼の長安縣と同じものにて、大定府の北に在りしと思はるれど、長安が長興と改められたるなるか、又は初より長興といひて、長安は字の誤なるかは、之を判するに由なく、しばらく遼史のままに従ふべし。

(三)按、長安縣金史地理志、作長興、而不言更名、元志亦同、蓋遼史字譌、一統志原本、謂長興廢縣在故大寧地、而不言其方向、今考、遼長興縣、至元始廢、元一統志曰、遼既建中京、置長興爲赤縣、蕃漢流民、雜居其間、故其習俗不同、又曰、金北京大定府、治大定長興二縣、乃知大定長興並爲府治、大定與長興、同在中京城内、大定縣治、當在府南、長興縣治、當在府北、並在今平泉州境、考金志於長興縣、及三韓縣、即高州、金廢高州、但存三韓縣、皆注有塗河、知長興縣境、與高州接、高州在中京之北、元時大定縣、既併長興之後、距高州界一百五十里、則長興未併之先、必在高州之南、大定之北矣。

口富庶縣 金代にも、富庶縣といへり。今、朝陽府より、西へ建昌縣に至る間にある公營子は、即ちその地なり。

(二)熱河志^{卷九}に曰く、富庶故城、在平泉州東北、元一統志謂富庶縣西北至大寧路、東至建州、南至利州、西南至和衆縣、今州屬喀喇沁翼旗東南境、地名公營子、有廢城址、周五里、正當大寧之東南、與元一統志西北至大寧一百五十里之方位相合。

ハ勸農縣 勸農縣は、金代に長興縣(即ち前に云へる長安縣)に併せられたる地にて、大定府にも近かりしとは思はるれど、その位置詳に尋ね難し。

(三)熱河志^{卷六}に曰く、按元一統志、金廢觀農縣、析其地、屬長興、金史未詳、是金長興縣、兼有遼勸農縣地、今平泉州西北境皆長興縣地也。

ニ文定縣 讀史方輿紀要^{卷十}に、文定縣の故城は、大寧衛(即ち大定府)の東南に在り、と謂ふ、位置詳ならず。

本升平縣 右同書^{卷同}に、升平縣は、文定縣の南に接し居たりとあれども、その位置不明なり。

へ歸化縣 右同書^{卷同}に、歸化縣の故城は、大寧衛の東に在りと記るるれど、それと定むべき證據なし。

ト神水縣 (二)元初に、元の將軍木華黎が、大定府を攻め取りて、なほ南へ進みたる時、張致といへるもの錦州に興りて、興中府^{今の朝陽府}を略すと聞えしかば、木華黎は、復び引

き返して、張致を伐たむとて、紅羅山に進みたり、この山は、錦州の西南に在りて、虹螺山とも書す。木華黎は、この地より一隊を遣はして、溜石山堡^{恐らくは錦州の附の敵を攻めさせ、又別に一隊を永德縣の東方に送りて、敵の動靜を偵察せさす、この縣は、今の朝陽府の東南に近き所なり。}張致之を聞きて、興中府より還りて溜石山堡を救はむとすれば、安徳縣東の元兵、その後を追ひ、且つ之を木華黎に報す。木華黎、敵を邀へ撃たむとて、急に神水縣に進み、敵と戦て大に之を破り、開義縣を取り、なほ進みて錦州を圍み、遂に之を陥れぬ。開義縣は、今の義州の南四十里の邊に在りし所にして、神水縣は、蓋し其れより西、錦州の西北、畢竟今の義州の西南に當れる地なりと察せらる、但しその位置を明かに推定すること難しとす。讀史方輿紀要^{卷三}に神水縣は、永德縣の東南五十里に在りしと謂ふに由れば、今の朝陽府を距ること、さして遠からざる様なれども、木華黎の戦鬪の紀事に照らす時は、神水縣は、朝陽府よりも寧ろ義州或は錦州に近かりしに似たり。

(一)この記事は、元史^{卷百十九}木華黎傳に見ゆ。

(二)永德縣は、後の興中府安徳州の條參照。

(三)開義縣は、後の宜州の條參照。

子金源縣 金代にも、同じ名にて、大定府に屬したり。今の建昌縣の西、平泉州に近き邊なれども、その位置さだかならず。

(一)熱河志^{卷六}に曰く、元一統志、謂金源縣東至興中州界青山嶺二十里、興中州西至金源縣青山嶺八十里、青山嶺又稱青帶嶺、攷元統三年興中州青帶嶺平治道塗碑有鄰封金源之語、知青帶嶺乃金源與興中州東西交界處、蓋今建昌縣青帶嶺以西即平泉州東界、爲金源縣地、正當中京之東、武經總要謂中京東至營州界青山嶺百七十里、與此相合。

リ恩州 恩州は、その治所を恩化縣といひ、金代には、恩化鎮となりて、大定府大定縣に屬せり。武經總要^{卷二}に、恩州は、南へ中京即ち大定府に至る六十里とあるに由りて、その位置を推定し得べし。

(二)熱河志^{卷六}に曰く、武經總要、恩州南至中京六十里、西至馬孟山六十里、西北至漫頭山三十里、北至宜坤州五十里、西南至高州百二十里。按遼恩州至金廢方輿紀要、恩州城在大寧衛西南、與武經總要南至中京之文不合、考金太祖紀、天輔六年、克高恩向乾三城、進取中京、是恩州與高州相近、亦當中京之北、爲今平泉州喀喇沁右翼旗北境、元一統志、謂金天眷二年、廢恩州、爲恩化鎮、入大定縣、其故城爲傳舍、蓋恩州本與大定縣接壤、故金時以州省入耳、至武經總要謂恩州北至宜坤州、考恩州至中京僅六十里、南近中京、且高州尙跨恩州之北、是恩州之地、未必能直接上京道境、所云北至宜坤州者、誤。

又惠州 惠州の治所は、惠和縣と呼ばれ、金代にも、同じき名にて、大定府に屬したり。今の東蒙古の敖漢部の西境なる博羅科(Berke)に、その廢城あり。

(一)熱河志^{卷九}に曰く、惠和城在建昌縣北境、元一統志、謂惠和縣、西南至大寧路、北至高州、東南金源、東至武平縣、今縣北三百四十里、敖漢旗西境、地名博羅科、有廢城、城基周四里、城北山上有浮圖、高五丈、其西南接平泉州屬喀喇沁右翼旗界、爲大寧路地、其西北接平泉州屬翁牛特旗界、爲高州地、當爲惠和故城、ル高州 高州の治所は、三韓縣と呼ばれたり。金の皇統三年、州廢せられて、三韓縣のみとなりしを、承安三年、再び高州となし、更に泰和四年に至つて、州廢せられき。今の老哈河と英金河の合流する地點に近く、老哈河の左岸に在りし所なれども、その位置を詳にすること能はず。金史^{卷二}地理志に、三韓縣の境内に、塗河と落馬河とありしといふ、塗河は、今の老哈河にて、落馬河は、今の英金河の北にて、西方より老哈河に會流するものにて、蒙古名を白爾格(Berke)といふ。

(二)熱河志^{卷六}に曰く、武經總要、高州、契丹收新羅諸國俘虜人民、置州以居之、仍置倚郭一縣、以三韓爲名、南至中京百四十里、東南至恩州五十里、西北至饒州六十里、按方輿紀要、高州城在大寧衛北二百里、一統志原本、謂在故大寧城西北、據元一統志、高州南至大定縣、西至松山州、元之高州仍遠舊、知在大定縣之北、松山州之東、元一統志又稱、東南至惠和縣、惠和北至高州、是高州東北境、跨越惠州、惠和縣之北、在

今赤峯縣南境迤東至建昌縣最北境皆高州地又考遼志高州有樂河即水即今之英金河在今赤峯縣屬翁牛特境元一統志塗河自大寧縣流至東北入高州金王景先集賢洞碑記謂高州南壓塗河今土河即塗河自喀喇沁右翼旗東北流逕翁牛特左翼旗之南境敷漢族之西北會英金河知今翁牛特境敷漢西北境英金河之傍喀喇沁土河以北皆高州地也

ヲ武安州 武安州はその治所を沃野縣といひ初に新州と名づけたるを統和八年九年六武安州と改められき。金の皇統三年一一一四年四州を廢して武安縣となし大定七年一一一七年武平縣と改め承安三年一一一九年高州見前に屬せさせたるを泰和四年一一二〇年高州廢せられ武平縣はもとの如く大定府に屬するに至れり。遼史に遼の太祖漢民を俘にし木葉山下に居させたるが別に城を建ててこの民を遷しその城を杏塌新城と名づけ後に更めて新州といへりと云ふ。木葉山は遼の始祖の傳説に現はるる有名の地にしてその近傍に永州といへる所ありこの山とこの州とは竝に後の永州上京道の中の條に説くべし。武經總要元一統志の紀事に由りて武安州の位置を推すに今の朝陽府阜新縣の西方に當るかと思ゆれど詳に之を定め難し。

遼史に武安州に鼻羅水箇沒里水ありと記すれどこれは分ちて二河とすべきに非ず鼻羅箇沒里といふ一河の名なり。五代史卷七に契丹與庫莫奚同類而異種其居曰

鼻羅箇沒里沒里者河也といひ契丹國志契丹國初にも鼻羅箇沒里華言所謂潢河是と見ゆ。⁽¹⁾鼻羅箇は蒙古語 *Sira* 又は *Sura* の對音にして黃の義沒里も *Dakur* 語の *Mu-* 蒙古語 *Muren* の音譯にして河の義なりされば鼻羅箇沒里は黃き河即ち今の潢河にして今もその土名を西喇木倫 *Sira Muren* といふと同音なり。

(二)熱河志卷六に曰く遼史地理志武安州太祖俘漢民居木葉山下因建城以遷之號杏塌新城復以遼西戶益之更曰新州統和八年改今名屬中京統縣一沃野縣 武經總要新州木契丹國之地東至徽州二百里西至惠州百三十里南至霸州百里北至永州三百七十里 按方輿紀要武安州城在大寧衛東北二百里一統志原本武平廢縣金武平縣即遼沃野爲武安州治 在故大寧城北然惠州已在大寧東北武安州治更在惠州之東不得但云在大寧北也至於木葉山乃遼始祖廟所在當土河與潢河二水合流之處爲遼之永州今喀爾喀左翼旗地在奈曼旗東北境外遼志即稱建新城爲新州以別於永州之舊城則武安州自當在永州以南元一統志武平縣南至與中州西至惠和縣元之武平縣即遼武安州知州治當在惠和縣之東與中府之北爲今朝陽縣屬奈曼旗境

(三)史學雜誌第七編の中なる白鳥博士の弱水考を参照せよ

ワ利州 利州の治所を阜俗縣といへり金代にもこの州と縣と並び存せり。遼史に唐末契丹勢熾にして奚人を苦め奚人遷りて琵琶川に居れりといふはこの縣のこと

にして、統和四年六九八に置かれたるなりといふ。(二)この縣の故址は、今の建昌縣の東北七十清里なる大城子是れなり、一に小三座塔と呼ぶる、その地に三塔あるが故なり、蒙古名を、固爾班蘇巴爾漢 (Gurlan Subargan) といふ、固爾班は三の義、蘇巴爾漢は塔の義なり。

(三)熱河志卷六に曰く武經總要、東至建州百二十里、東北至建州百一十里、西南至蘭州、遼志中京道諸州中無蘭州之名惟金志利州龍山縣下、有蘭州、考遼之州縣、至金時廢為鎮六十里、南小凌河路、至平州五十里、西北至中京、遼志中京道諸州中無蘭州之名惟遼名者甚多、當是遼本置有蘭州、金廢為蘭州、考遼志失載、百五十里、按方輿紀要、利州城在大寧衛東南、一統志原本、謂在喀喇沁左翼東北二十五里、近寧遠州邊外城、西有三塔、土人亦名固爾班蘇巴爾漢、據元一統志、利州南至龍山縣、北至富庶縣、西至和衆縣、知在富庶縣之南、龍山縣之北、和衆縣之東、富大定府東南境、又考元至元二十四年、利州長壽山、玉京觀地、產碑、長壽山在今建昌縣南境、則利州故城當在今建昌縣南境、縣治東北七十里、土人稱為大城子、亦名小三座塔、正當中京之東南、喀喇沁左翼旗北百里、所稱左翼東北二十五里者、誤也。

同書卷九に又曰く、利州故城、在建昌縣東北、元一統志、謂利州西北至大寧路、西至和衆縣、南至龍山縣、今縣治東北七十里、有廢城址、東西一百三十五丈、南北二百丈、周四里、土人稱為大城子、城外有大小浮圖三、亦名小三座塔、城東有金承安五年、利州精岩寺圓蓋和尚塔銘、為北京路轉運度支判官趙秉文、撰其文云、松漠之北、利州之東、無縫塔樣、八面玲瓏、又元至元二十四年、利州長壽山、玉京觀地、產碑、為白雷李察撰文、白雷張洪禮書、丹其文云、跋利州之西、憑榆河之渡、屹然魁秀者、長壽山也、知大城子、故利州

城信矣、大城子在縣屬喀喇沁左翼旗東北界、其西北接平泉州、屬喀喇沁右翼旗界、為大寧路地、亦與元一統志西北至大寧一百六十里之方位相合。

カ榆州 榆州は、その治所を和衆縣といひ、別に永和縣を領すれども、この縣の位置不明なり、金の皇統三年三一四州廢せられ、和衆縣は大定府に屬したり。和衆縣の故城は、今の建昌縣の西北二十五清里なる小城子是れにして、前の利州の故址大城子の西に當る。(一)

(二)熱河志卷六に曰く、遼史地理志、榆州高平軍、統縣二、和衆縣、永和縣、武經總要、榆州隋臨榆宮之地、北控營平、歷代置關戍、守契丹置州、西北至中京、百七十里、西至招延州、招延州一作招遼州、遼史未載四十里、按方輿紀要、和衆州治在大寧衛東、一統志原本、謂在故大寧城東南、元一統志、和衆縣、東至利州、東南至龍山、知在龍山縣之西北、利州之西、今建昌縣治西北二十五里、地名小城子、與大城子之為利州故城、東西相直、即為和衆故城、其西北接平泉州、屬喀喇沁右翼旗界、正當中京之東南、若九邊圖、謂縣在白狼山北者、其說無據、又考遼榆州領縣凡二、和衆縣、即為州治、其永和縣、至金即廢、方輿紀要、謂在榆州西南、其故址亦無可考。

ヨ澤州 澤州は、治所を神山縣といひ、別に灤河縣を領せり、この縣は、今の灤河に近かりし所と思はるれど、その位置詳ならず。金も、初めは、神山縣を置き、後に、承安二年一一二〇年九七この地に惠州を置き、灤陽縣を設けて、これに屬せさせたれど、泰和四年一一二〇に

至りて、この州と縣とを併せ廢しぬ。^(一) 神山縣は、今の平泉州の附近に在りし所にて、縣の西南に在りしといへる神山は、今も平泉州の南に近く、蒙古名を拜察 (Baicha) と呼ぶといふ。

^(二) 熱河志^{卷六}に曰く、案遼澤州治神山縣、縣以山名、遼志謂山在縣西南、攷神山在今平泉州治、當時縣治又在神山東北、近倚州治、是遼澤縣城、當在今平泉州治北、喀喇沁札薩克公旗界、自是以南至邊城外、皆爲神山縣地。

^(三) 熱河志^{卷六}に曰く、拜察山、漢名神山、在平泉州屬喀喇沁右翼南一百五十里、遼史地理志、中京澤州有神山、元一統志、神山在惠州西南十三里、按元惠州即遼澤州、在今平泉州南境、與此方位相合、當即古神山也。

夕北安州 北安州は、金の承安五年^{一〇二〇年}に興州と改められき。金史^{卷二}地理志には、興州は、遼の北安州興化縣なりとし、興州の屬縣興化、宜興の外に、承安五年、利民寨といふ所に利民縣を設け、泰和四年^{一〇二〇年}に、之を廢せりとあり、これ興化を遼の舊縣なりとし、利民をば金の増置に係るものとするなり。然るに、遼史には、北安州に利民縣はあれども、興化縣なく、その紀事、金史と相反す。熱河志^{卷六}之を論じて、利民縣は、遼の北安州の治所にて、舊より存したるもの、金の興州の治所興化縣は、金の新設に係り、

金の利民縣は、遼の舊に由りて、一時設けたるものと判じて、金史が利民を増置とし、興化を故縣と認めたるは誤なることを辯明せり、しばらく是の説に従ふべし。さて、利民縣は、後魏に安州と名づけられたる地にて、今の承德府豐寧縣の東百二十清里なる波羅河屯、金の興化縣は、今の承德府灤平縣の西南に近き喀喇河屯、宜興縣は、もと白檀鎮と呼ばれ、泰和三年^{一〇二〇年}に宜興縣となり、灤平縣の西北七十五清里なる小城子は、れなり。

^(一) 熱河志^{卷九}に、安州故城、在豐寧縣境內、北魏皇興二年置安州、與廣陽郡同治、燕樂縣、水經注、濡水又東而南、索頭水注之、水逕廣陽、僑郡西、今安州治、又南流注於濡水、考之、今之伊遜河、即索頭水、土子東一百二十里、有廢城址、周四里、土人稱爲波羅河屯、亦曰黃姑屯、伊遜河、正逕其西、當即故安州城也。

^(二) 熱河志^{卷六}に曰く、按、金興化縣、爲興州治、故城即今喀喇河屯、在灤平縣治西南一里餘、其東即承德府南境、亦興州地也。

同書^{卷九}に又曰く、興州故城、在灤平縣、金承安五年、置興州、治興化縣、屬北京路、元仍爲興州、治興安縣、中統三年、改屬上都路、以元時興州之西北、尙有宜興州、故俗稱此爲大興州、明洪武二年、常遇春、進攻大興州、自新開峯進、下開平、三年、以興州屬北平府、四年、改置興州、左右中前後五衛、永樂初、移衛入內地、而故城遂廢、今灤平縣西南里許、基址尙存。

謹按、興州故城即喀喇在今遼平縣明一統志謂在雲州堡東五百五十里、方輿紀要謂在開平衛開平故城在今多倫諾爾東二百里、皆影響附會之詞不足據也。

(三)熱河志卷九に曰く、宜興故城在遼平縣西北七十五里、金初爲興化縣之白檀鎮、泰和三年置宜興縣、屬興州、元初因之致和元年升爲宜興州、以舊有興州故俗稱此爲小興州、明初改置宜興守禦千戶所、永樂初廢、今土人猶稱其地爲興州、有舍利塔拉川、流經其地、亦稱爲興州河、迤南三里爲小城子、蓋宜興故城址也。

謹按、明一統志謂在雲州堡東四百五十里、方輿紀要謂在興州西曹家寨口外三十五里爲青河峯、又北五十四里、即不興州、皆不足據。

同書卷六に又曰く、按金之白檀鎮與漢白檀縣異、漢白檀自在遼內、特取名偶同、猶密雲戌之非即密雲縣也、宜興故城在遼平縣西北七十五里、地名小城子、其南與古北口相直。

レ潭州 潭州の治所を龍山縣といひ、もと習家寨といひしを、開泰二年一〇一三年龍山縣を置きたるなり。金の皇統三年一一四三年州廢せられ、龍山縣は利州に屬することとなりぬ。その故址は、今の大凌河の上流にて、前に云へる利州の故城の西南約六十清里、俗に喀喇城と呼ぶ所なり。(二)遼史に、この縣の域内に榆河ありといふ、今は、土河ともいひ、蒙古名を圖爾根(Turgen)といひ、建昌縣の境內を東流して、大凌河に入る。金史卷十四地理志に、龍山縣の域内に蘭州寨あり、武經總要注一を見よ、に、利州より西南六十里に

蘭州ありといふ、蓋し遼の時に、蘭州ありしを、金代に、蘭州寨となれるなるべし、但蘭州のことは、遼史に見えず。

(二)熱河志卷六に曰く、按潭州龍山縣之里至武經總要未詳、方輿紀要潭州城在大寧衛東、一統志原本龍山故城即潭州治在喀喇沁左翼西南八里、大凌河之旁、距故利州約六十里、俗呼喀喇城、元一統志龍山縣東北至利州、西北至和衆縣、知在利州之西南、和衆縣之東南、與喀喇沁左翼西南八里之說相合、元一統志又謂南至撫寧縣界冷口、西南至遷安縣、則自今永平府冷口邊牆以外、建昌南境爲龍山縣地也。

(三)熱河志卷七に曰く、圖爾根河、漢名土河、以其北別有土河、流入土默特右翼旗境、或稱此爲南土河、源出平泉州屬喀喇沁右翼東南一百八十里之錫默特山、在州治東境、東流逕建昌縣屬喀喇沁左翼北境入朝陽縣屬土默特右翼西境、又東南入大凌河、即古榆河、金史地理志、利州龍山縣、有榆河、元一統志、榆林河源出和衆縣西三十五里司家店、東南流一百餘里、入利州境、遼州東三里霍司空莊、入凌河、按、元李察玉京觀碑、稱跋利州之西、憑榆河之渡者、長壽山也、利州故城及長壽山並在今建昌縣治東北七十里、此河正流逕山下、知即榆河也、元時和衆縣屬今建昌縣境、榆林河亦即指此。

リ松江州 松江州は、金代に松山縣となりて、大定府に屬せり。金史卷十四地理志に、金の松山縣は、遼の松山州なりと見ゆ、遼史にも、松江州の域内に松山川ありとあれば、松江は、定めて松山の誤なるべし、從て松山州の治所も、遼史に松江縣とあれど、是れも亦

松山縣とするを正しとす。^(一)富弼行程録に、大定府の北百九十里に松山館ありといふは、松山縣を謂へるにて、元一統志に、松州は東南大寧^(二)即ち大定府に至る二百二十里とあり松州も、即ち松山州のことにして、富弼行程録に示さるる距離と方向とに比べて、多少の相違はあれど、畢竟同所を指せるものと思はる。^(三)その故城は、今の赤峰州の赤峰の西方に在りといふ。

^(一)契丹國志^{卷二}に引用せらる、遼史^{卷三}地理志^遼に薛映記として載せらるるもの、文獻通考^四契丹傳中に、三朝契丹傳の文として記さるるものは、並に富弼行程録と同じきものなり。

^(二)熱河志^{卷九}に曰く、松山故城、在赤峯縣境、元一統志謂、松州東南至大寧路、東至高州、西至興州、今縣境地名小烏珠穆沁、有廢城址、高四五尺、周四里、正當平泉州境、大寧故城之西北、與元一統志東南至大寧二百二十里之方位相合、當爲故松山城、又元一統志載、遮蓋山在松州東南二十里、山在今翁牛特旗南境、今小烏珠穆沁廢城南十餘里、即遮蓋山、有金皇統三年靈峯院千佛洞碑、其銘云、縣之東南、有山孤嵐、名曰遮蓋、雲影氈毼、在金時、有松山縣、而無松山州、所稱縣之東南者、殆即指松山縣也。

二 成州^{今の義州の北}

成州の治所を同昌縣といへり、金代には、同昌縣のみとなりて、義州に屬しぬ。成州は、

もと上京道に屬し、後に中京道に隸するに至りしものにて、遼の宜州^{今の義州附近}の北百六十里に在りしといへど、その位置、詳に定めがたし。

^(一)遼史^{卷三}地理志^{上京道}成州條を見よ。

三 興中府^{今の朝陽府}

興中府は、もと霸州といひ、^(一)重熙十一年^{二〇四}興中府と改められき、その治所は初に霸城縣といはれ、後に興中縣と更めらる、金の代にも、この府とこの縣と並び存したり。興中府は、いにしへ和龍城、黃龍城などと稱へられ、唐の營州都督府の置かれたる地にして、今の朝陽府是れなり、^(二)今、朝陽府城の内に、關帝廟あり、その境内に、大遼興中府靈感寺釋迦舍利塔碑あり、この寺は、もと城南に在りて、今はその跡なく、舍利塔碑のみ、移されて城内に存せるなり、その題銘に由りても、興中府が今の朝陽府なることを推定するに足るなり。

^(一)遼史には、重熙十年とあり、いま金史^{卷二}十四に従ふ。

^(二)大清一統志^{卷二}十八に、興中故城、今朝陽縣治、蒙古名、固爾班蘇巴爾罕城とあり、熱河志^{卷九}十八に、興中故城、即朝陽縣治、今其城、在土默特右翼旗界、周七里、有奇、遼金時、所建三塔猶存、土人稱爲三座塔、蒙古語三爲固

爾班塔爲蘇巴爾罕故名固爾班蘇巴爾罕城。三塔の中一塔は今は亡びて、その臺礎のみは、城の東面なる關帝廟内に存し、遠くより城を望めば、只二塔の巍然として聳ゆるを見る。同書卷同に又遼の代に、今の朝陽城南に建てられたりといへる鐵舍利塔のことを記し、この塔今は失せられたれど、その下の地中より獲たる碑に、塔建立の由來を記し、その文に、維大契丹國興中府、重熙十五年丙戌十一月丁丑朔十六日壬辰起手鑄、次年四月乙巳朔八日壬子午時、葬釋迦佛舍利記云云とありし由を記す、この題銘に興中府の名見ゆる事と、この塔建立の場所とを考へ合はせても、興中府が今の朝陽なることを知るに難からず。

今の朝陽府は大凌河の左岸に濱す、この河は遼金の代に靈河或は凌河といはれ、いま蒙古名を鄂木倫(Ao Muren)といふ。大凌河の南に小凌河あり、遼代には小靈河といはれ、靈河と共に興中府の域内に在りき。而して興中府はその治所興中縣の外に、左の三縣二州を領するなり。

イ營丘縣 この縣は、霸城縣即ち後の興中縣の一部を割きて設けられたるなれど、その位置明かならず。

象雷縣 この縣は、もと麥務川といへる地にして、縣を置ける當初は、大定府に屬したるを後に興中府に隸することとなれり。されば、この縣は、大定府より東、興中府よ

り西に當れりと思はるれど、その位置を詳に定めがたし。

八閩山縣 この縣は、もと羅家軍といへる地にして、縣を置かれて、大定府に隸したりしを、後に興中府に屬することとなれり。これも前のごと同じく、興中府の西に在りしと思はるれど、明かにその位置を求むること能はず。又思ふに、閩山とは、醫巫閩山に關係ある名かとも考へらるれば、或は興中府の北にて、この山に近き邊かとも想はれざるにあらず、なほ不審なり。

ニ安德州 安德州は、その治所を安德縣といへり。この縣は、霸城縣の東南部を割きて置かれ、初に乾州に隸し、後に興中府に屬するに至れり。金の代に、大定七年七一六永德縣と更められて、興中府に屬したり。安德州の故城は、朝陽府の東南約三十清里七一六なる栢山の上に在りといふ、^(一)その域内に在りしといへる龍山は、和龍山ともいひ、今は鳳凰山とも呼ばれ、朝陽府の東三十清里にて、大凌河の右岸に聳ゆ。

(二)熱河志卷九に曰く、安德故城、在朝陽縣東南栢山上、遼置安德州、治安德縣、屬興中府、金廢州、今土默特右翼旗南七十里界栢山上、有廢城址、城外古井旁、有遼乾統八年安德州靈岩寺碑、爲朝請大夫守殿中少監知安德州軍州事耶律劭撰、知即安德故城、考遼史地理志、安德縣析謂城東南境戶置、霸城即興中府爲今縣治、此城正居其東南、與遼史合。

本黔州 黔州の治所を盛吉縣といへり、曾て大定府に隸し、後に興中府に屬せり、金の興中縣の域内に黔城鎮といへる所あり、これ遼の黔州なるべし。熱河志十卷六に武經總要を引きて、白川州東至黔州七十里、黔州東至顯州五十里と見ゆ、白川州の故城は、今の朝陽府の東北六十七里にあり、顯州は、今の廣寧縣の東に近し、されば、黔州は、今の廣寧縣の西、義州の北に當る邊と思はるれど、位置詳ならず。白川州のことは、後に出づ。

四 宜州今の義州の附近

宜州の治所を弘政縣といへり、金代に、宜州を義州と改め、その治所は、遼代のものに同じかりき。遼東志一卷に、弘政廢縣は、義州城の東北二十五里に在り、と見ゆ、今の義州は、大凌河の南に接すれど、その東北二十五里と云へば、大凌河の北なるべし、遼の宜州金の義州の治所は、その地に在りて、今の義州の位置と一致せざるに似たり、しばらく遼東志の説に従ひて後考を待つ。

宜州の屬縣に開義縣ありき、後にこの地に、海北州を設けて、東京道の乾州に屬せさせたり。遼東志一卷に、開義の廢縣は、義州の南四十里に在り、と見ゆ。金史十四卷二地理志に、金の皇統三年三一四海北州を廢し、開義縣を義州の屬となせりと記し、又その域内に饒慶

鎮ありしと見ゆ、大清一統志十三卷四に、義州の西五十里に、饒慶縣の廢城ありといひ、遼東志一卷にも、饒慶の廢縣は、義州の西三十里に在りといふ、いづれも、饒慶鎮を謂へるにて、之を縣といへるは誤なり。

(二)開義を聞義と書するは誤なり。

五 錦州今の錦州府

錦州は、その治所を永樂縣といひ、金代にも、この州、この縣、並び存せり、今も錦州府といひて、大凌河下流地方の要地たり。遼代に、錦州に屬したる地方左の如し。

イ安昌縣 金代にも、同名にて、いま錦州府の西九十里に、同じき名の村あるものは是れなり。

(二)大清一統志十三卷四に、錦州城西九十里、盛京通志四十八卷本には、九十五里とす、有古安昌縣之永和村、城基東一塔、塔下有金大定間碑、即其故址と見ゆ。光緒二十年奉天全省地輿圖志には、なほ安昌縣の名を注記す。

□嚴州 嚴州の治所を興城縣といへり、金代には、皇統三年三一四嚴州の名を廢し、興城縣を興中府に隸せさせたり。遼東志一卷に、その縣の故址は、寧遠の南四十里の海中

なる覺華島に在りといひ、盛京通志四十八卷本には、寧遠の南十五里なる桃花島上に存すといふ。覺華と桃花との二島は、各々別のものなれば、右二書に記する所相同じからざるものと謂ふべし。金史十四卷二に、興城縣の域内に桃花島ありと記したるを見れば、この縣は、桃花島の上に在らざりしこと明かにて、從てその故址が覺華島上に在りといへる説を正しとすべきに似たり。(二)

(一)桃花島と覺華島の區別に付きては、往々混亂を生じ易し。水道提綱卷一に、寧遠州東南有桃花菊花二島、菊花即明所稱覺華島也といひ、大清一統輿圖北一卷にも、桃花を北に、菊花を南に、並べ記せり。地圖によりては、桃花を覺華と記して、別に桃花を記せざるものあれども、是れ恐らくは正しからじ。二島の中覺華島は、桃花島よりも陸に近く、遼金の頃覺華島は、殆ど海岸に接し居たるかとも考へらる。その故は、熱河志十八卷九に、朝陽の鐵舍利塔の碑のことを述べ、この塔は、遼の重熙十五年に建てられ、その文の末に、辨塔主僧、則覺華島海雲寺業律沙門志全也とある由を記したれば、遼代に覺華といへる島ありしこと確實なるに、許亢宗行程錄に、海雲寺は海を去ること半里許とありて、海岸には近けれども、島の上に在ることを云はざるは不審なり、依て考ふるに、覺華島は、遼金の頃甚だ近く海岸に接したるものなるべく、その後、地形の變化に由りて、次第に海岸より離るるに至りしものか。初より海岸を距ること稍、遠かりしとせば、かかる小島の上に嚴州興城縣を設け

たらむこと、惟しむべき限なり。桃花覺華二島のことに付きては、なほ能く考査を加へて、嚴州の位置をたづぬ可く、今しばらく遼東志の説を探ることとしたり。因に云ふ、遼史の錦州の條下に、洶河島とあるは、即ち桃花島のことなり。洶河島の名は、御案行程にも見ゆ。

六 川州朝陽府の東北 六十七清里

川州は、もと白川州といひしを、遼の天祿五年即ち應曆元年 九五年白の字を除きて、川州と名づけ、金の大定六年一六六年州を廢して、宜民縣となし、承安二年一七二年復た川州を置き、泰和四年一四四年州を罷め、宜民縣を、興中府に屬せさせたり。されば、遼金各、川州ありて、遼の川州の治所は、咸康縣なりしこと、熱河志十卷六にその辯あり、熱河志十一卷六に引用せらるる元一統志に據れば、金の川州の治所は、宜民縣なり、故に、遼の川州と金の川州とは、その名を同ふすれども、その治所を異にしたるなり。(三)咸康縣の故址は、朝陽府の東北六十七清里、四角坂と名づくる地に在り、宜民縣の故址は、朝陽府の北百六十八清里、黑城子と名づくる地に在りといふ。遼の川州は、その治所たる咸康縣並に宜民縣の外に弘理縣を領したれど、金代に廢せられて、その位置詳ならず、咸康縣も、金初に、咸康鎮となりて、宜民縣に屬するに至れり。



(二)按遼川州共領三縣遼志先宏理而後咸康宜民元一統志載遼川所領則先咸康而後宜民宏理清類天文分野書亦稱遼川州領咸康等三縣今據遼開泰二年石幢列御有長寧軍節度白川州刺史及白川州咸康縣令知咸康縣爲遼川州所治而宜民與宏理乃其屬縣元一統志又謂遼後省宏理入宜民若宏理爲川州倚郭之縣必不以之省入宜民矣以宏理爲川州首縣者乃遼志之誤也宏理縣之併於宜民遼史亦未詳

(三)川州屬歸州大定初州廢承安二年復置川州治宜民縣仍升徽川寨爲徽川縣以隸之

(四)熱河志卷六に曰く武經總要白川州東至黔州七十里西至中京四百三十里東南至宜州百里西南至

州七十里按方輿紀要川州有東西二城東川州遼置西南至義州衛一百五十里西川州金所置南至義州衛九十里蓋遼金各有川州武經總要川州西南至霸州即興中城七十里此遼之川州也元一統志川州南至興中州一百八十里此金之川州也一統志原本川州城此即指遼在土默特右翼旗東北一百五里蒙古名

卓索喀喇城今朝陽縣治東北六十七里地名四角坂有廢城中有遼開泰二年石幢爲白川州官吏所建知即遼川州故城也且此城當興中故城東北亦與武經總要西南至霸州七十里之文相合

同書卷九に又曰く白川州故城在朝陽縣東北六十七里遼置川州會同中詔爲白川州後省曰川州治咸康縣並領宏理宜民二縣尋省宏理縣金大定六年廢州惟存宜民縣屬歸州以縣屬二年復屬川州治宜民縣泰和四年又廢州以縣屬興中府元復置川州以宜民縣省入屬大寧路明初廢武經總要元一統志之川州與遼謂白川州西南至霸州即興中城七十里今土默特右翼旗北一百五里地名四角坂有廢城址東西一百五丈南北一百六十丈周不及三里蒙古名卓索喀喇城其西南距縣治六十七里與武經總要所記方位

正合城內有遼開泰二年佛頂尊勝陀羅尼石幢記爲白川州官吏所建知即遼時故白川州城

(五)熱河志卷九に曰く宜民故城在朝陽縣北遼統和中置宜民縣屬川州而川州自治咸康縣金大定六年廢川州惟存宜民縣永安二年復置川州泰和四年廢州以縣屬興中府蓋金復置之川州移治宜民已非遼川州之舊元大寧路有川州無宜民縣亦當治宜民故地矣元一統志謂川州南至興中府西至武平縣西南至金源縣今其地有土城址高六丈周八里土人稱爲黑城子城北八里有元至正五年川州重修東嶽廟碑爲儒學正徐潛撰文醫學正張質書丹陰有川州達嚕噶齊特穆爾及建平典史數字知即遼金之宜民縣元之故川遼城也黑城子南距縣治一百六十八里與元一統志所記方位正合此與遼之白川州別爲一城方輿紀要謂川州東西二城是也

七 建州初のものは朝陽府の南後のものには朝陽府の西北

建州はもと靈河即ち今の大凌河の南に在りしが屢々水害に遭ひたれば遼の聖宗の代に靈河の北に遷したりその治所を永霸縣といひ別に永康縣を領したれどこの縣の位置詳ならず金代にも建州と永霸縣と並び在し永康縣のことは見えず建州の故址はその初のもの朝陽府の南なる五十家子にあり後のもものは朝陽府の西北黃河灘に在る喀喇城なりといふ金の建州はこの後者と同地なるべし

(二)熱河志^{卷六}に曰く、武經總要、建州東南至器仗山三十里、東南至霸州九十里、南至渝州^{渝州當作榆州}五十里、西南至小凌河十里。按、方輿紀要、建州城在大寧衛東南四百餘里、止約略之詞、考建州本有二、遼太祖初置之建州、在大凌河之南、小凌河之北、正當興中城之南、遼聖宗移置之建州、在大凌河之北、正當興中城之西、武經總要謂建州、東北至霸州^{即興中城}西南至小凌河、一統志原本謂建州故城在土默特右翼西南一百二十里、皆指初置之建州而言、即今朝陽縣治南之五十家子廢城是也、若移置之建州、據元一統志、當在興中城之西、爲今朝陽縣屬土默特右翼族西一百七十里之喀喇城、一統志原本以爲亦遼金時州縣、而無考者、實即建州城也。

同書^{卷九}に又曰く、建州故城、在朝陽縣西、遼太祖置建州、治永霸縣、州初在凌河之南、聖宗遷於河北、金因之、元以永霸縣省入、元一統志謂、建州東至興中府、西南至利州、西至富庶縣、北至金源縣、今土默特右翼族西、至百七十里、地名黃河灘、有廢城址、東西二百七十丈、南北三百六十丈、周十里有奇、四門、蒙古名喀喇城、城西北有浮圖、十七級、周十二丈、其旁又有小浮圖、七級、周四丈、其東距縣治、爲興中州地、其西南達大城子、爲利州地、當爲故建州城。

八 來州^{今の山海關の東北なる前屯衛}

來州の治所を來賓縣といへり。金の天德三年^{一一一五年}更めて宗州といひ、泰和六年^{一一一五年}二

年^{〇六}又更めて瑞州といひ、その治所は、遼の來賓縣を改めて、明昌六年^{一一一五年}に宗安縣といひ、又泰和六年に、瑞安縣と改めたり。松漠紀聞に、千州より萊州まで、八十里といひ、御寨行程に、遷州より萊州まで八十里とあり、千州と遷州とは同所にて、今の山海關の地なること、後に出す所の「許亢宗行程錄に見ゆる遼金時代の滿洲交通路」^{第十五條}に説く可し。萊州は即ち來州にて、山海關の東北なる前衛城又は前屯衛と呼ばれる地に當る、この地は明代に、廣寧前屯衛と呼ばれたれば、後に前屯衛又は前衛城として知られるたるなり。來州に屬したるものに、左の三州ありき。

イ 隰州 隰州は、許亢宗行程錄に、習州といへる地にて、松漠紀聞御寨行程に、萊州(來州)の北八十里に在りといふに據れば、今の綏中縣と寧遠州の間なる東關驛(東關站)の地に當るべし。遼東志^{卷一}に、海濱縣は寧遠の西六十五里なる東關驛なりと謂へるは當れり、海濱縣は、隰州の治所、金の皇統三年^{一一一四年}隰州廢せられた、ただ海濱縣となりて瑞州の所屬となりぬ。遼史に、隰州の治所を海陽縣となし、潤州^{後に}の治所を海濱縣となしたるは、彼れと此れとを入れ違へたる誤なり。^(二)

(二)大清一統志^{卷四十三}に曰く、按、遼志、隰州所領爲海陽縣、潤州所領爲海濱縣、金志則謂潤州所統者、海陽、隰州所統者、海濱、二史志互異、據松漠紀聞、潤州西去平州一百四十里、以道路計之、當在舊榆關東、

今山海關西全遼志載海陽縣在前屯城西一百十里其地亦在山海關西明統志亦以海濱縣爲陽州治當從金志爲是。

遷州 遷州はその治所を遷民縣といひ、金代には、この州も、この縣も共に罷められて遷民鎮となり、次に云ふ所の海陽縣に屬したり、その地は、今の山海關に當る。
八潤州 潤州はその治所を海陽縣といひ、金の皇統三年、潤州の名廢せられき。許亢宗行程錄に、潤州は、遷州の西八十里とあれど、松漠紀聞御寨行程には之を四十里となす。今、山海關の西に海陽鎮といふ所あり、是れ海陽縣の故址なるべく、遷州の西八十里といふよりも、四十里とするを當れりとす。

三 上京道

遼の上京道は、東部蒙古の北部、即ち西喇木倫 (Sira Muren) 河の流域より興安嶺東の沙漠地方に互れり。いま遼史^(一)地理志^(二)に載せらるる所に從ひ、上京道内の府州縣の位置を考定せむとするに方り、證左の乏しきと、地圖の精しからざるとに由りて、詳に其の位置を求むること難く、只遼史に示さるる各地間の距離と方向とに基きて、その位置を

假想し得るに止まるもの多し。

(一)以下、單に遼史と書するは、卷三十七を謂ふなり。

一 臨潢府今の東蒙古の巴林の東北なる波羅城

臨潢府は、神冊三年^(一)に城かれて、皇都と呼ばれ、天顯十三年^(二)改めて上京と名づけられ、その府を臨潢と曰へり。金の天眷元年^(三)上京の號を改めて北京といひ、天德二年^(四)北京の名罷められて、ただ臨潢府と稱せらるるに至れり。その治所は、遼金を通じて、臨潢縣と名づけられき。

遼史に引用せらるる宋の大中祥符九年^(五)の薛映記に、中京より北三百七十里にして潢水の石橋に至り、更に二十里にして、上京に達すと謂ふ。潢水は、今の西喇木倫河にして、その石橋とは、現に巴林 (Barin) の南方に存するものと同じき位置か、さなくば、その近傍に在りしものなるべし。^(三)今の巴林の東北四十清里に波羅城 (Boro Holun) といふ故址あり、現に三塔を存す、是れ古の臨潢府の遺址にして、薛映記に二十里といふは、約百八十清里に相當し、是れは巴林の南なる潢水石橋より算しての里數なれば、巴林より算したる百四十清里より稍、遠きは當然の事なり。^(五)

(二)西喇木倫は蒙古語にて黃き河の義なり、漢人因つて之を黃水とも潢水ともいへるなり。

(三)現に巴林の南なる潢水石橋は、清の順治十七年一六六〇年に造られたるものなり。明治四十一年に、東蒙古を旅行したる文學博士桑原隲藏氏の言に據れば、潢水は今の石橋のあたりにて、河幅甚だ狭く、兩岸は岩質にて橋を架するには、この地點を除きて、他に適當の場所なしと覺ゆれば、遼代の石橋も、恐らくは今日のものと同じき位置に設けられたるなるべしといふ。

(三)大清一統志卷四百七十五を参照すべし。

(四)遼史に、臨潢縣は潢水に臨みたるに因りて名づけられたるなりといふ。薛映記に據りて考ふるに、この紀事惟むべく、今の波羅城も、潢水を距ること遠くして、この河に臨むとは謂ふべからず。縣もと潢水に臨める地に在りしを、後に北に移れるなるか、潢水の河道もと尙ほ北に偏したるなるか、又は遼史の紀事の誤れるなるか、今いづれとも決し難し。

(五)遼史に、涑流河は、臨潢府の西北より南流して、府の三面を繞り、東へ曲江に入り、東北に流れて按出河となるといふ、金代に、臨潢縣に金粟河あり、是れ涑流河と同じきものと想はるれど詳ならず。考ふるに、遼の國都臨潢府の近傍に在りしといへる涑流曲江、按出の三河の名は、又金の國都會寧府の地方にも見えたるは奇と謂ふべし。金都は、按出虎水の側に在り、その西に涑流河あり、その東に曲江ありき、この三河と、遼都の三河とは、遠く相離れたるなるにも係はらず、その名を同ふするは、只偶然暗合せるものなるか、又は金人が遼代の名を採りて、之をおのれの地方に用ゐたるものなるか、今

明に之を判じ難く、なほ考ふべき事なり。

臨潢府は、治所臨潢縣の外に、尙九縣を領しむたり。その中、(イ)定霸縣は、府の西南、(ロ)潞縣は、府の東門の北、(ハ)興仁縣は、潞縣の東南、(ニ)易俗縣は、府の西門の北、(ホ)遷遼縣は、易俗縣の東に在りしこと、遼史の上京の紀事にて知らるべし、(ヘ)渤海縣の位置は、全く詳ならず。

(二)上京城高二丈、不設敵樓、幅員二十七里、其北謂之皇城、南城謂之漢城、東門之北潞縣、又東南興仁縣、南門之東回鶻營、西南同文驛、驛西南臨潢驛、西福先寺、寺西宣化縣、西南定霸縣、縣西保和縣、西門之北易俗縣、縣東遷遼縣。

ト長泰縣 薛映記に、臨潢府の南四十里に長泰館ありといふ、これ即ち長泰縣の地なり。金代にも、この縣存せり。

チ保和縣 薛映記に、潢水石橋より北へ五十里にして、保和館に至り、黑水河を渡るといふ。保和館は、即ち保和縣にして、今の巴林の南察罕木倫 (Chagan Muren) 河の右岸に近き邊に在りしなり。

(二)今の察罕木倫河にして、潢水の支流なり。察罕は白の義なり。この河もとは喀喇木倫 (Klara Muren) といへり、喀喇は黒の義、木倫は河の義なり。

リ宣化縣 薛映記に據れば、保和館より北に黑水河を渡り七十里にして、宣化館に至り。

る。宣化館は、即ち宣化縣の地なり。

二 祖州今の波羅城の西南方

遼の太祖が(一)西樓を建てたる地は、即ち祖州にして、州西五里に太祖の陵ありしといふ。薛映記に、長泰館西二十里に祖州ありと謂へば、臨潢府の西南に當れる地なり。祖州の屬縣に、長霸、咸寧の二縣ありて、前者は州東に、後者は州西に在りき。又、越王城あり、州の東南二十里に在りき。薛映記に、潢水石橋の南三十里に咸寧館ありしといふ、これ祖州を距ること遠ければ、恐らくは、咸寧縣と同地には非るべし。

(二)西樓を臨潢府の別名とするは非なり。

(三)遼史卷四十八四百官志四に曰く、不能縣者、謂之城、不能城者、謂之堡。

三 懷州今の波羅城の東南に、西喇木倫河の南

武經總要卷十二に、懷州より北へ潢河まで十里、又北へ上京臨潢府まで百五十里、東南へ中京(大定府)まで三百五十里、而して平地松林まで四十里なりと謂ふ。懷州の位置は、右に示されたる方向と距離とに由つて、之を想像すべきなり。平地松林とは、今の西喇木

倫河の上流地方より、東北へ札嚕特(Darud)部族の住地に互れる一帯の森林を謂ふなり、蒙古游牧記三に、この森林は、蒙古名を阿它尼喀喇莫多(Esoni Khara Mudo)といひて、札嚕特部の東南六十里に在りと記るせども、これ只、大森林の東邊の一部を稱したるものと想はれ、謂ゆる平地松林は、かかる一局部に限られたるには非るなり。懷州の屬縣に扶餘、顯理の二縣あり、前者は、州の治所なるべく、後者の位置明かならず、遼の太宗の陵は、州西二十里に在りといふ。

四 慶州今の巴林の西北、察罕城

慶州は、もと黑河州と呼ばれ、遼の聖宗の時、慶州と改められき、州西二十里に、聖宗の永慶陵ありといふ。金史卷十四地理志に、慶州より東へ臨潢府まで百六十里と見ゆ、大清一統志卷四百七之五に、巴林の西北百三十里、喀喇木倫河の旁にて、蒙古名挿漢城と稱せらるる地あり、是れ古の慶州の故城なりと謂ふ、この説、金史の紀事にも合ひて、従ふべきなり。
(一)大清一統輿圖卷北一には、察罕城と記るさる。

慶州は、その治所を玄徳縣といひ、他に次の二縣を領せり。(一)孝安縣は、その位置明かならず、金の天會八年一〇一三年、(二)慶民縣と改められ、皇統三年一〇三三年、(三)廢せられき。(四)富義縣

は、もと義州と呼ばれ、重熙元年二年^{一〇三}義豊縣と改められ、後に又富義縣と改められたり、永州^{後に見ゆ}の西北百里の所に在りしといふ。

五 秦州今の農安縣の西南方

秦州は、遼、金共にこれありて、各々その地を異にし、遼の秦州の位置を考ふるには、金の秦州の位置を併せ述ぶるを便とす。金も、初の間は、遼の秦州のままに従ひたりしに、大定二十五年^{一一八}に至りて、之を廢し、承安二年^{一一九}舊秦州を金安縣實は金山縣と爲し、別に長春縣に秦州を置けり。長春縣は、遼の長春州にして、天德二年^{一一五}以來州廢せられて、只長春縣と呼ばれたる所なり。されば、金の秦州は、遼の長春州のことにして、金の金安縣は、遼の秦州の地なりしなり。まづ金の秦州の位置を述べむ。

金史^{卷二}に、秦州は、北へ國境まで四百里^{約三百四十五里}南へ懿州まで八百里^{約六百九十里}東へ肇州まで三百五十里^{約三百里}なりと云ふ。肇州は後に見ゆる如く、今の伯都納の東南なる珠赫城なれば、これより西へ右の里數を算する時は、秦州は、郭爾羅斯(Gorlos)前旗の西境に當る。遼史^{卷三}に、長春州即ち金の秦州の東北三十五里^{約三十里}に鴨子河濼といへる湖ありといふ、鴨子河とは、今の松花江の嫩江と合流する點に近き部分の名なるが故

に、鴨子河濼とは、この合流點の西に近き今の科布爾察罕泊(Kobur Chagan Nor)を指したるなるべし。されば、金の秦州は、この湖の西南角に近き邊にして、肇州の西三百五十里といふ紀事にも相應する地點なり。

遼の秦州、即ち金の金安縣の位置に付ては、蒙古游牧記^一に、郭爾羅斯前旗の東南三百里に在りと記す、即ち今の農安縣の西南懷德縣の西北に當る邊なり。金史^{卷七}宗雄傳に、宗雄が、宗幹、婁室と共に、遼の金山縣を取り、又斜也と共に遼の秦州を略せりといひ、同書^{卷七}果傳に、果斜也の別名が、兵一萬を率ゐて、遼の秦州を襲ひ、又その金山縣を奪へる由を記す。これを見れば、秦州と金山縣とは、相近き地にして、金山縣は、金山のほとりに在りしかと思はる。金山の名は、唐書^{卷二百}高麗傳に見え、高麗の扶餘城、即ち今の農安縣地方に近き邊に在りし山なり、遼東志^{卷一}に開原の北三百五十里乃至四百里の邊にて、遼河の北岸に、三の金山ありて相連ると記るせるは、即ち唐代の金山なり。遼の金山縣も、この金山のほとりに置かれたるものなるべく、この縣の附近に在りしと覺ゆる遼の秦州も、從て今の農安縣の西南方に在りしと推測せられ、蒙古游牧記の紀事とも衝突する所なし。

(二)金山縣が秦州の屬縣なりしことは、遼史の邊防城の條に、靜州觀察本秦州之金山、天慶六年升とある

にて知らるべし。秦州の條下に、この縣を記るさざるは遼史の粗漏と謂ふべし。
さて、金代に、遼の秦州を罷め、その地に金安縣を設けたるは、もと秦州に金山といふ屬縣ありしに因めるものなるべく、金史十四に金安縣とあるは、恐らくは金山縣の誤ならむ。金史十五百官志に、承安二年に、太宗正府の屬吏が巡視したる州縣の中に、秦州及び金山縣ありしことを記す、これに據りても、金安は金山の誤なることを察するに足るべし。

金の秦州の治所は、長春縣即ち遼の長春州の地なりしが、遼の秦州の治所は、樂康縣と呼ばれ、別に興國縣ありしかど、その位置明かならず。

六 長春州今の伯都納の西北なる科布爾察罕泊の西南

長春州は、治所を長春縣といひ、金代に、秦州と名づけられたる所にして、その位置は、前の條に説けり。この地、もと鴨子河方面に於ける春獵の地なりしを、重熙八年一〇三に至りて、州を設けたるなり。

七 烏州今の法庫門より北、康平縣に至る地方の中?

武經總要十二に、烏州より北へ鴨子河まで三十里なりと謂ふに據れば、今の伯都納若くは農安縣の西方かとも想はるれど、遼史に、烏州の境内に遼河ありと記するを見れば、さまで北方に偏したりとは思はれず。武經總要に又、烏州より東南群鹿に至る二十里、東北遼州に至る七十里と見ゆ、群鹿は位置不明なり、遼州は、二ツありて、その一は、後に述ぶるが如く、今の康平縣法庫門の北の西南方に在り、他の一は、東京道に屬するものにて位置詳ならず。若し、烏州の東北七十里の遼州は、今の康平縣地方に在りしものを指したるにて、烏州より北へ鴨子河に至る三十里の文を誤なりとせば、烏州は今の法庫門より康平縣にかけての地方に在り、且つ遼河もその域内に在ることとなるべし。しばらく是の假説を立て、なほ能く考ふべし。

八 永州今の四喇木倫河と老哈河の合流點附近

永州は、遼の太祖が南樓を置きたる地にして、契丹の始祖の廟ありといふなる木葉山(C)もこの地にあり。遼史に、永州は、東に潢河あり、南に土河今の老哈河なりあり、二水この地にて合流するが故に永州と名づけられたるなりと謂ふ、二水の二字を連ね書すれば永の字を成すが故なり。故に永州は、今の西喇木倫河と老哈河の合流する地點の西に近き所

なりしこと明かなり。

(二)木葉山のことは遼史の永州の條に、太祖於此置南樓、乾亨三年、置州于皇子韓八基側、東潢河、南土河、二水合流、故號永州、冬、月、牙帳多駐此、謂之冬捺鉢、有木葉山、上建契丹始祖廟、相傳、有神人乘白馬、自馬盂山、浮土河而東、有天女駕青牛車、由平地松林、泛潢河而下、至木葉山、二水合流、相遇爲配偶、と見ゆ。遼東志一に、木葉山は、義州城東三十里に在りて、上に契丹始祖の廟を建つとあるは誤れり。

今の西喇木倫河と老哈河の合流點の位置は、數々變動せりと想はる。現今の合流點は、遼源州(鄭家屯)西喇木倫河と東遼の合流點附近の西方約八十邦里に在り、これより東流して、復た分れ、その北なるは西喇木倫と呼ばれ、その南なるは南河又は老河と名づけられ、遼源州の附近に至りて、又合流す、その南河は屢々涸渇することあれども、西喇木倫河は未だ曾て水涸れたることなしといふ。水道提綱二には、右の合流點の經緯度を記して、東四度四分、極四十三度五分と謂ふ、東四度四分とは、北京東經百十六度二十九分の子午線を基準としての計算なれば、實は、東經百二十度三十三分に相當し、極とは、北緯を指せるにて、某地の北極高は、その地の緯度に等しければなり。之を現今の合流點と比ぶるに、甚しき相違なく、遼金時代の合流點も、亦これと大差なきものと推定して可なるべし。武經總要十二に、永州は、瀋州今の朝陽府の北四百七十里約四百四十里に在りと記るざるを見れば、永州即ち右に謂へる合流點も、遼金の頃と、今と、甚しき差異ありしとは認められず。

永州は、その治所を長寧縣といひ、別に茲仁縣と義豐縣とを領せり、茲仁縣は、初に茲州とも呼ばれたる地にて、その位置明かならず、義豐縣は、後に富義縣と改められて、慶州に屬したることあり前に見ゆ、又、遼史には、この縣、秦州に屬したることもありて、永州の西北一百里約八十里に在りしと謂ふ。(一)金の皇統三年一一一三年、永州を廢して、長寧縣をば臨潢府の屬縣となしぬ。

(二)本驛利府義州、遼兵破之、遷其民於南樓之西北、仍名義州、重熙元年廢州、改今縣、在州西北一百里、又嘗改富義縣、屬秦州、始末不可具考。

九、儀坤州位置未詳

儀坤州は、その治所を廣義縣といへり。胡嶠(二)の陷虜記に、潢水石橋の邊なるべしを渡りて、北へ五日程の所に儀坤州あり、又五日程にして上京に至れりと謂ふ、即ち儀坤州は、潢水と上京の中間に位したる地とおぼし。武經總要十二に、宜坤州即ち儀坤州は、西南へ上京まで二百里にして、又恩州の北五十里に在りと謂へど、恩州は、前に述べたる如く、中京大定府の北に近き所なれば、恩州の北五十里といふ事は、上京の東北二百里といふ事と全く

相合はず、共に信憑すべからざる紀事なりといふべし。今暫く陷虜記の文に據りて、おぼろげにその位置を想像する外なしとす、只潢水と上京の間は、薛映記にては、二百十里に過ぎざるを、胡嶠が之を十日程と算したるは、日數長きに過ぐるやうなれど、何の故なるかを詳にする能はず。

(一)五代史卷六に引用せらる。

(二)第五八頁を見よ。

一〇 龍化州今の西喇木倫河と老哈河の合流點の東南

龍化州の治所を龍化縣といへり。この地は、遼の太祖が東樓を建てたる所にして、契丹の始祖もここに住居したりと傳へらる。遼史卷一に、天復二年九〇龍化州を潢河の南に置き、初て開教寺を建てたりとあるに據れば、この州は、今の西喇木倫河の南に近かりしと想はる。武經總要卷二に、この州の位置に關する三つの紀事あり、其一は長春州第八頁の東北四百里といふなれど、かくては、潢河の南に在るべくもあらず、其二は、木葉山第九〇頁の東千里といふにて、甚だ漠然たり、其三は新州の東北四十里に在りと謂ふなり、新州は、一に武安州とも呼ばれ、その位置前に述べたり、新州第六〇頁の東北四十里とせば、龍化州は、永州第八九頁の東南に近かりし地なるべきも、詳にその位置を求むること能はず。

一一 降聖州位置未詳

降聖州は、その治所を永安縣といへり。武經總要卷二に、この州は、龍化州の南に在りともいひ、又龍化州の西五十里に在りともいひ、いづれに従ふべきかを知らずと雖、是れに據つて、降聖州は、龍化州の近傍に在りしことを推定し得可く、恐らくは、新州の北に近き邊なるべし。

一二 饒州今の西喇木倫河の上流にて、古の潢水石橋の傍

饒州は、その治所を長樂縣といひ、他に臨河安民の二縣を領したれど、この二縣の位置明かならず。薛映記に、饒州は、潢水石橋の傍に在りて、唐の饒樂都督府の遺址なりと謂ふ。

(一)自成寧縣三十里、度潢水石橋旁有饒州、唐於契丹嘗置饒樂。

一三 徽州今の阜新縣附近

徽州は、今の義州附近の北二百里約百七十里にして、北へ上京まで七百里なりといふ。蓋し今の阜新縣の東方に當る邊なるべし。武經總要卷十二には、徽州は、新州の北二百里に在りと謂ふ。

(二)徽州以下掲ぐる所の十六州は、謂ゆる頭下軍州にして、諸王外戚大臣等が、帝の允許を得て、私領となしたるものなり。遼史に、頭下軍州を説明して、皆諸王外戚大臣及諸部從征俘掠或置生口各圍集建州縣以居之、橫帳諸王國舅公主、許創立州城、自餘不得建城郭、朝廷賜州縣額、其節度使、朝廷命之、刺史以下、皆以本主部曲充焉、官位九品之下、及井邑商賈之家、征稅各歸頭下、唯酒稅課納上京鹽鐵司と謂へり。されば、頭下軍州は、箇人の私城を以て州となしたるものを謂へるにて、遼史卷六に、太平三年、賜越國公主私城之名、曰懿州、軍曰慶懿とあるなどは、その實例なり。

一四 成州第六八頁に見ゆるものに同じ

一五 懿州第四六頁に見ゆるものに同じ

一六 渭州今の彰武縣の西南方

渭州は、顯州第二〇頁に見ゆるの東北二百五十里約二百二十里に在りしと謂へば、今の彰武縣の西南

方に當るなるべし。

一七 壕州右の渭州の西南

壕州は、顯州の東北二百二十里約百九十里にて、上京の東南七百二十里に在りしといふ。蓋し渭州の西南に近き邊なるべし。

一八 原州今の彰武縣近傍

原州は、顯州の東北三百里約二百六十里にして、上京の東南八百里なりといふ。蓋し今の彰武縣の附近なるべし。

一九 福州右の原州の北

福州は、原州の北二十里に在りしといふ。

二〇 横州今の彰武縣の西北

横州は、遼州第二五頁に見ゆるの西北九十里約七十里に在りしといへば、今の彰武縣の西北の邊な

るべし。

二一 鳳州今の遼源州の北方?

鳳州は韓州第二八頁の北二百里約百七十里に在りしといへば、今の遼源州(鄭家屯)の北方なるべし。

二二 遂州今の康平縣の西南?

遂州は檀州第二七頁の北方二百里なりしといへば、今の康平縣の西南方に當るなるべし。

二三 順州今の新民府の西方?

順州は顯州第二〇頁の東北百二十里約百三に在りしといへば、今の新民府の西方に在りしか。

二四 豊州今の西喇木倫河と察罕木倫河の合流點近傍

豊州は、上京の南三百五十里約三百に在りしといふ。金史卷二に、全州の治所安豊縣は、もと豊州館といへりといふ、豊州館は、即ち遼の豊州なるべし。熱河志卷六に、元一統志に、松州東北古泉州二百五十里とあるを引き、この泉州とは、全州のことにて、元の時に、その州廢せられたれば、古泉州と呼べるなりと説き、且つ全州は、臨潢府の西南二百三十里に在りと記す。元の松州は、金の松山縣即ち遼の松山州第六七頁なり。是等の紀事を参照して考ふるに、金の全州は、今の西喇木倫河と察罕木倫河の合流點の近傍に在りしと察せらる、金史に、全州の域内に黄河と黒河とありといふ、黄河は即ち西喇木倫、黒河は、もとの喀喇木倫、後の察罕木倫なるに考へ合せても、右の推定は、略々當れりとすべきなり。而して、遼の豊州は、金の全州なれば、その位置おのづから明かなるべし。

二五 閩州今の鎮安縣の北方?

閩州は、遼州第二五頁の西百三十里約百十に在りしといへば、今の鎮安縣の北方にて、醫巫閭山の東邊に近き所なるべし。閩州といふ名も、或は是の山の名に因めるものか。武經總要卷二に、閩州は、唐の巫閭守捉城なりといふ。

二六 松山州今の巴林近傍?

松山州は、上京の南百七十里約百四十里に在りしといふ今の巴林の近傍なるべし。中京道にも松山州六見よ。あれど、是れとは別なり。

二七 豫州今の札嚕特旗の西境?

豫州より上京まで、南へ三百里約二百六十里なりしと云へば、今の札嚕特旗の西境に當るなるべし。

二八 寧州今の札嚕特旗の東邊?

寧州は、豫州の東八十里約七十里にて、上京の東北三百五十里約三百里なりといへば、今の札嚕特旗の東邊に在りしならむ。

四 補遺

以下掲ぐる所は、遼史の地理志に列擧せられざる遼代の地名にして、その位置稍詳に考定し得べきものを採りたるなり。是れ、以上述べ來れるものに併せて、滿洲に於ける遼の疆域を考ふる一助となるべければ、之を補遺と名づけたり。

一 尹瓘の九城

高麗の睿宗の二年七一〇。及び三年八一〇に、將軍尹瓘は、女眞を討つとて、東北に向ひ、今の咸鏡道地方を略して、九城を設けたることあり。(一)されど女眞頑強にして、絶えず反抗を試みれば、睿宗の四年に、高麗は又九城の地を棄つるに至れり。九城とは、英州、雄州、吉州、公嶮、鎮州、宜州、咸州、通泰、鎮及び平戎、鎮にして、以下逐次に其の位置を考へむとす。睿宗の二年より四年に至る間は、遼の天祚帝の乾統七年より同九年に至る間に相當し、金の太祖が帝と稱するより六七年前の頃なり。九城の事は、直接に遼の疆域に關すること無けれども、年代の關係上、ここに論ずることとしたり。

(二)高麗史卷十三睿宗紀及同書卷九尹瓘傳參照

イ英州今の咸鏡北道の鏡城? 英州は、蒙羅骨といへる山の傍に在りき。(二)今の咸鏡北道の鏡城は、古名を丐籠耳といへりしが、(三)朝鮮語にて、耳のことを *ku* といひ、丐籠耳は、*Yu-lung-ku* と發音せらるべし。而して、朝鮮語にて、蒙童蒙の蒙にて幼幼き義なりを *o* といへば、蒙羅骨は、*o* (四)

Palimと發音せらるべく、是れ弓籠骨と同音なるを見れば、二者同地なりと考へらる。
 されば、英州は、今の鏡城の邊ならむ。金の代に、今の威鏡道地方は、合懶路と呼ばれ、その治所は、今の鏡城附近に在りき、^(三)その傍に移鹿古といへる河あり、また金初に乙離骨嶺東の諸部内附したりといふ、移鹿古も乙離骨も共に、蒙羅骨と同音にして、同地方に在りし、山河なりと想はる。北路紀要^一に、英州は今の吉州の附近に在りしといひ、北關誌に、英州は、今の北青なりといへる、共に從ひ難し。

(二)高麗史^九尹瑋傳を見よ。

(三)東國輿地勝覽^十五を見よ。

(四)後に出す所の滿洲に於ける金の疆域の中、上京路の條を見よ。

(五)金史^{十四}地理志^{合懶路}の條

(六)金史^{十五}高麗傳

雄州^{今の威鏡北道の慶興の南方}の 尹瑋が九城を設けたる時、新領土の境界を劃して、東は火串嶺に至り、北は、弓漢尹嶺に至り、西は蒙羅骨嶺に至れりといふ。^(二)されば、火串嶺は、今の鏡城より東方に位したる所にて、その嶺下に雄州を建てたるなりと云へば、雄州も、今の鏡城より東方に在りしと考へらる。朝鮮語にて、火をPalといひ、串の音を^三といふ

が故に、火串は Pal-kotと發音せらるべし。今の慶興の東南六十里に、草串といふ山ありといふ。^(三)朝鮮語、草を Palといへば、草串は Pal-kotにて、前の火串と同地なるべし、さすれば、雄州も、今の慶興の附近、殊にその南方に在りしならむ。慶興の南三十五里^{朝鮮}に掘浦^風といへる所あり、その海岸に倉庫の敗址ありて、これ尹瑋北征の際建てたるものなりと傳ふ。^(三)内藤博士の説に、雄州は、今の慶興の南なる雄基の近傍なるべく、掘浦の倉基に關する傳説は、尹瑋北征の事蹟と相係る所あるものと認めて可なりと謂ふ。今暫く、雄州は、今の慶興の南方に在りしと推定して、後考を待つべし。北路紀要^一に、雄州は、俗に所波温と呼ばれ、所波温は、今の城津なりといひ、北關誌には、雄州は、今の端川なりといふ、二説いかがあらむ。

(二)尹瑋傳を見よ。

(三)東國輿地勝覽^十五を見よ。

ハ吉州^{今の威鏡北道の慶源}の 高麗史^{十八}地理志に、吉州在北、雄州在南と見ゆれば、吉州は、今の慶興より北なるべく、九城の中、最北に位したるを以て見れば、或は今の慶源地方に在りしかと想はる。高麗史^{三十}に、睿宗の四年、九城を撤する時、先づ吉州より初めたりといふに據りて、吉州が九城の最北に位したるを察すべし。吉州は、弓漢伊嶺の下に在

りしといへど、この山の位置明かならず。東國輿地勝覽^{十卷五}に、吉城縣今の吉州は、尹瓊の建てたる吉州なりと記るせども、從ひ難し。

二公險鎮今の成鏡北道慶興の南なる阿吾地堡尹瓊と共に北征に従事したる將軍吳延龍が、南より進

みて、女眞に圍まれたる吉州を救はむとし、途に公險鎮に於て敵と遭ひ、戰て敗れたることあり。^(一)されば公險鎮は、吉州の南にて、北路紀要^一に、今の慶興に近き阿吾地堡は、

即ちその地なりと云へるは、有力なる一説として採る可きものならむ。阿吾地堡は、慶興の南三十五里^{朝鮮}に在り。

^(二)高麗史^{十六卷九}吳延龍傳を見よ。

然るに、別に公險鎮といへる所ありしに似たり。高麗史^{十八卷五}地理志に、公險鎮は、或は孔州なりとも又匡州なりともいひ、或は先春嶺の東南にて、白頭山^{長白}の東北に當るともいひ、又或は蘇下江邊に在りともいふと記す。孔州は、今の慶興、匡州は今の慶源なれば、^(三)そのいづれかに在りしといふは、前に述べたる阿吾地堡を指したるなるべし。東國輿地勝覽^{卷五十五}會^寧に、先春嶺は、豆滿江の北七百里^{朝鮮}にて、蘇下江のほとりに在りといひ、又^{同卷}慶^源愁濱江は、白頭山に出で、下つて蘇下江或は速平江と呼ばれ、公險鎮の傍を過ぎて東に流ると謂ふ。蘇下の下は、内藤博士の説の如く、正に下の字の誤にし

て、蘇下愁濱速平は、同じく今の綏芬河を謂へるなること明かなり。されば、公險鎮は、今の豆滿江より遙か北に位する綏芬河のほとりに在りしといふ一説もあることにて、北路紀要^三に引ける朔方記に、外公險鎮は、蘇下江邊に在り、尹瓊北征の際、先春嶺上に碑を立てたるに、後に胡人^{女眞人}に其の文字を剝滅せられたりと記して、公險鎮に内外の別を設けたり。先春嶺の位置も明かならず、碑の始末も確かならざるのみならず、公險鎮に内外の二ヶ所ありきとすること、いかにも恠むべく、考ふるに、公險鎮が、豆滿江北、綏芬河畔に在りしといふは、何かの誤説なるべし。

^(一)東國輿地勝覽^{卷五}を見よ。

本福州今の成鏡南高麗史^{十八卷五}地理志に、福州の東北に伊板嶺又は磨天嶺と稱する山あり、南には、豆乙外嶺又は磨雲嶺と稱する山ありと謂ふ。磨天嶺と磨雲嶺とは、それぞれ今の端川の東北と西南とに在り、されば、福州は、今の端川なるべし。^(二)

^(二)東國輿地勝覽^{卷四十九}参照。

へ宜州今の成鏡南東國輿地勝覽^{卷四十九}に、宜州は、今の德源なりといふ女眞を伐ちて設けはるれど、暫くこの説に従ふ。

ト威州今の成鏡南右同書^{十八卷四}に、威州は、今の成興なりといふ。

子通泰鎮位置不明
リ平戎鎮位置不明

大韓疆域考卷六、北路沿に、尹璫北征の地理を論じて、大要下の如き説を爲せり。「高麗史・金史の紀事を按ずるに、尹璫北征の跡は、今の吉州以北に及ばず、林彦の記高麗史尹璫傳に見ゆ、この時征服したる女眞の地方三百里に過ぎずとあるは、今の咸興の邊より、吉州地方に至る間のことなり。金史の高麗傳に、高麗が兵を曷懶甸に出して九城を築きたりといふ、曷懶甸は、今の南關の地南道咸鏡なれば、九城も、必ず今の吉州以北に在りしに非ず。又當時、女眞の界内に瓶項といへる嶮路あり、一穴に由りて僅に出入するを得可し、高麗の朝廷にては、右の嶮路を塞げば、女眞の巢窟を覆へすことを得可しと考へたり、この瓶項の嶮は、今の磨雲嶺にして、古來北胡を防ぐべき要地となれり、尹璫この地を取つて、遠征の功を大成し、九城を築きて界を正ふしたるなれば、その北征の限界は、遠くとも今の磨天嶺を過ぎざりしならむ。従て九城の位置も、今の吉州以南の地に求むべく、決して之をそれ以北の地方に求むべからざるなり、公嶮鎮の如きも、斷じて豆滿江以北に在らず、今の吉州の西南に位する地なるべし。以上の説は、妥當と思はるる節も有り、參照に供ふる價值あれば、今その大要を摘記して、なほ後考を待つこととすべし。(三)

(二)後に出す所の「滿洲に於ける金の疆域の中、上京路の合嶮路の條を參照すべし。

二 達魯古城今の洮兒河の南

金の太祖兵を起して、達魯古城を攻め、之を陥れたりといふ。(二)その故城は、今の嫩江右岸の支流なる洮兒河の南に存す。遼の聖宗の太平四年一〇二四年に、鴨子河を改めて混同江といひ、撻魯河を改めて長春河といへり、(三)この撻魯河は、今の洮兒河にて、達魯古も撻魯に同じく、(四)達魯訖又は徒魯古と呼ばれたる部族も、亦この河の邊に居たるものなり。

- (二)金史卷二太祖紀。
- (三)遼史卷十聖宗紀。
- (三)遼史卷九耶律陣家奴傳。
- (四)同上、耶律適祿傳。

三 烏納水今の嫩江

遼の壽隆實昌二年一〇九年、烏古敵烈部を烏納水に移して、北方の警戒に備へさせたることあり。(二)烏古敵烈部は、今の嫩江右岸の支流たる綽爾河及雅爾河の流域に居たりと思

はるれば、烏納水とは、今の嫩江のことにて、烏納は、納烏の誤かと考へらる。烏納は、一に
兀納(三)と書す、これも納兀の誤ならむ、納水(四)といふも、同じ河にして、今の嫩江のことなるべ
し。元代に、納兀那兀(五)又は那江(六)と呼ばれたる河も、亦今の嫩江にして、遼金の烏納兀納と
相同じきものならむ。

(二)遼史卷二道宗紀

(三)後に出す所の滿洲に於ける金の疆域の中上京路の條に見ゆ。

(四)金史卷百二粘割韓奴傳

(五)遼史卷十聖宗紀太平二年の條

(六)元史卷百三伯帖木兒傳

(七)同上、洪萬傳

(八)元史卷百六王綽傳

四 兀惹部今の烏蘇里江下流域

遼史卷三地理志に、統和十七年九九九年兀惹の民を移して、賓州を置くと見ゆ。契丹國志卷二に、遼の太祖、溫熱者部の民を黃龍府の南百里に移し、その地を賓州と名づけたりと

謂ふ。溫熱者は、兀惹と同じき部族なるべく、その民を移して賓州を置ける年代は、右の二書相異れども、同一の事蹟を指したるものなるべし。契丹國志卷二に見ゆる屋惹金史卷一に見ゆる烏惹、共に兀惹と同一のものなり。遼史卷八奚和朔奴傳に、和朔奴が、鐵驪の地を経て、兀惹城を攻め、克つ能はざるを知りて、東南に進み、高麗の北界に循ふて還れり(一)と見ゆ。されば、兀惹は、鐵驪の南に近き地方に居たる部族にして、鐵驪は、今の烏蘇里江の下流に居たれば、兀惹も亦その近傍に住したるなるべし(二)。

(一)Tungus語にて、森林を *W. ci* といふ、兀惹は恐らくは、その對音にて、烏蘇里江下流の森林地方に住したるを以て、この名を得たるに非るか。

五 回跋部今の輝發江遼

遼史卷二に、興宗の時、回跋朝貢したりといひ、同書卷三興國軍の中に、回跋とあるも、同じき部族なり。文献通考卷四の四に、咸州今の開原縣より東北、東沫江今の松花江に至る間に回跋といふ部族ありとこいふ(一)。回跋も回跋と同じきものにて、吉林通志卷十に、回跋は、今の輝發江のほとりに住したる部族なりと解したるは、正しかるべく、この河の名に因つて、部族の名を生じたるならむ。

(二)自咸州東北分界，入谷口至東沫江，中間所居者以隸咸州兵馬司，與其國往來無禁，謂之回疆，回疆者，非熱女真，亦非生女真也。

遼代滿洲圖

(916 - 1125)

米字古名



利

黑水

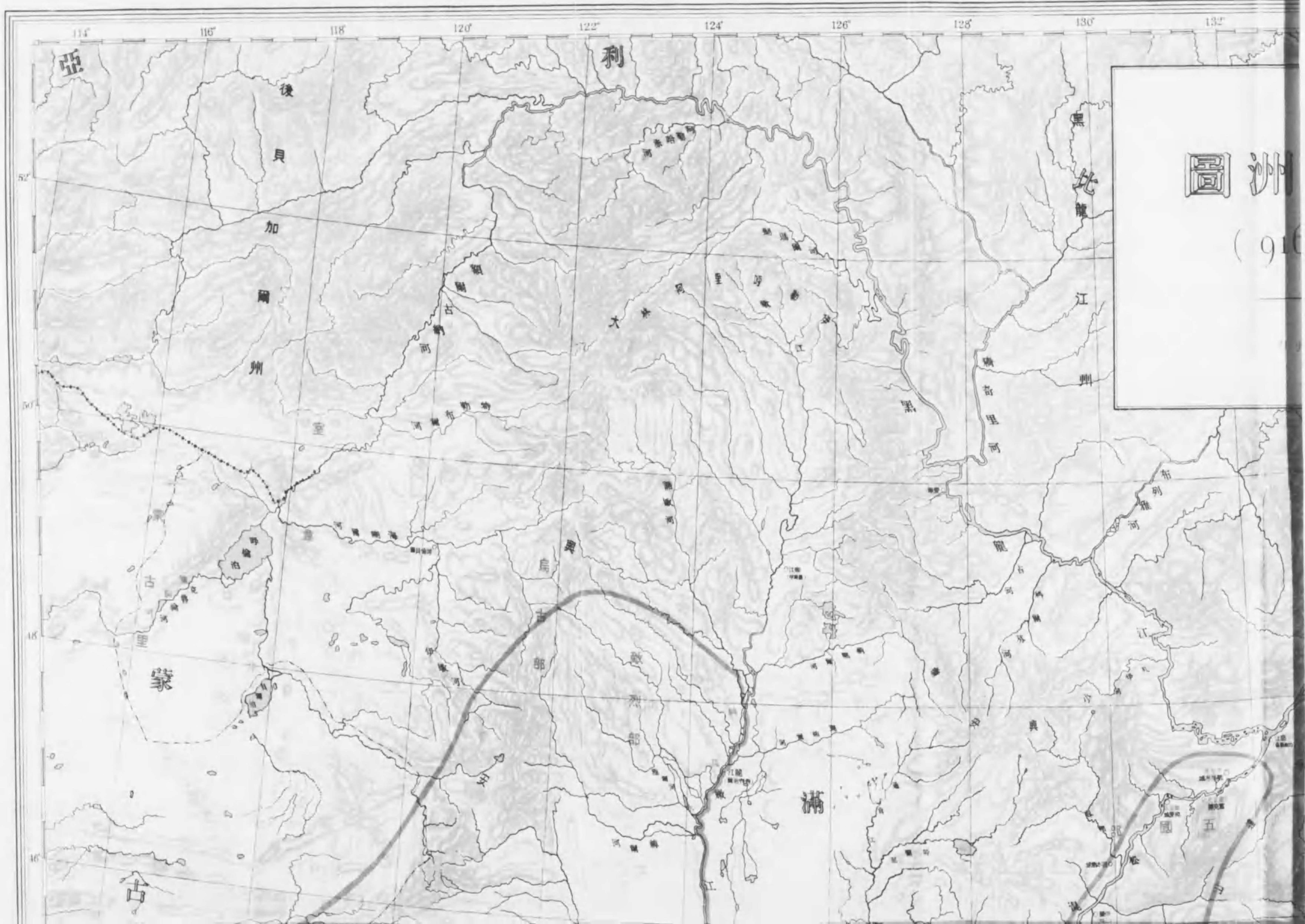
江

州

西

滿

州



圖洲

(91)

亞

利

黑龍江

後

貝

加

爾

州

江

州

蒙

滿

古

五



48°
46°
44°
42°
40°

日



滿

州

洲

京

五

部

東

女

山

湖

古書徒

道

林



蒙古

滿

女

州

朝

京

中

遼

南

京

道

古古魯徒

完

五

18

16

14

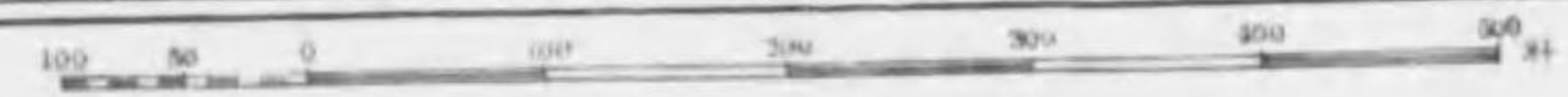
12

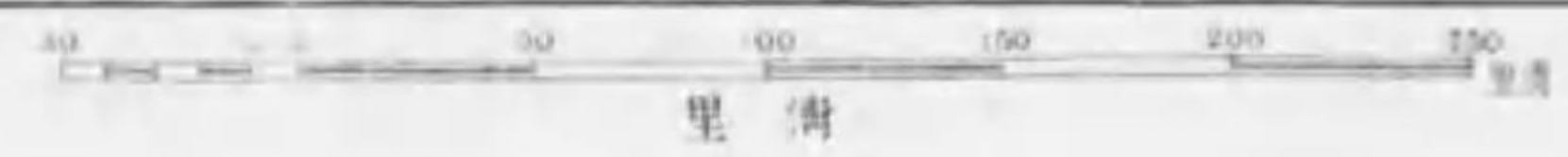
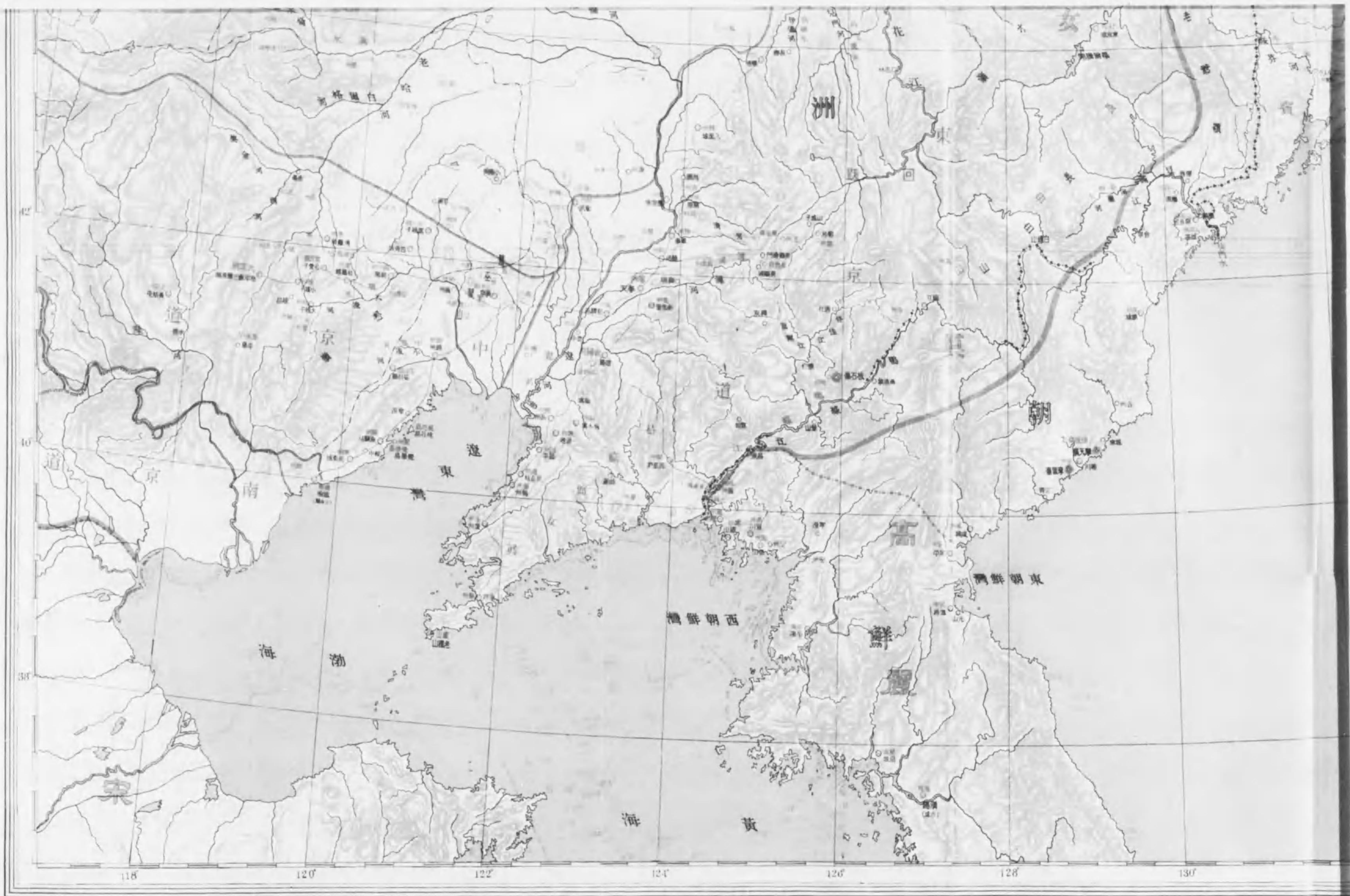
10



縮尺三百萬分之一

里 海





一之分萬百三 尺縮



第二篇 許亢宗の行程録に見ゆる遼金時代の滿洲交通路

金の太宗位に即きたる時、宋の徽宗は之を賀するがため、許亢宗をして金都に使せしむ。宋の宣和七年正月二十七日三月二十五年許亢宗は、宋の國都汴京今の河南省開封府を發して北に向ひ、金の國都會寧府今のハルビンの東に到りて、使命を果し、同年八月五日十一月を以て汴京に歸り着きぬ。^(一)

(一)この事、三朝北盟會編卷二に見ゆ。宋史卷二及大金國志卷四に、この旅行の年代を宣和六年とするは誤れり。許亢宗の紀行を宣和乙巳奉使行程録といふ、宣和乙巳は、即ち宣和七年に當れり。

許亢宗の紀行をば、宣和乙巳奉使行程録といひ、先づ雄州といへる地より筆を起して、金の國都の叙述を以て之を終る、その間を三十九程に分ち、宿驛の名と驛間の距離とを記せり。その全文は、大金國志卷四と三朝北盟會編卷二とに見え、間々相異する所あれば、この二書に載せらるるものを對校する必要あり。今この行程録に記るさるる所の

宿驛の位置を考定して、當時の交通路を推定せむとするに方り、今の山海關以西の部分は、滿洲と關係する所なきに因り、成るべく簡略に之を述ぶることとしたり。

許亢宗の行程録を研究するに付ては、同じく宋の頃に出でたる他の同種の著述を参照するを要す。即ち洪皓の著はせる松漠紀聞の中に、金都より燕京北京に至るまでの行程表あり、三朝北盟會編卷二百四十四に引用せらるる張棖の金虜圖經の中にも、宋金の國界となれる泗州より金都に至るまでの行程表あり、但し、その中、燕京より金都に至る間の紀事は、全く松漠紀聞のものと同じ。說鄂第十四に收めらるる趙彥衛の御寨行程も、亦、汴京より金都に至る間の行程表なり。而して、松漠紀聞(金虜圖經も同然)と御寨行程とを以て、許亢宗の行程録に比ぶるに、宿驛の名と驛間の距離とに於て、相異の點尠からず、而かも許亢宗の行程録が、他の書に比べて、却て正確ならざることを知り得べし、委細は、本文の中に見ゆ。因にいふ、教授エド、アール、ジャヴァンヌ(Edouard Chavannes)氏は、許亢宗の行程録を佛蘭西文に翻譯し、これに注を加へて、之を亞細亞學報 Journal Asiatique, IX. Serie, Tome XI, Paris, 1898. P. 361-439 に掲げたり、教授の説は、之を本文の中に紹介する所あるべし。

以下、逐次に、許亢宗行程録に見ゆる宿驛の位置を考定せむとするに方り、これと、松漠紀聞並に御寨行程とに見ゆる宿驛の名及びその距離を表示すること左の如し。

許亢宗行程録	金松漠圖經	御寨行程
雄州六十里 新城六十里 涿州六十里 良鄉六十里 燕山府六十里 潞縣七十里 三河縣	燕京三十里 交亭三十里 潞縣三十里 三河縣三十里 下四店	燕京六十里 潞縣九十里 三河縣
	(前略)	(前略)

許亢宗行程錄

六十里

蕪	玉	韓	清	灤
州	田	城	州	州
七	九	五	九	四
十	十	十	十	十
里	里	里	里	里

金松
遼漢
圖紀
經聞

邦	蕪	羅	玉	沙	永	榛	七	赤
軍	三	山	田	流	濟	子	箇	峰
三	州	十	十	十	十	十	十	十
十	里	里	里	里	里	里	里	里
五								
里								

御
樂
行
程

蕪	永	七
州	濟	箇
八	務	嶺
十	里	里
里		

望	營	潤	遷	習	來
都	州	州	州	州	州
六	百	八	九	九	九
十	里	十	十	十	十
里		里	里	里	里

平	雙	新	榆	潤	千	南	萊	石
四	四	三	四	四	四	四	四	四
十	十	十	十	十	十	十	十	十
里	里	里	里	里	里	里	里	里

平	新	潤	遷	萊
州	安	州	州	州
八	六	四	八	八
十	十	十	十	十
里	里	里	里	里

八十里

海雲寺

百里

紅花務

九十里

錦州

八十里

劉家莊

五十里

楊家館

桃花嶼

童家莊

胡河務

麻吉步落

新城

茂州

楊隱寨

四里

四里

四里

四里

八十里

洵河嶋

八十里

胡河務

八十里

新城

八十里

梯已寨

六里

百里

顯州

九十里

兒渦

六里

梁漁務

六里

遼河

五里

廣州

三里

沒咄寨

八里

潘州

軍官寨

五十里

顯州

五里

沙河

五里

兒渦

三十五里

梁漁務

六里

大口

七里

廣州

六十里

潘州

倉官寨

三十里

廣寧府

三十里

顯州

五里

東館

八里

兒渦

八里

梁虞務

六里

大口

七十三里

廣州

七十里

七十	與州	銀州	咸州	肅州	五十
里	里	里	里	里	里

四十	蒲河	與州	銀州	銅州	咸州	宿州	安州	夾道	楊柏店
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里

八十	與州	銀州	咸州	宿州	賈道	楊寨
里	里	里	里	里	里	里

(同州)

三十里

信州

九十里

蒲里字董寨

四十里

黃龍府

六十里

托撒字董寨

六十里

第二篇 許亢宗の行程錄に見ゆる遼金時代の滿洲交通路

奚營西

五十里

沒瓦舖

五十里

木阿舖

五十里

信州

四十里

威州

五十里

小寺舖

五十里

勝州

四十里

濟州

二十里

濟州

五十里

合叔字董寨

五十里

義和館

三十里

如歸舖

四十里

信州

七十里

勝州

五十里

山寺舖

五十里

威州

五十里

龍驤館

六十里

詳州

六十里

漫七離字董寨 四十里	許亢宗行程錄	北易州 七十里	松漢圖紀	濱州 六十里	御乘行程
烏舍寨 四十里		賓州 七十里		高平館 六十里	
和里間寨 九十里		報打字董寨 四十里		同流館 五十里	
句孤字董寨 七十里		來流河 四十里		沒達河字董寨 七十里	
達河寨 四十里		阿薩舖 三十五里			
蒲達寨 五十里		會寧第二舖 四十五里			
館		會寧頭舖 三十里			
		上京 三十里			
				烏龍館 三十里	
				北寨 三十里	

第一程 雄州より新城縣に至る

雄州は、許亢宗行程錄の起筆の地にして、今の直隸省保定府雄縣なり。新城縣も、今の保定府に屬する同名の縣にして、雄州と新城縣の中間に巨馬河あり、宋と契丹の分界の地なりき。

第二程 新城縣より涿州に至る

涿州は今も同名にて、順天府に屬す。

第三程 涿州より良郷縣に至る

良郷縣は、今も同名にて、順天府に屬す。

第四程 良郷縣より燕山府に至る

燕山府は、今の北京なり。五代後晋の天福元年九三六年この地契丹の有となり、翌年即ち遼の太宗會同元年、南京幽都府と名づけられ、聖宗の開泰元年一一〇一年改めて燕京析津府といへり、是れ遼の五京の一なる南京なり。天祚帝の末年一一二二年この地、金の太祖に陷

れられ、翌年即ち宋の徽宗宣和五年、金との約束に由りて、この地は宋の有となり、燕山府と名づけられぬ、行程録の本文に癸卯春歸我版圖といへるは、是の事を指せるなり。宋史の地理志に、迨宣和四年、又置燕山府とあるは、一年を違へり。されど、燕山府が宋の有となれるは、僅に三年間のことにて、宣和七年に、金はこの地を宋より奪ひ、燕京析津府と呼び、金の五京の一とはなれり。金帝亮の貞元元年^三、^一五名を改めて中都大興府といひ、國都をば、會寧府よりここに遷しぬ。許亢宗が通過したる頃、この地なほ宋の有たり^四。

第五程 燕山府より潞縣に至る

潞縣は、今の北京の東方通州の東に在りしこと、大清一統志^六に見ゆ。

第六程 潞縣より三河縣に至る

三河縣は、今も同名なり。松漠紀聞に、二驛の距離を三十里とするは、行程録の七十里、御寨行程の九十里に比べて、短きに過ぐ、恐らくは、道を異にせるが故ならむ。

第七程 三河縣より薊州に至る

薊州は、今も同名なり。この地宋の有となりし時^三、^一廣川郡と呼ばれたり。第七程の距離を、御寨行程に七十里とするは、行程録の六十里に近けれど、松漠紀聞に之を百五里とするは、その取れる道を異にせるがため歟。

第八程 薊州より玉田縣に至る

玉田縣は、今同じ。この地、宋の宣和六年に、一たび經州と名づけられたること、宋史^九地理志に見ゆれど、間もなく、もとの名に復したりき。

第九程 玉田縣より韓城鎮に至る

韓城鎮は、金の代に、玉田縣の域内にありき。^(二)今玉田縣の東方なる豊潤縣の南に韓城鎮といふ所あり、即ち是れなるべし。^(三)

(一) 金史^二地理志^中都路^薊
(二) 金史^{十四}地理志^{中都路}
(三) 大清一統志^{十九}

第十程 韓城鎮より清州に至る

行程録の本文に、清州は、もとの石城縣にて、金人新に名づけて清州といへりと謂ふ。石城縣の名は、遼史^{卷四}地理志^{平州}に見え、金史^{卷十四}地理志^{遼州}にも見ゆれど、改名のことは記さる。石城の故縣は、今の灤州の東南に在り、是れ謂ゆる清州なるべし。^三韓城鎮の東十里に、宋と金の國界ありて、宋は宣和五年より同七年に至る三年間、この地を國界となし、その後、金に奪はれたるなり。

(一)大清一統志^{卷十四}

(二)大清一統志^{卷二十四}道に引ける蔡條の北征紀實に、宋人玉田縣に一州を建て、之を清州と云へりと謂ふ、この清州は、行程録に見ゆる清州とは別なり。

第十一程 清州より灤州に至る

灤州は、今も同名にて、永平府の西南に近し。

第十二程 灤州より望都縣に至る

望都縣は平州即今の永平府南三十里に在りし地にて、その故城は、今の永平府南に在

りといふ。^三

(一)遼史^{卷十四}地理志^{平州}の條

(二)大清一統志^{卷十四}

第十三程 望都縣より營州に至る

遼代に、營州といへるは、金の昌黎縣にして、今も同名にて、永平府の屬縣たり。金の皇統二年^{一一四}まで、營州の名を存し、この年、州廢せられて、昌黎縣となりたるなり。

(一)金史^{卷十四}地理志^{中都路平}の條

唐代に、營州といへる地ありしが、その地は、遼金の代に興中府と稱せられ、今は朝陽府と呼ばる、これと遼の營州とは全く別なり。唐の營州は、慕容氏の時、龍城又は和龍と呼ばれ、一に黃龍城ともいへる有名の地なり。遼史^{卷十四}地理志に、唐の營州と遼の營州とを混同せるは非なり。

第十四程 營州より潤州に至る

潤州は、今の山海關の西なる海陽鎮なり^{第八〇頁}、營州の東六十里に榆關といへる關門

あり、許亢宗がその地を通過したる時は、只遺址を存するのみなりきといふ。今、永平府撫寧縣の東に榆關と呼ぶ村あるは、即ち古の榆關の地なり。明の初に、將軍徐達、この關門を東に移して、之を山海關と名づけたり、一説に、山海關と榆關とは、初より同地にて、明初に移されたるものに非ずといふ、然れども今の山海關は、次に述ぶる所の遷州に相當し、榆關は、遷州の西百二十里に在りし所なれば、兩地を初より同地なりしとするは、正しからず。

(二)五代史^{卷七}契丹傳參照

(三)明一統志^{卷十五}

(四)讀史方輿紀要^{卷十}並に大清一統志^{卷十}

第十五程 潤州より遷州に至る^(二)

遷州の治所を遷民縣といひ、金の代には、遷民鎮となり、元代にも亦同じく明に至て、この地に山海關を設けたり。明人郭造卿の説に、山海關は元の遷民鎮なりといひ、永平府志にも、山海路(即ち山海關所在地)は、元の遷民鎮にして、明の洪武十五年^{一三八}その地に

城を建てて、關を設けたりといふ、大清一統志^{卷十}も亦この説に従ふ。許亢宗は、遷州の東門外十數歩にして、古長城の遺址を見たりといふ、是れ今の山海關に現存する長城の原形なるべし、但し許亢宗が見たる古長城は、秦の始皇帝の時に造られたるものにはあらで、南北朝の末に造られたるものなるべし。

(二)この二州の距離は、行程録に八十里とあり、松漠紀聞御寨行程には、四十里となし、大清一統志^{卷十}に引かるる北蕃地理志には、遷州は渝關の東五十里に在りといふ。依て思ふに、行程録の八十里は、長きに過ぐる嫌あり、而して潤州と遷州の間には、特に迂回する道なかりしと思はるれば、行程録の計算は、惟むべきなり。行程録の里數に、往々疑ふべき點あるは、後にもいふべし。

(三)金史^{卷十四}地理志^{北京路}瑞を見よ。

(四)元史^{卷三十二}文宗紀^{天曆元年}及び同書^{卷百三十八}燕鐵木兒傳を見よ。

(五)重修永平府志に據れば、郭造卿は、明の高曆年間、將軍戚繼光の幕下に居り、その著に燕史永平府志ありきといふ。明史^{卷九十七}藝文志に、燕史を載せ、百二十卷より成ると記す。顧炎武の日知錄^{卷三十一}に、右の永平府志を引用したる節あり、關若璩の潛邸筭記に、郭造卿の著に碣石叢談ありといふ、この書、顧炎武も之を引用せり。

(六)顧炎武の天下郡國利病書^{卷八}に引用せらるるものに據る、この永平府志も、右に云へる郭造卿の著な

るべし。

(六)今の山海關以西北京の北方に連なる長城は、秦の始皇帝の代に築かれたるものと思ふは、速断に過ぐる事となるべし。始皇帝が長城を築かせたる目的は、北方民族殊に匈奴の侵入を防ぐに在りしことなれば、秦の北邊の領土は、長城に由りて掩護せられたるものなること明白なり。秦の北邊の領土としては、右北平郡と遼西郡とあり、この二郡は、戦國の代に燕が設けたるものなりしを、秦が支那を一統して後、そのままに存し置ける所にして、漢代に至りて、なほもとのまなりき。右北平郡の治所は平剛縣前漢書卷二 十八地理志と呼ばれ、青陞といへる隘路の東北三百八十里に在りき水經注 卷十四。青陞とは、三國時代に名高き盧龍道の東端に在りて、今の永平府の西北に在る青山口のことなり。魏の曹操、烏桓を討ちける時、青陞より出でて、平岡(即ち平剛)を過ぎ、今日の朝陽府方面に進軍したることあり。平岡は、今日の承德府建昌縣の域内にて、大凌河の上源地方に在りしと覺ゆ。されば、古の右北平郡は、今日の承德府の疆域の東部を含みたることと思はる。又、遼西郡の治所は、柳城縣と呼ばれ前漢書卷二 十八地理志。晉の代に、慕容皝は、柳城の北に近く龍城を建て、その宮を和龍と云へり晉書卷百九 並に水經注 卷十四。龍城は、今日の朝陽府なれば、柳城も、その南に近き所なり。されば、古の遼西郡は、今日の朝陽府の疆域を含み居たること明かなり。

今日の承德府朝陽府の疆域は、今日の地圖に見ゆる長城以北に當る。若し今日の長城を以て、秦代のものとする時は、秦代の右北平郡及び遼西郡は、長城の外に離隔せられたることとなるべし。されど、右北平遼西の二郡は、秦の領土の北邊を成し、必ず秦の長城以内に包まれたるものに相違なく、この二郡を長城以外に放棄したりと思はるる何等の理由なきを見れば、秦の長城は、右二郡の北邊言ひ換ふれば、今日の承德府朝陽府の北境に設けられたるものにして、決して、今日の地圖に示さるる位置に築かれたるに非ざることを推測するに足らむ。

魏書卷二 十六長孫陳傳に、長孫陳は、後魏の世祖の時、和龍を攻め、城兵の出撃を撃破して、之を追ふて長城の下に至れりといふ。この長城は、和龍今の朝陽府の北方に在りしと考へられ、秦代に築かれたるものを指すなるべし。何とならば、和龍は、古の遼西郡の地にて、秦長城は、この郡の北邊に在りしと推定せらるるのみならず、後魏の代に至るまで、この邊に長城築設の事ありしを聞かず、詮する所、秦代のものを措きて、他に其れと思ひ當るものなければなり。又、通典卷百七 十八に、范陽郡の北二百三十里に廢長城ありと謂ふ。范陽郡は、今の北京の東北に近き薊州にて、今日の長城は、州北七十清里に位するなるを、二百三十五里といふに比べては、著しき相違あり、たとへ唐代の一里は、清代の一里より短しとはいへ、里數の相違少々に非るを見れば、通典に記るされたる長城は、決して、今日のものに同じからず、二百三十五里といふに據つて、之を推すに、右の廢長城は、今日の承德府の北に近き邊に在りしなり。是れも、前の長孫陳の條に述べたると同じき理由に本づきて、秦代の長城の遺址なるべしと思はる。

秦代長城東部の位置が、今日のものと同じからずして、今の承德府朝陽府の北境に在りしとする時

は今日の長城の位置は、いづれの時代に定まれるものなるか。

秦が長城を築きて後、後魏の代に至るまで北邊に長城を築きたる事蹟なし。後魏の泰常八年四二三年赤城より西に長城を築きたることあり魏書卷三赤城は、今の直隸省宣化府赤城縣にして、この時の長城は今の獨石口附近より西へ黄河に向て設けられたるものなれば、山海關方面のものと同相する所なし。然るに北齊より隋代に互りて、突厥の侵入を防ぐため、數々長城を作り、或は修覆を加ふること起りぬ。北齊にては、天保三年五五二年天保六年五五五年及び天保七年五五六年の三回の工事あり、その中、第三回の分は、西河より東方海濱に至る三千里の間に及びたり北齊書卷四後周の代には、大象元年五七〇年の修覆あれど周書卷七これ北齊の時のものに手を加へたるまでなるべし。隋代となりては、開皇元年五八一年同五年五八五年同七年五八七年大業三年六〇三年及び同四年六〇四年の五回の工事ありき隋書卷一、卷三、卷五、卷六、卷七、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十二、卷十三、卷十四、卷十五、卷十六、卷十七、卷十八、卷十九、卷二十、卷二十一、卷二十二、卷二十三、卷二十四、卷二十五、卷二十六、卷二十七、卷二十八、卷二十九、卷三十、卷三十一、卷三十二、卷三十三、卷三十四、卷三十五、卷三十六、卷三十七、卷三十八、卷三十九、卷四十、卷四十一、卷四十二、卷四十三、卷四十四、卷四十五、卷四十六、卷四十七、卷四十八、卷四十九、卷五十、卷五十一、卷五十二、卷五十三、卷五十四、卷五十五、卷五十六、卷五十七、卷五十八、卷五十九、卷六十、卷六十一、卷六十二、卷六十三、卷六十四、卷六十五、卷六十六、卷六十七、卷六十八、卷六十九、卷七十、卷七十一、卷七十二、卷七十三、卷七十四、卷七十五、卷七十六、卷七十七、卷七十八、卷七十九、卷八十、卷八十一、卷八十二、卷八十三、卷八十四、卷八十五、卷八十六、卷八十七、卷八十八、卷八十九、卷九十、卷九十一、卷九十二、卷九十三、卷九十四、卷九十五、卷九十六、卷九十七、卷九十八、卷九十九、卷一百右の中、三回は西河の附近に於けるものにして、他の二回は、その地點明かならず。この二回の中か、若くはそれ以外に、隋は突厥に對して、幽州即ち今の北京以東の地域を防備する必要上、この方面の長城を修築したり隋書卷八、卷十この方面に於て、隋の代に長城ありしことは、隋書の地理志に明かにて、その線は、今の密雲縣昌平州薊州永平府の北方に連なり、今日の山海關以西北京地方に互れる長城の位置と略、同じかりしやうなり。

さて、後魏以來隋に至る間の長城築設の事蹟につきて、最も著しく注意を惹くものは、北齊の天保七年の大事にして、周隋は、更に之を修築して、突厥に對する防備の用に供したるなり。

この時の長城の位置は、恐らくは、今日の直隸山西二省の北部に存するものと大差なかるべく、言ひ換ふれば、今日のものは、大體に於て、北齊の代に、その位置定まりたるものと謂ふべきなり。許亢宗が遷州東門外にて實見したる長城は、秦代のものに非ずして、北齊の代に設けられたるものの遺址なること、殆ど疑なかるべし。なほ秦長城東部の位置に關して、予は、歴史地理第十三卷に、些細の考證を掲げ置けり。

第十六程 遷州より習州に至る(二)

習州は、今の寧遠州の西南なる東關站なり第七九頁

(二) 遷州と習州(臨州)の距離は、松漠紀聞御寨行程に百六十里とあり。今、山海關と東關站の間は、百三十八清里と算せらる。この間は、狹長なる海岸道にて、宋の頃も今も、その道に大差なしと思はるれば、里程の比較を試むるに適當の所なり。依て百六十里を百三十八清里に比較して、 $138:160 = 1:1.16$ の結果を得て、宋代一里は、一清里よりも、約六分一短きことを知る。他の例を取りて、同様の比較を試むるに、又略、同様の結果を生ず、但しかかる比較を試むるには、その交通路の位置が、古來大差なしと認めらるる地點を選ぶべきこと勿論なり。

第十七程 習州より來州まで

來州は、今の山海關の東北なる前衛城なり第七九頁。行程録の行程は、遷州・習州・來州の順なるに、松漠紀聞御寨行程の行程は、遷州・來州・臨州習州の順なり、而して今の地理に對照すれば、遷州より來州に至り、而して後臨州に至るを當然の道順とすべく、許亢宗の紀事は斷じて誤と認むべきなり、即ち第十六程は、遷州より來州に至り、第十七程は、來州より習州に至ると改むべし。

第十八程 來州より海雲寺に至る

來州は、習州とすべきこと右に云へり。海雲寺は、習州より八十里といへば、今の寧遠州の南に近き邊なるべし。この寺は、行程録に、海を距ること半里許と見ゆれど、又覺華島上に在りしと思はるる理由あり、(一)遼金の頃、この島、海岸に密接し、行路の一驛を爲したるかと思はるれば、海雲寺も恐らくはこの島上に在りしものならむ、なほ考ふべきことなり。

(二)、(三)第七四頁を見よ。讀史方輿紀要卷三十七に覺華島、在寧遠東南二十里、上有海雲龍宮二寺とあれば、海雲寺は、明末清初の頃正に覺華島上に在りたるものにて、恐らくは、遼代に於ても亦然りしならむ。

む。龍宮寺も、遼代より存したるものにて、行程録に、海雲寺の邊より海東を望めば、一大島ありて、其上に龍宮寺ありと記るせり、この一大島とは、桃花島のことなるべし。然るに龍宮寺も、後世には、覺華島上に在りしといふこと、聊か不審なれど、今その故を究め難し。只、桃花島と覺華島の區別、至て曖昧なる點なきにあらねば、右に引ける方輿紀要の紀事も、なほ攷究を要することなるべし、右二島の區別につきては、第七四頁を参照すべし。

第十九程 海雲寺より紅花務に至る

この二地の距離百里約八十なりといふに據れば、紅花務は、今の、高橋驛の邊なるべし。

第二十程 紅花務より錦州に至る

錦州は、今の錦州府にて、その名は、遼代より始めり第七三頁を見よ。

第二十一程 錦州より劉家莊に至る

兩地の間八十里約六十なりといへば、劉家莊は、今の十三山站の邊ならむ。行程録に、檢關を出でてより東行すれば、路の平なること掌の如く、錦州に至りて、少しく登陟を生

じ、十三山の下を過ぐと記るせり。この事第二十程の條に記るさるれど、實は第二十一程の條に入るるを當れりとす。

第二十二程 劉家莊より顯州に至る

顯州は、今の廣寧縣の東約二十五清里の邊に在りし所なり第二〇頁を見よ

第二十三程 顯州より兔兒渦に至る

兩地の距離行程錄に九十里といひ、松漠紀聞に百里といひ、御寨行程に八十五里といふ、要するに八十清里内外にして、之を推すに、兔兒渦は、今の鎮安縣の東方に在りしかと考へられど、その位置詳ならず。

第二十四程 兔兒渦より梁漁務に至る

兩地の距離は行程錄に六十里といひ、松漠紀聞には三十五里といひ、御寨行程には、八十里といひ、その里程に大差あり。今行程錄と御寨行程とに示さるる里程に由りて推考するに、梁漁務は、今の遼中縣の北約五十清里なる水泊の附近なるべけれど、その位置

明かならず。金の大定二十九年九一八、梁漁務を以て、望平縣となしき。

(二) 金史卷二地理志北京路。十四地理志の條。この地が當時の交通路に當れりし事に付ては、金史卷六の大定元年の條をも参照すべし。

行程錄に、兔兒渦より東方は、廣き沮洳地にして、梁漁務に至るまでに、凡そ三十八回も水を渡れりといふ、この邊、一體に沼地なりしこと推して知るべく、唐代に遼澤といへるものの中にも、この邊を含みたるなり。思ふに、遼河流域の地形は、一般に、古今の變遷著しく、かかる沮洳地の中にありし所をば、今の地理に比定せんこと、甚だ困難なり。されば、梁漁務の位置も、今の鎮安縣より遼河に至る間の中程の邊なりとは推定すれど、今のいづこなるかを究め難し。

第二十五程 梁漁務より沒咄寨に至る

行程錄、松漠紀聞並に御寨行程、皆梁漁務より遼河までの距離を六十里なりといふ。遼河を東方に超えて、廣州(三)に至るまでの距離に付ては、行程錄には五十里といひ、松漠紀聞には、七十里なりといひ、御寨行程には七十三里といふ。廣州は、遼代に設けられ、金の皇統三年一一四に、章義縣となりたる地にて、今の奉天の西南七十里なる彰驛站なり。(三)

而して没咄寨は、廣州の東方に近く、其間僅に三里を隔つるに過ぎざりし所なり。

(二)遼河の是の渡過點のことをば、松漢紀聞及び御寨行程に、大口と呼べり。大口といふ名稱は、遼史三卷八の遼陽府の紀事、並に金史十四卷二の瀋州の紀事の中にも見ゆ。即ち遼史の紀事の中に、東梁河(今の太子河)と渾河(今同じ)の合流する所を小口といへるに據つて之を推すに、大口とは、渾河と遼河の合流點を指せるなるべし。この合流點は、今は牛莊の北方に近けれど、遼金時代には、なほ遙に北方、即ち今の奉天の西南方に在りしかと考へらる。

(三)三朝北盟會編に載せらるる行程録の本文には、自梁漁務百單三里、至没咄寨とあるのみなれど、大金國志に載せらるるものには、自梁漁務百丹三里、至没咄寨、離梁漁務東行六十里、即過遼河、以舟渡、濶狹如淮、過河東、亦行淀五十里、舊廣州、惟古城、有貧民三五家、是夜宿没咄寨と見ゆ。然れば、没咄寨は、廣州の東三里の近くに在りし所なり。

(三)第二五頁を見よ。

第二十六程 没咄寨より瀋州に至る

瀋州は、今の奉天府なり。顯州より瀋州に至るまで、許亢宗が經過したる道は、今の廣寧縣附近より、大概東を指して、今の彰驛站に到り、然る後、東北に向て、今の奉天に達したるものなることは、シャヴァンヌ教授の説^(二)に従ふべし。是れ、今日廣寧附近より、新民府を経て、奉天に通ずる道と相異なるものにて、今日の道は、清初に開かれたるものなるに似たり^(三)。

(二) Il est peu vraisemblable que Hiu K'ang-tong ait passé la rivière Liao au point où la grande route actuelle la traverse : de Koang-ning (Hien tchou) à Cheng-king (Chen tchou), Hiu K'ang-tong estime la distance à 333 li, et, dans les itinéraires plus précis de Tchoung T' et de Hong Hao, cette distance est évaluée à 325 li ; or, d'après le Cheng King t'eng tché, il y a 340 li de Koang-ning à Cheng-king ; le li de l'époque des Song étant plus petit que le li actuel d'un cinquième environ, il est évident que le chemin suivi par les voyageurs du temps des Song est notablement plus court que le chemin décrit par le Cheng King t'eng tché ; si, en effet, on jette les yeux sur la carte, on voit que la grande route actuelle de Koang-ning à Cheng-king fait un coude prononcé vers le nord, afin d'éviter les marais qui sont sur la rive droite du Liao ; à l'époque des Song, on passait à travers ces marais, comme l'atteste la relation de Hiu K'ang-tong (24^e étape), et on allait en ligne presque directe de Koang-ning à Cheng-king. (Journal Asiatique, IX^e Série, Tome XI, p. 411).

右譯文下の如し。

〔許亢宗は、現今の街道が遼河を横ぎる點に於て、此河を渡れるには非るべし。彼は、顯州より瀋州に至る間を、三百三十三里と計算し、張棟[○]金華圖及洪皓[○]松漢紀の著はせる、尙詳なる紀事にも、この間を計算して、三百二十五里と云へり。盛京通志に據れば、この間は、三百四十里なり、宋代の一里は、今の清里よりも、少なき事約五分の一なり、されば、宋代に於けるこの交通路は、盛京通志に示された

るよりも著しく短かかりしことは明かなり。試に地圖を披けば、廣寧より盛京に至る現今の街道は著しく北方に屈曲せり。これ遼河右岸に於ける澤地を避けたるものなれども、宋代にては許亢宗行程録の第二十四程に示さるる如く、この澤地の中を通過したるものにして、廣寧より盛京に向て殆ど直線に赴きたるなり。

(三)高士奇の扈從東巡日録に曰く、辛亥駐蹕永安橋。先是從瀋陽至遼河百餘里間、地皆葑泥注下、不受車馬。故自廣寧至瀋陽、向以遼陽爲孔道。太祖高皇帝初定瀋陽、命族丁修除疊道、廣可三丈、由遼河一百二十里直達瀋陽。平坦如坻、師旅出入便之。疊道外仍多葑泥。永安橋去今奉天府三十餘里、側有新碑、紀修新除疊道之工、屹然在望。土人名爲大石橋者是也。

第二十七程 瀋州より興州に至る。

興州は、今の奉天と鐵嶺の中間なる懿路に當れり。第一〇頁を見よ。

瀋州以北、上京會寧府に至るまでの里程につき、行程録は、之を九百十里とするに對し、松漠紀聞は、之を千百六十里と算し、御寨行程は、之を千百三十六里なりといふ。是れ、行程録の里程が正確ならざることを示すものにして、瀋州より上京に至る間の諸驛の驛間距離に付きて、行程録の紀事は、往々恠むべき事あるは、第二十八程以下に説く所を

見て、おのづから明かなるべし。瀋州以北の里程のみならず、又行程録に示さるる里程一般の上に付ても、疑を挾むべき所あり。例へば行程録の計算にては、燕京即ち今の北京より、金の上京會寧府即ち今の白城ハルビンの東南八里餘に至るまでは、二千六百六十三里にして、瀋州より會寧府に至る間は、九百十里なり、即ち瀋州より上京に至るまでの距離は、燕京より上京に至る全距離の約三分一となる。今日の地理より云へば、奉天瀋州は、北京とハルビンの殆ど中間に在りて、行程録の計算とは大に相違せり。而して、なほ後にも説くが如く、今の北京よりハルビン附近に通ずる交通路は、許亢宗の頃のものと、かけはなれて相違の點ありといふに非ず、勿論多少の變遷ありて、古今道を異にせる箇所なきに非ざれど、その里程より云へば、著しき差異なしと見ゆ。從て、瀋州は、許亢宗の頃に於ても、燕京と上京の殆ど中間の地に在りしことと察せらるるに、行程録の記す所にては、瀋州は、燕京と上京の中間の地に非ずして、燕京よりも寧ろ大に上京に近き位置にありしこととなる。是れ甚だ恠むべきなり。松漠紀聞は、燕京と上京の間を二千七百五十里と算し、瀋州と上京の間を千百六十里と算するが故に、瀋州は、はば燕京と上京の中間にて、やや上京の方へ近きこととなり、大體今の地理に合ふ。御寨行程は、燕京上京間を二千七百六十四里と算し、瀋州上京間を千百三十六里となせば、瀋州の位置は、殆ど松漠紀聞

に示さるるものと同様なり。かくて按ずるに、燕京より瀋州に至る間の里程に於ても、亦瀋州より上京に至る間の里程に於ても、松漠紀聞と御案行程とに示さるる所を以て、行程録のものを訂正する必要ありと謂ふべし。なほ、以下説く所を見よ。

第二十八程 興州より銀州を経て咸州に至る

(一) 銀州は、今の鐵嶺縣にして第二九頁 咸州は、今の開原縣なり第三〇頁

(二) 三朝北盟會編に載せらるる行程録には、銀州のこと見えず、大金國志に載せらるるものに、離興州五十里至銀州中頓又四十里至咸州とあり。

第二十九程 咸州より肅州を経て同州に至る

肅州は、今の昌圖府の南に在りしと思はるれど、その位置明かならず第四九頁 同州は、

今の鐵嶺縣と開原縣の中間に位せる地なり第三〇頁

この條の行程は、甚だ恠むべき事にて、咸州は、同州より北、肅州は、咸州の北に在る所なるを、咸州より肅州に、肅州より同州に至れりといふは、全く地理に合はず、必ず行程録の誤謬に由ることなるべし、滿洲源流考二卷十に、之を辯じて、蓋地本犬牙相錯、而取道之南北、

亦時有不同也といへるは、無益の辯なり、松漠紀聞に、銅州實はより咸州に、咸州より宿州即ちに至るとあるとあるを正しとす。

第三十程 同州より信州に至る

信州は、今の懷德縣附近に在りし地なり第三一頁 行程録に、同州より信州までを三十

里と記したるは、最も恠むべく、その誤れること顯然たり。咸州より信州に至る距離に付て言ふも、行程録が、之を百二十里とするに反して、松漠紀聞は、之を三百六十里といひ、御案行程は、之を三百二十六里といひ、その云ふ所は、行程録のもの約三倍に當れり。この場合に於ても、他の場合に於けると同様、行程録の里程は甚だ疑はしく、松漠紀聞と御案行程とに見ゆる里程を採つて論據とするの安全なるに若かず。

咸州より同州に至る道は、今の開原縣より、北に向つて、昌圖附近より、八面城奉化縣の地方を経て、懷德縣方面に通じたるものなることは、地理上おのづから然るべき所なり。松漠紀聞に、咸州と信州の間なる七驛を掲げたる中に、咸州の北二百二十里に奚營といへる所あり、奚營は、遼東行部志に、一たび韓州の治所となれりと云へる九百奚營と同地にして、その位置分明ならねど、今の八面城の附近に在りし地なりと考へらる第二八頁

これに由りても、その頃の交通路が、今の八面城地方を経たるものなることを察するに足るべし。

第三十一程 信州より蒲里字董寨に至る

行程録に、蒲里字董寨は、信州の北九十里約七十、五清里、次に云ふ黄龍府の南四十里約三十、五清里に在りしといふ。その位置詳ならず。

第三十二程 蒲里字董寨より黄龍府に至る

黄龍府は、今の長春府の北なる農安縣なり第三二頁、行程録には、信州より黄龍府までを百三十里となし、松漠紀聞には、百八十里となし、御寨行程には、二百二十里となす、三者の取れる道は、或は多少の相違ありとしても、略々同様なりと思はれ、その中、里數の最も大なる二百二十里約百八十、三清里を取て、信州、黄龍府間の道を推量するに、今の懷德附近より、今の長春の西北方あまり遠からぬ邊を経て、北に向ひたるものなるべし。

シ、ヴァンヌ教授は、黄龍府をば、今の吉林府の西方約百六十四清里の邊に在りしと考へ第三七頁、從て、許亢宗は、今の開原縣附近より、吉林府を経て、北に向ひたるものなりと論

じたれど、是れ予の同意する能はざる所なり。

第三十三程 黄龍府より托撒字董寨に至る

この兩地の距離は、行程録に六十里とあり。東三省輿地圖説は、托撒寨は、農安の東六十清里なる萬金塔の邊ならむと云へれど、寧ろ萬金塔よりも西方に位したる所なるべし、なほ次の條を見よ。

第三十四程 托撒寨より漫七離字董寨に至る

行程録に、この兩地の間に、益州及び賓州の二の空城ありきと云ふ。松漠紀聞には、易州(即ち益州)は、濟州(即ち黄龍府第三二頁)より七十里、賓州は、易州より七十里にて、混同江畔に在る由を記し、御寨行程には、龍驤館黄龍府の縣舍の名より百二十里にして、濱州(即ち賓州)に至ると謂へり。東三省輿地圖説に、漫七離寨は、今の伊兒門河と、伊通河の合流點の近傍に在る靠山屯の邊なるべし、而して萬金塔より東二十餘里の所に、道傍に右城二あり、相距ること數里、一を西小城子といひ、即ち古の益州なり、一を東小城子といひ、即ち古の賓州なり、これより東六十里にして、靠山屯に至ると謂ふ。

次の第三十五程に、漫七離寨より六十里にして、混同江に達し、江の畔に烏舍寨ありといふを見れば、黃龍府より混同江まで實に二百十里となり、之を松漠紀聞の百二十里、御寨行程の百四十里に比ぶれば、甚しき相違あり。遼史十八卷地理志に據れば、賓州は、兀惹と云へる部族の民を遷し置きたる地にて、兀惹は、行程録にいへる烏舍なりと思はるれば、賓州は、實は、混同江畔に在りし所にして、許亢宗が漫七離寨に到る以前に見たりといへる賓州空城は、或る他の城址を誤認したるものなるべし。松漠紀聞に、賓州に於て混同江を渡るといひ、御寨行程に、賓州の驛舍を混同館と記るせるに由れば、賓州は、正に混同江のほとりに在りし所なり、なほ次の條を參照すべし。されば、東三省輿地圖說に比定せる賓州の位置は、疑ふべきものたると同時に、托撤寨及漫七離寨の位置は、只行程録に示さるる里數の比例に由つて、之を想定する外なかるべし。

第三十五程 漫七離寨より烏舍寨を経て和里間寨まで

烏舍寨は、右に述べたる如く、即ち賓州なるべく、許亢宗が混同江を渡りたる地點なり。その位置は、恐らくは、松花江と伊通河の合流する地點にして、今日の江南鎮附近なるべく、その對岸なる遜札堡站は、金の太祖が黃龍府を攻めたる時渡りたる混同江の渡津に

て、一に五家子站とも稱せらるると云ふ、許亢宗も亦この邊にて、混同江を渡れりしならむ。而して、賓州も亦その附近に在りしとする時は、松漠紀聞に、黃龍府の南百餘里を賓州といひ、州は混同江に近しとある紀事の南百餘里は、東百餘里の意味なるべく、然らば、この紀事の誤れるなるべし。

和里間寨は、今の遜札堡站の東方約三十三清里の邊かと見ゆれど、その位置詳ならず。

第三十六程 和里間寨より句孤字董寨に至る

行程録に據れば、句孤寨は、洮流河を渡てより五里の所に在りき。洮流河は、今の拉林河にして、東三省輿地圖說は、今の雙城廳の西南約六十清里にて、拉林河の北に近き花園屯は、即ち古の句孤寨ならむと謂ふ、凡そ其の邊なるべし。

第三十七程 句孤寨より達河寨まで

洮流河を渡てより上京までの距離は、行程録には百六十里、松漠紀聞には百五十里、御寨行程にも百五十里とありて、殆ど一樣なり。東三省輿地圖說は、行程録に示さるる七十里の數に據りて、達河寨は、今の雙城廳なりと謂ふ、凡そ其の邊なるべし。

第三十八程 遼河寨より蒲達寨まで

この間四十里なりといへば、蒲達寨は、今の雙城廳の東方なる八家屯の邊ならむ。

第三十九程 蒲達寨より館まで

この間五十里にして、館は、會寧府の西十餘里に在りし驛舎なり、今や許亢宗の行程の終點たる金の國都上京會寧府の位置を攷究すべき場合とはなれり。今、その位置を決定する前に、これに關する從來の諸説を左に掲ぐべし。

(イ) 明一統志^{卷二}に、金の宮殿は三萬衛の城内に在り、金の天眷の初、この地を上京となし、後に會寧府と稱したりと記るせり。^(二) 明の三萬衛は、今の開原縣なり。大清一統志^{卷三}も、開原縣は、金の會寧府なりと謂へり。されど、今の開原縣が、金都に非ることは、これまで述べ來れる所に由つて、おのづから明かなるべく、特に辯するまでもなき事なり。この誤解の原由を考ふるに、蓋し次の如き次第なるべし。元一統志に、金が遼を滅ぼして後、もとの渤海の上京に都を設けて、後に之を會寧府と稱したりといひ、^(三) 元史^{卷五}地理志に、開元路のことを述べて、開元路は、古の肅慎氏の地にて、金の祖先の興りたる地方なり、金の太祖烏古打は、遼を滅ぼして後、渤海の上京に都を設けたるが、この地は、後に會寧

府と名づけられたりと記せり。^(四) この元史の紀事は、開元路といへる甚だ廣き地方の沿革を述べたるものにして、その中、金都に關することは、元一統志の紀事に據りたるものなるべし。然るに、明一統志は、開元路を、今の開原縣に當る地方に限られたる名なりと解釋し、^(五) 自然、金都も亦其の地に在りしものと連斷して、三萬衛城内に在りと記るすに至りしは、全く想像に出でたる説に過ぎず。

(二) 三萬衛、…渤海爲上京龍泉府、…熱女真後滅遼、國號曰金、後遷都於燕、改此爲會寧府、號上京、又曰、金宮在三萬衛城内、金天眷初、以此爲上京、後止稱會寧府。

(三) 上京故城、古肅慎氏地、渤海大氏改爲上京、金既滅遼、卽上京、建邦設都、後改曰會寧府、滿洲源流考卷十二に引用せらる。

(四) 開元路、古肅慎之地、隋唐曰黑水靺鞨、唐初渠長阿固郎始來朝、後乃臣服、以其地爲燕州、置黑水府、其後渤海、靺鞨皆役屬之、又其後渤海浸弱、爲契丹所攻、黑水復擅其地、東瀕海南界、高麗西北與契丹接壤、卽金鼻祖之部落也、初號女真、後避遼興宗諱、改曰女直、太祖烏古打、既滅遼、卽上京、設都、海陵遷都於燕、改爲會寧府、金末其將蒲鮮萬奴據遼東、元初癸巳歲、出師伐之、生禽萬奴、師至開元、恤品東土悉平、開元之名、初見於此。

(五) 明一統志^{卷二}に曰く、三萬衛、在都司城の治所にて、今の遼陽北三百三十里、…渤海爲上京龍泉府、契丹

攻渤海、黑水、靺鞨、間復其地、號熱女真、後滅遼、遼建都、國號曰金、後遷都於燕、改比爲會寧府、號上京、元改爲開元路。

(ロ)今の寧古塔の西南約八十清里なる沙嶺(沙林又は沙圍)の東南約十清里に一古城址あり、土民呼んで東京城といふ、宮殿の遺址、歴々として存し、規模甚だ廣大なり。寧古塔紀略は、この古城を以て、金の上京會寧府の遺址なりと認めたるが、之に次で、^(三)遼從東巡日錄、^(四)盛京通志、^(五)大清一統志、^(六)吉林外記、^(七)會寧府は、今の白城なりとの説(後に見ゆ)を立てながら、又右の説をも採らむと欲するに似たり。金史詳校^(八)も、亦右の説に贊し、張賁の白雲集を引きて、東京城の風物を説くこと最も詳なり。

(一)沙嶺有金之上京城、臨馬耳河、宮殿基址尙存、殿脊有大石臺、有八角井、有國學碑、僅存天會紀元數字、餘皆剝蝕不可辨識、禁城外有蓮花石塔、微向東、欽塔之北、有石佛、高二丈許、又有荷花池、長數里、東門外三里、有林名覺羅、卽我朝發祥地也、自東而北而西、沿城俱平原曠野、榛林玫瑰、一望無際。

(二)塞赤烏稽東四十里、曰曷木迺遷、自曷木迺遷東行百里、曰烏黑法喇、又二十里、曰必喇汗、必喇又七十里、曰沙林、東南十五里、曰火茸城、金之上京會寧府也、今其遺址漸致湮沒、吳江吳兆騫天東小紀所載、火茸城廣四十餘里、中間禁城、可里餘、三殿基址皆在、碎碧瓦、葦布其上、禁城外、有大石佛、高可三丈許、蓮花承之、

聞之兆騫、曰自沙林而東八十里、爲寧古塔。

(三)金上京城、金初建都於此、在長白山按出虎水之傍、今寧古塔有古城、內有宮殿舊基、土人猶稱東京、卽其地也。又同書卷十五に曰く、舊東京城、城○寧古塔なり、西南六十里、虎兒哈河之南、周圍三十里、四面七門、內城周圍五里、東西南各一門、內有宮殿舊址、石佛一座、按金上京會寧府、在長白山北按出虎之傍、今按出虎之名、古今互異、無可考、朝鮮北界、又有會寧府、名異同、亦無可考、然其宮殿舊基、則金時遺址也、俗名古大城。

(四)遼從東巡日錄の説を引けり。

(五)遼從東巡日錄並に盛京通志の説を引けり。

(六)國朝張賁白雲集東京記云、寧公臺西南六十里、曰沙嶺、嶺東十餘里、有古城焉、土人相傳曰東京、蓋金祖故都也、道中遠望、其上常有雲氣、變幻如樓臺宮闕狀、稍近之、鬱鬱蔥蔥、又如煙井、廬舍萬家屯聚、卽而視之、無有也、故城甃石爲基、土墉高丈許、無復雉堞、頽然短垣也、圍環可二十里、城門石路、車轍宛然、南門內故址似宮殿三重、前一重、規模宏敞、礎方廣三尺餘、計一十有六、後二重、無存焉、殿南向正中、無馳道、東西二闕門、階墀陞城、層級可辨、前列五臺、今高二丈許、似京師鳳闕遺制、後別有小城、似宮禁、左右石井二、白石甃砌、八角形、明堂以外、九陌三衢、依稀可識、旁石壘如部落、軍伍所舍、或官署、環列如拱、故內、今宮室無存、敗瓦亂蹟、在榛莽中、時有丹碧琉璃、錯出間雜、存漢字款識、土人取以爲玩、掘地得斷碑、有下瞰臺、城儒生盛於東、觀十字皆漢文字、畫莊橫蓋國學碑也、想像當時建國荒漠、重學崇儒如是、城外大河繞城、而東有圮橋、亂石橫互、水中、城南有古寺、鑲石爲大佛、高丈有六尺、風雨侵蝕、苔蘚斑然、而法相莊嚴、鑿鑿工巧、今墮其首、好事者、裝而

復之前有石浮屠八角形郭外平曠數十里其西七八里許石石積數區各周環三四里似屯兵芻牧之所旁有古墓石方丈者數版掘地得石獸白如玉西南十餘里有長溪芰荷菱茨產焉夏秋之交芙蓉紅數十里燦若雲錦翠鳥野兔廻翔上下土人置小舟採蓮浮游如畫綠溪而上三四十里瀑布土人曰水海水聲碎旬聞數里不知源所自出也余攷金史云以遼陽爲東京又云五國城去遼東北千里爲黃龍府寧江州諸處金祖所發迹故址無存焉此地或言朝鮮故都或言金元分封處無有辨者而土人指爲東京大率金祖起家在高依表爲京其以遼陽爲東京之說誤也今其地往往獲古錢皆徽欽間製其爲金人故跡無疑也蓋松花江以東風土形勝之美莫若東京云柳邊紀略寧古塔西南六十里沙蘭南有舊城址天東小記作火茸城大與今京城等內紫禁城石砌女牆下猶完好內外階道隱然瓦礫遍地多金碧色土人呼爲東京中原流寓者都指爲金之上京故盛京志作金上京恐未是案金之上京當在寧古塔之西混同江之東以今道里計之應在色出窩稽左右而色出窩稽嶺上土城今人指爲金之關門安知非是然則沙蘭之金碧猶存者其殆熙宗天眷以後之北京矣案金人以東沫江北爲上京江南爲東京其始稱南京者在上京之南也後稱東京者在諸京之東也歷元及明上京之名漸泯概指爲東京而已不足辨也盛京志以沙蘭爲上京無可疑者紀略疑沙蘭爲天眷後之北京竟作臨潢府非也

東京城は金都に關する從來の諸說中最も行はれたる所なれども許亢宗行程錄の研究の結果に據れば到底是認すべからざるものたること明白なり。今の東京城は實は渤海の上京龍泉府の遺址なり。唐の賈耽の道里記に渤海の王城は忽汗海に臨むとい

ひ遼史^二に、この王城を忽汗城と呼べり忽汗は今の寧古塔の側を流るる瑚爾哈河の音譯なり。

寧古塔紀略の著者は何故に今の東京城を金の上京と認めたるかの理由詳ならず。元一統志に金の上京は渤海の上京なりと記せること並に元史明一統志にも同説を掲げたることに前に云へり。寧古塔紀略の著者は今の東京城を渤海の上京と判断し、然る後右の説に参照して之を金の上京と認めたる乎然らずんばその地方の土民の中に傳へらるる説を採りたるものなるか其のいづれとも断じ難し。東京城のことに付ては、なほ後に予の一考を掲ぐべし。

(ハ)柳邊紀略は今の東京城を以て金の天眷年間以後に北京と稱せられたる所ならむといひ金の上京は寧古塔の西混同江の東なる色出窩稽^(一)即ち張廣才嶺の中に在るべしと謂ふ。その理由は金史^{十四}に上京より胡里改路に至る六百三十里とあり、松漠紀聞には上京より混同江まで二百六十里と算す故に上京は寧古塔の西にて混同江の東に在りし所にて混同江より二百六十里といふ里程によれば必ず色出窩稽の中ならざる可からずと謂ふなり。^(三)この説にては胡里改を直に今の寧古塔と認めたるなれど、胡里改路は今の瑚爾哈河の流域を指したるものなりとはいへ、その治所を寧古塔なりと定

ひるは、臆斷に過ぎたると同時に、混同江の何れの點より起算して二百六十里の距離を測るべきかを説明せず、蓋し混同江よりといふを今の吉林府の邊よりといふ意味に解したるなる可けれど、是れは正しく誤解にて、松漠紀聞に上京と混同江の距離を掲げたるは、吉林府よりも遙か下流なる今の遜札堡站の邊に於ける混同江(即ち松花江)を指したるものなることは、前の第三十四程第三十五程の條を見れば、おのづから明かなるべし。されば柳邊紀略の説は、甚だ薄弱なる論據に出でたる臆測にして、全く採るに足らざるものなるを、滿洲源流考^二が、この説を承^三け、且つ混同江より二百六十里といふ距離を測るに、今の吉林府を起點となしたるが如く見ゆるは、蓋し誤を重ねるものと謂ふべし。

(二)塞齊窩集塞赤烏稽又は色齊窩集なども書す、吉林外記卷二に滿洲語にて、塞齊は開闢の意、窩集は密林の意なり、吉林城東二百九十清里にありて、俗に張廣財嶺と稱すと謂へり、張廣財嶺は、張廣才嶺とも書し、又嵩嶺ともいひ、吉林と寧古塔の間に横はれる有名な森林地なり。その密林の狀況を知るに足るべき紀事多ければ、蛇足ながら次に掲ぐ。

寧古塔紀略に曰く、第三日、進大烏稽、古名黑松林、樹木參天、槎枿突兀、皆數千年之物、絲絲延延、橫互千里、不知紀極、車馬從中穿過、且六十里、初入烏稽、若有門焉、皆大樹數抱、環列兩旁、洞洞然不見天日、惟秋冬樹葉脫落、則稍明、其中多峻嶺、巉巖、石徑高低難行、其上烏聲、啞啞不絕、鼯鼯狸鼠之類、施繞左右、略不畏人、微風震撼、則如波濤、洶湧、颼颼、不可名狀。

區從東巡日錄に曰く、丁丑、駐蹕大烏喇、虞村是日、上欲往觀烏稽、烏稽者、漢言大林也、中皆喬松及樺柞、樹間有檜、檜、鱗、接、虬、鱗、縷、山、帶、礪、蒙、密、紛、糾、白、晝、噫、呼、霜、日、葉、凋、略、見、曦、月、樹、根、亂、石、礫、礎、錯、落、疑、無、道、路、車馬過此、爲之躊躇、爲之屢顧矣、人、獲、生、檜、樹、下、翠、鞋、絳、實、爛、然、灌、莽、間、行、者、穿、林、之、東、隅、自、厄、黑、木、站、至、喇、伐、木、站、西、東、西、四、十、餘、里、皆、林、徑、也、喇、伐、東、行、六、十、里、曰、昂、邦、朵、紅、朵、者、渡、口、也、又、東、四、十、里、曰、塞、赤、烏、稽、樹、稠、道、峻、倍、於、喇、母、仰、視、天、日、交、遼、如、在、洞、穴、中、行、度、六、十、里、始、得、平、原、相、傳、呼、爲、大、烏、稽、者、是、也。

吉林外記^二に曰く、塞齊窩集穆魯在吉林城東二百九十里、俗稱張廣財嶺、國語塞齊開闢也、窩集密林也、穆魯山梁也、昔有民人張廣財、在此開設旅店、行者遂以名嶺、嘉慶二十年、將軍富俊巡寧古塔城、十月初五日、住宿山店、初六日、於山嶺頂、席地叩祝萬壽、禮成後、改名嵩嶺、自嶺西至嶺東八十里、叢林密樹、南接英額嶺、北通三姓諸山、東西石路崎嶇、僅容一車、東出密林、至額穆赫索囉。

柳邊紀略に曰く、山間多樹者、曰窩稽、亦曰阿幾、盛京志作窩集、實錄作兀集、秋茄集作烏稽。

(三)土人言、遼金東京在今遼陽州、非是、考金史地理志、東京至胡里改六百三十里、西至肇州五百五十里、北至蒲與路七百里、東南至恤品路千六百里、至曷懶路千八百里、又洪忠宣路程、上京三十里至會寧頭舖、四十五里、至第二舖、三十五里、至阿薩舖、四十里、至來流河、四十里、至報打字、董舖、七十里、至賓州、渡混同江、則是金之上京、確在今寧古塔之西、混同江之東、其去混同江僅二百六十里、以今道里度之、應在色出窩稽左右。

而色出窩稽嶺上土城址尙存、今人指爲金時關門者、安知非是、然則沙蘭之金碧猶存者、其殆熙宗天眷以後之北京歟。文中に、洪忠宣路程とあるは、洪皓の松漠紀聞の中に載せらるる行程表を云ふなり。

(三)松漠紀聞、自上京至燕、二千七百五十里、三十里至會寧頭鋪、四十五里至第二鋪、三十五里至阿薩爾鋪、四十里至拉林河、四十里至巴達鋪、七十里至賓州渡、混同江、按此與北盟會編行程錄所載里數俱同、可見金之上京、實在今寧古塔之西、混同江之東、其去混同江二百六十里、以今道里按之、當在色齊窩集左右、色齊窩集峯上、有故城址、相傳金時關門、蓋自船廠東十里、過混同江、至尼什哈站、三十里至交密峯、四十里至額赤穆站、十里至納穆窩集、三十里至山神廟、五十里至拉發站、七十里至推屯站、三里至色齊窩集、又東三百九十里至寧古塔、色齊窩集在吉林城外、混同江東二百四十餘里、而拉林河源之拉林山、在城東北二百四十五里、阿勒楚喀河源之嘉松阿山、在城東北三百里、俱屬相近。

また柳邊紀略が、今の東京城を天眷以後の北京ならむと云へるも誤れり。金史卷四十二地理志に、天眷元年八月、都を以て上京となし、その府城を會寧と名づけ、舊の上京を北京となすとあり、この舊上京即ち天眷以後の北京とは、もと遼の國都たりし臨潢府第八一頁を指したるものにて、金史卷四十二地理志に、臨潢府は、遼代に上京と云はれ、金の天眷元年に、改めて北京と名づけられたる由を記るせり。

(二)滿洲源流考卷十は、色出窩稽の説を載せたる外に、元一統志に、長白山は、舊の會寧縣

の南六十里に在りと云へる紀事を引き、吉林城西南九清里なる溫德亭山は、長白山を望祭する所なれば、會寧は、今の吉林なりと謂へり。(二)その論旨の謬戾なるは別として、その説の採るに足らざることは、辯を要せず。

(二)長白山横互千里、而望祭之溫德亭山、實在吉林城西南九里、則會寧即吉林之地明矣、後の望祭の山を取つて、元一統志の長白山を解釋せむとするは、曲論も亦甚し。

金の上京會寧府の位置につきては、如上の諸説あれど、いづれもその當を得ざるに方りて、ここに注意すべき一説あり。

今のハルピンの東南約八里邦に阿勒楚喀一に阿什河と呼ぶ町あり、その東南に近く古城址ありて、土民之を白城と稱す。(三)盛京通志卷四十八及卷十五及び卷十六大清一統志卷四十六に、この城址を記るせども、何の説明をも加ふることなし。遼東志卷一に、松花江下流地方に於ける明代の驛站を列舉し、その中に尙京城と云へる地あり、尙ば上と同じき意味の字なれば、尙京は、即ち上京と解すべし、同書に、尙京城の下に注して、金人故居と云へり。この城は、即ち今日謂ゆる白城にして、この地が金の國都たりしこと、明代に於て、すでに知られ居たるものといふべく、近代に於て、白城が金都たることを紹介したるは、蓋し吉林外記卷二を初とすべし。その紀事に據れば、白城は、方四十清里、城壁の高さ一丈餘、濠の深さ六尺許

にして、東西南北に各々一門あり、中に小城及び宮殿の故址あり、城址の中より發掘せらるる遺物尠からずとの事なり。吉林外記に次で、東三省輿地圖說^(四)吉林通志^(五)卷十など、皆白城を以て金都の故址なりとする説を助くるに力めたり。

(一)阿爾楚喀城南四里、古城內有小城、尙餘宮殿舊址。

(二)阿爾楚喀城西南四里、有一城、城內有小城、尙餘宮殿舊址、不知建自何代。

(三)阿勒楚喀城南二里許、有金顯祖建都故城、俗稱白城、有謂爲五國城者、誤、方四十里、高丈餘、城濠深六尺許、東西南北各一門、內有小城及官殿舊址、該處居民、嘗挖得金玉銅磁諸器及古銅錢、現在猶有在之者、該處仕宦住宅、廊石及鋪街石板、凡有雕花文者、俱由此城攜去、今過此地、滿城稼穡一望荒涼、城西門外二里許、有土崗一座、高丈餘、相傳爲當時點將臺云。

右の文中、顯祖とあるは、正しくは、獻祖といふべく、この人が按出虎水即ち今の阿勒楚喀河のほとりに都を建て、この地、後に上京會寧府と稱せらるるに至りしことは、金史^一卷一に、獻祖乃徙居海古水耕墾樹藝、始築室、有棟宇之制、人呼其地爲納葛里、納葛里者、漢語居室也、自此遂定居于安出虎水之側矣といひ、又同書^二卷二に、上京路即海古之地、金之舊土也、國言金曰按出虎、以按出虎水源於此、故名金源、建國之號、蓋取諸此、國初稱爲內地、天眷元年、號上京、海陵貞祐二年、遷都于燕、削上京之號、止稱會寧府と云へるにて知るべし。

(四)金之上京會寧府、據金史及松漠紀聞、北盟會編、許亢宗奉使行程錄所載道里考之、本即今阿勒楚喀城南四里白城故址、通志謂、在寧古塔城西南、其說實本於明一統志、金滅遼、設都於渤海、上京、高士奇扈從錄、沙林東南十五里、曰火茸城、金之上京會寧府、此皆誤也、志又謂、當在塞齊窩集左右、塞齊窩集、峯上、有故城址、相傳爲金時闕門、今張廣才峯、即塞齊窩集、綿亘數百里、峯上並無城址、則其說尤不足據也、案金史、會寧府、東至瑚爾喀路六百三十里、西至肇州五百五十里、北至夫餘路七百里、東南至率賓路一千六百里、南至海蘭路一千八百里、松漠紀聞、自上京至燕二千七百五十里、三十里至會寧頭舖、四十里至第二舖、三十五里至阿薩爾舖、四十里至拉林河、北盟會編、出榆關以東、第三十八程至拉林河、又五十里、至矩古貝勒寨、第三十九程至館、去上京尚十里、許亢宗奉使行程錄、過混同江、四十里宿呼勒希寨、三十六程自呼勒希寨東行五里、契丹南女真界也、八十里至拉林河、五里至矩古貝勒寨、第三十七程、自矩古貝勒寨七十里至達河寨、第三十八程、自布達寨二十里至烏舍郎君宅、又三十里至館、此去北庭尚十里、查金史所謂、瑚爾喀路、即今三姓南一百七十里、小巴彥蘇々地方、牡丹江西沿古城、肇州即今遜札堡、站東北珠赫城、率賓路即今綏芬河雙城子地方、海蘭路即今圖們江北海蘭河、海蘭城、自白城按之、道里皆合、松漠紀聞、由白城西行渡拉林河、北盟會編行程錄、由拉林河、東行至白城、所記道里皆百四十餘、今由白城、西行十里、有土城名點將臺、又三十里、有土城名小城子、又三十餘里、有雙城子、又十里、單城子、又十里、金錢屯、又三十里、烏金屯、又十里、花園地方、有舊土圍、又五里、拉拉林河、亦約百四十里、路皆平坦、猶見甬道形迹、知花園地方、即矩古貝勒寨、金錢屯、即阿薩爾舖、雙城子、即達河寨、亦即布達寨、小城子、即會寧頭舖、亦即烏舍郎君宅所在、點將臺、即當日館客之所、再東行十里、至白城西門、門外偏北、有大土阜、今呼斬將臺、查北盟會編、第三十九程至館、去京尚

十余里登日馬行可五七里一望平原曠野又一二里云近闕去徹蓋復北百餘步有阜當指此斬將臺也白城西南面各十里東北隅縮進五里作日形由縮進之隅至西城通中之處復有橫城一道橫城南有子城方約二里南面有二土阜對峙各高二丈餘周二十餘丈由阜間北行有高阜七層高各四五尺長均二十餘丈即宮殿基也兩傍均有高阜南北直向即圍郎基也外又有橫互高阜數層皆在子城內又金史至獻祖徙居海古勒水始有棟宇之制遂定居於阿勒楚喀之側今阿勒楚喀城東北二十餘里有海古水即海古勒也俗呼大海溝小海溝合流入阿勒楚喀河至白城之稱雖史無明文然據金太祖實錄云遼以鎔鐵爲號取其堅也鎔鐵雖堅終有損壞惟金一色最爲眞實金之色白完顏色尙白況所居按出虎水之上於是國號金蓋因建號之初色尙白故呼此城爲白城其時本爲會寧州至太宗始以建都升爲府天眷元年始號上京金史地理志上京路即海古勒之地此皆可見矣按白城國語呼珊延和屯通志作翁鄂洛城謂不知何代所築張氏蒙古遊牧記又謂即肇州遺址此與明一統志高氏從錄皆不足置辨者也

(五)謹按會寧爲上京所治金史記其方隅里到所載獨詳其云東至呼爾哈則今三姓地也其西至肇州則今伯都納地也東南至率賓路則今綏芬河地海蘭路則今大小海蘭河也由各處至阿勒楚喀核以今之里到無不相符是上京會寧府之在阿勒楚喀境毫無疑義而元統志乃云金滅遼即渤海上海建邦設郡渤海上海爲今寧古塔地核其四至不特里到全非即方隅亦無一相合顧或謂天眷以前嘗以寧古塔爲上京後乃遷於海古舊地則考之金史世紀全無其文元一統志今不可見見於明一統志志所引者訛誤相仍不可枚舉此條亦不無誤認不必曲爲之說也又曰按上京之稱不一其地有渤海之上京有遼之上京有金之上

京宋元人記載往往誤認岳珂程史記趙良嗣使女眞隨軍攻遼上京其文甚明乃云上京今虜會寧也此誤以遼上京爲金上京也元一統志云金滅遼設都於渤海上海此又誤以渤海上海爲金上京也元一統志之文見於明一統志所引屢從東巡日錄寧古塔紀略皆承其誤而後之修志者因之此皆失之不考柳邊紀略既知以古行程測度乃謂在塞齊窩集左右盛京通志取之且謂塞齊窩集嶺上有故城址相傳爲金時關門今張廣才嶺即塞齊窩集嶺互數百里嶺上絕無城基則其說尤不足據考洪皓松漠紀聞自上京一百五十里至拉林河又百十里渡混同江此自東而西道里也許亢宗奉使行程錄過混同江百二十五里至拉林河百七十里至北庭張棟金圖經自混同江至來流河百里又百五十里至上京此自西而東道里也雖里數少有參差而大較相去不遠與今日自拉林河至阿勒楚喀之白城道里皆合是白城爲金上京確無疑義若寧古塔之距拉林則相去五六百里矣

明治四十三年白鳥博士は滿洲旅行の際白城の西北土民が古寺の廢址なりと稱する地點に於て一石碑を發掘せり。その形六角にして高さ五尺餘各面に文字を刻し題して上京寶勝寺前管内都僧錄寶嚴大師口塔銘誌と云ふ碑文の大意は遼僧寶嚴大師が金の上京に來りて弘法に従事し大に崇敬せられたる事蹟を述べたるなり。この碑文の末に大金大定二十八年といふ年號を刻せるを觀ればこの碑の發見せられたる今日の白城が古の上京會寧府たりしこと斷々として疑なかるべきなり。左にこの碑の全文

を掲ぐ。

上京寶勝寺前管内都僧錄寶嚴大師 塔銘誌

師本臨潢府保和縣人也俗姓于氏天慶季生幼小異於童蒙至十一歲父母許放出家尋禮到本府興圓寺講律沙門覺宗爲師訓名裕超其智慧疎利舉止不俗乃異於人也至皇統元年試經受具大戒常誦法華經晝夕無替孜孜香火未嘗有懈後歷方所親高德者聽習大華嚴經妙解深極於宗趣矣至天德三季得□□□伏蒙

東宮太后旨請住興王寺開演大華嚴經講聚徒二百餘人皆精銳持學者慕之至貞元二季寶勝寺臨壇宣戒大德智彥等堅請住本寺攝持至正隆元年四月□本京仕庶□費人等□請復開大華嚴經季徒滿三百其□□名已蟠京華自後諸師舉薦附於□學□□至正隆三季□□諸師保□本京臨壇受□□大□至定三季勅賜紫衣詮圓大德至定四季榮遷本京都僧錄判官受傳妙大德至大定七季改受都僧錄寶嚴大師其於救度利生□□□之會□限數而□□□至大定十五季六月二十五日午時願緣而逝俗壽六十二僧夏三十五擇日茶毗訖

師之福慧如山之高水之深師之所緣如龍之雲虎之風□□然□也善乎歌者使人繼其韻善乎教者使人繼其風其諸門人皆□翠羽毛棠棣之輩而已其諸弟子孝悌之深擇日葬之

命工匠建塔既畢堅告住銘勒而書之乃爲銘曰

示生非生 示滅非滅 雲散長空 一輪孤月 名實無常 身世何常
聚散會別 夢覺電光 西樓秀出 金源榮昌 累遷名職 道德馨香
性海湛寂 教風榆揚 坦然无住 悲戀感恪 造塔畢工 靈骨石槨
層層聳然 雲霞長慕 永庇子孫 聲光輝燦

維大金大定二十八年歲次戊申月丙午日壬辰峇

門 人 沙 門 志敏 等 謹 建
法 孫 沙 門 惠 英
門 人 沙 門
門 人 沙 門
門人臨壇宣密大德講經沙門 □ □
供奉班祇候清河 鎬 書
光林寺西堂蓋人 潘明 □
刻 石 匠 弘 農 士 回

終に臨みて、東京城につきての予の所見を述べむとす。東京城は、金の上京に非ずとも、金の代に、是の地は、全く放棄せられぬたるや否やに付きて、なほ一考を費す必要あり。

白雲集に、東京城の規模を詳述し、この地は、恐らくは、金の祖先の興りたる所にして、後に東京と稱せられたる所なるべく、通常、遼陽を金の東京とする説は、誤れるならむと謂へり。第一四八頁を見よこれ未だ充分なる説明とはいふ可からず。

金史十四地理志に、遼陽府は、もとの渤海の遼陽の故城なり、遼これを修めて、東平郡と名づけ、天顯三年八二南京となし、遼陽府と稱し、同十三年八三更めて東京となせり、金の太宗の天會十年一一三又改めて南京となしぬと謂ふ。この文にては、遼陽は、天會十年、南京と改められたる後、再び東京の稱に復したるや否やを詳にする能はず。而して、金史地理志には、到る所、遼陽をば東京と同地と認め、却て、之を南京と稱したることなきは、甚だ怪むべき事なり。例へば、天會十年より二十九年の後、即ち大定元年に、金の世宗が、遼陽にて即位せる時の事を、金史十六完顏福壽傳に、世宗東京にて即位すと記せるが如し。察するに、遼陽は、一旦南京と改められたれど、間もなく、又東京と呼ばれるに至りしを、金史の地理志に書き漏らしたるなるべし。

元來、遼陽を東京と呼ぶは、遼代に始まり、遼の國都より云へば、遼陽は、その東方に當り、之を東京と呼ぶこと差支なき事なり。金初に、東京の名を襲用したれど、金都即ち今の白城より云へば、遼陽は、西南方にて、東方とは謂ふ可からず、金の太宗が、遼陽を南京と改めたるも、恐らくは、かかる理由に基けることならむ。然るに、天會十年より二十一年の後、貞元元年三一五に至り、金の國都は、燕京今の北京に遷されたるが、遼陽は、燕京より東北に當り、南京の名は至當ならざれば、更に遼陽を東京と呼び、別に南京と稱すべき都會を遷ぶに至れり。大金國志三十に、この際、遼陽を東京となし、新に開封府を南京となしたりと記せり。

かくの如く、遼陽は、天會十年に南京と改められ、その後、貞元元年に、再び東京と名づけらるるに至りしとせば、その二十一年間に於て、別に東京と呼ぶべき地を設けざりしや否やを考ふる必要あり。不幸にして、この事に關する何等の確據を得る能はざれど、只金代の遺址たるに相違なき今日の東京城は、この問題につきて、何かの關係あるべしと想はるるなり。予の推考する所にては、今日の東京城は、天會十年、遼陽が南京と改稱せられたる際、別に東京として立てられたる地なるべく、又金の國都が燕京に遷され、遼陽が再び東京と稱せらるるに至りて、廢せられたるものなるべし。今の東京城の中に、國學の碑ありて、僅に天會云云の數字を存せりといふ紀事第一四六頁を見よを考ふるに、今の東京城は、天會年間には、繁華なる都會にて、一時、金の東京となり居たることを推察するに足るなるべし、東京城といふ名稱も、恐らくは、金代より起れるものならむ。憾むらくは、金史

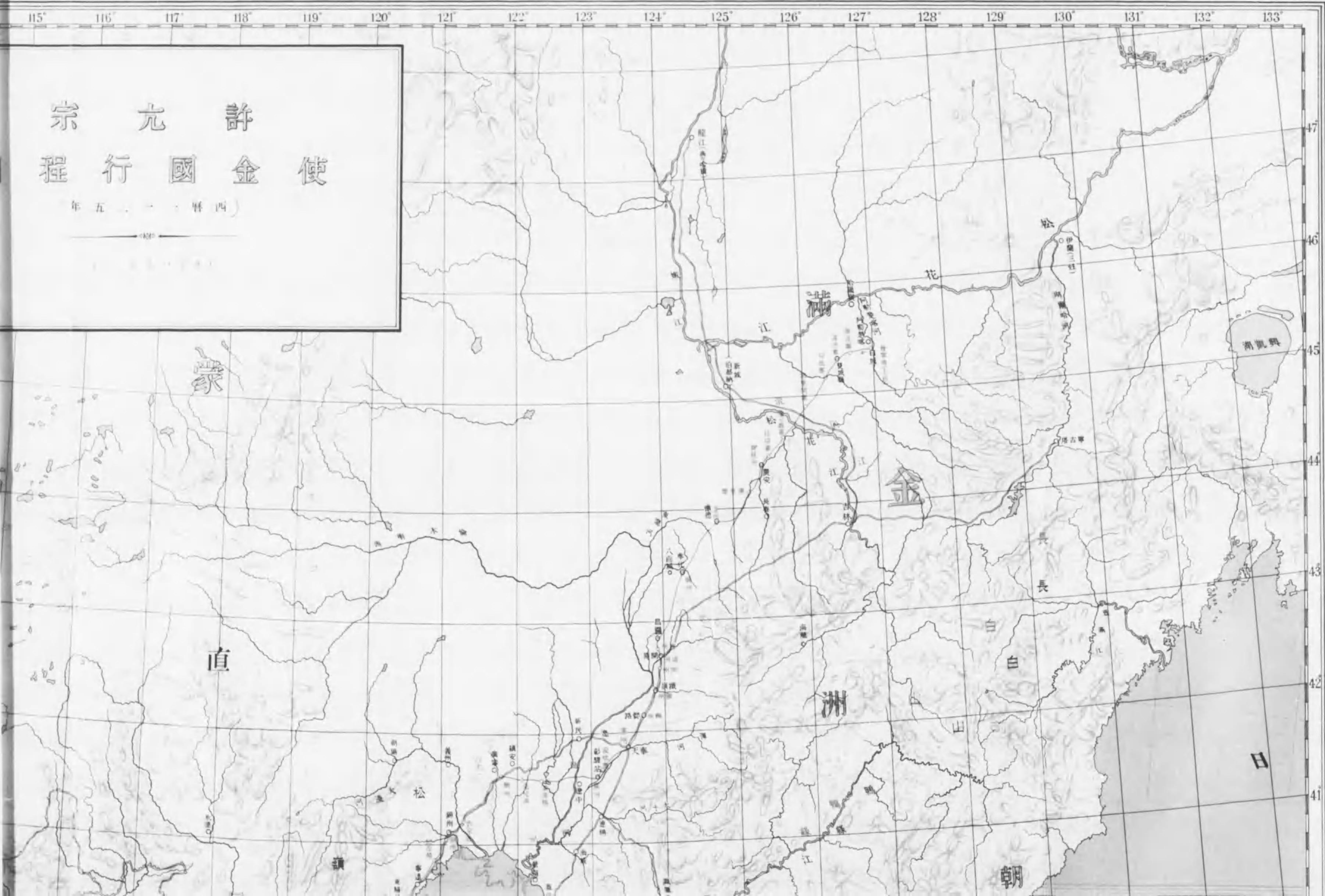
にこの地に關する紀事を載せざることを。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

115° 116° 117° 118° 119° 120° 121° 122° 123° 124° 125° 126° 127° 128° 129° 130° 131° 132° 133°

許允宗 使金國行程

(西曆一千九百零五年)



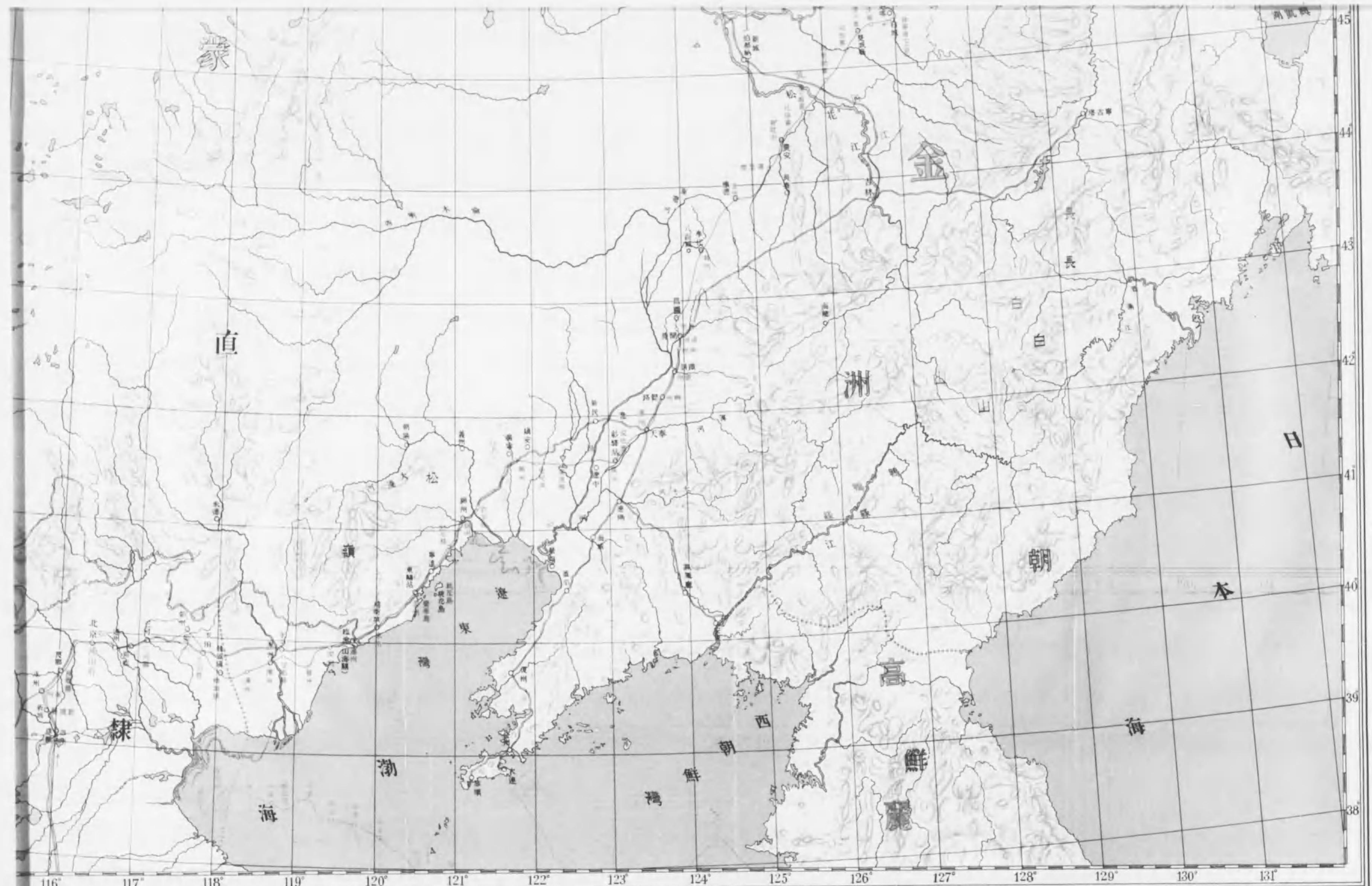
113° 114° 115° 116° 117° 118° 119° 120° 121° 122° 123° 124° 125° 126° 127° 128° 129° 130°

18 17 16 15 14 13 12 11

許允宗
使金國行程圖
(西曆一一二五年)

—————
(比例尺)





蒙

金

直

洲

白

日

嶺

朝

本

隸

高

海

渤

朝

鮮

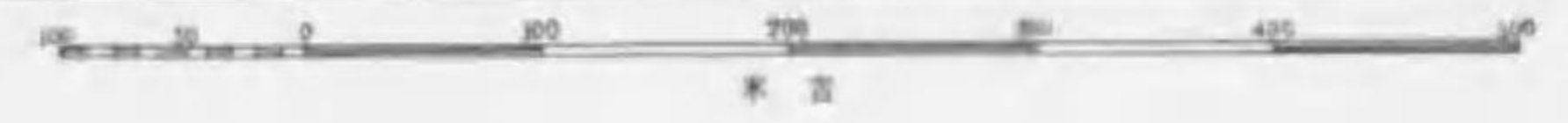
海

116° 117° 118° 119° 120° 121° 122° 123° 124° 125° 126° 127° 128° 129° 130° 131°

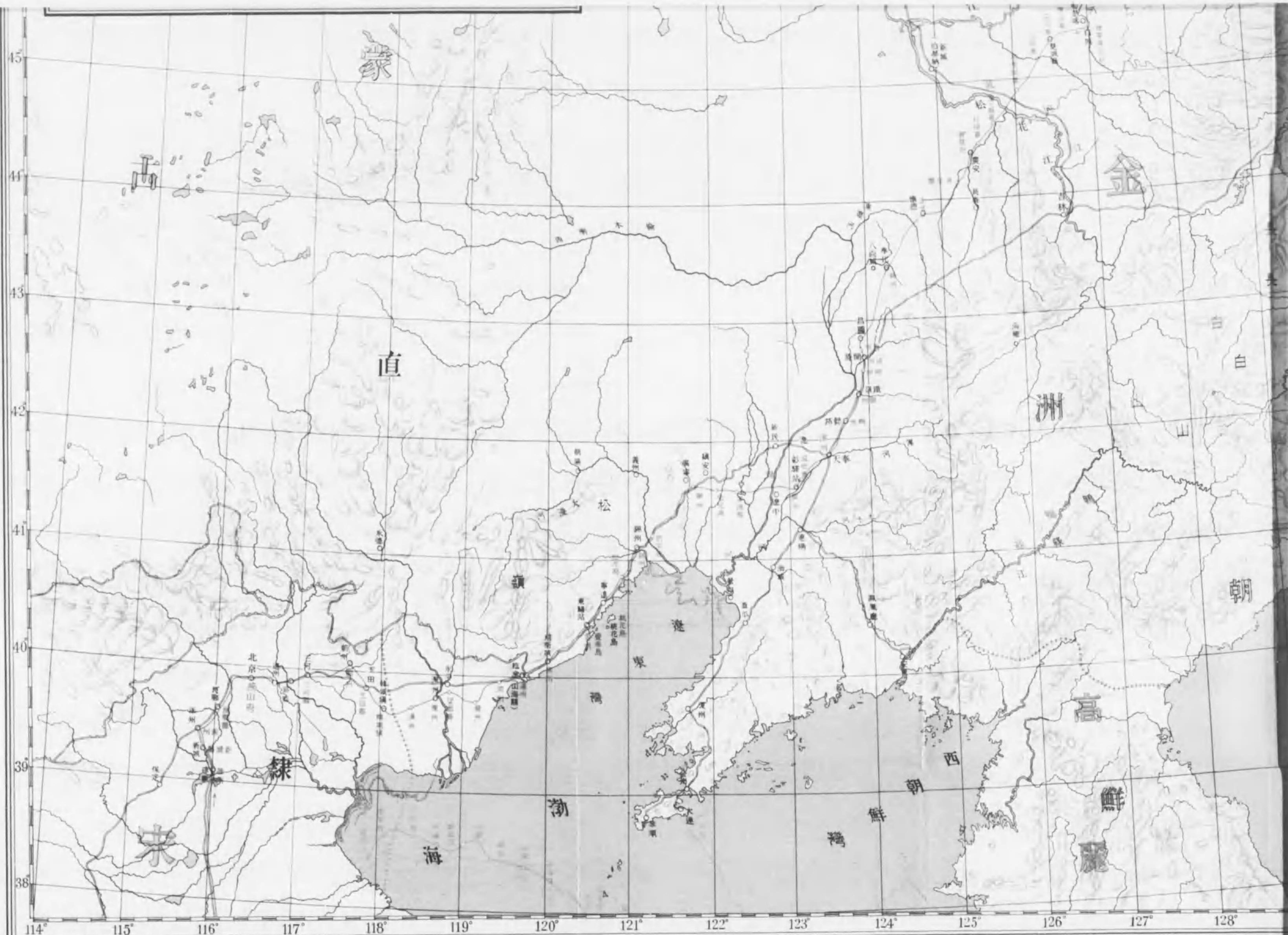
45
44
43
42
41
40
39
38



一 寸 分 萬 百 三 尺 縮



米 五



蒙

金

直

洲

白

山

朝

松

鎮

港

東

高

西

鮮

朝

海

宋

海

渤

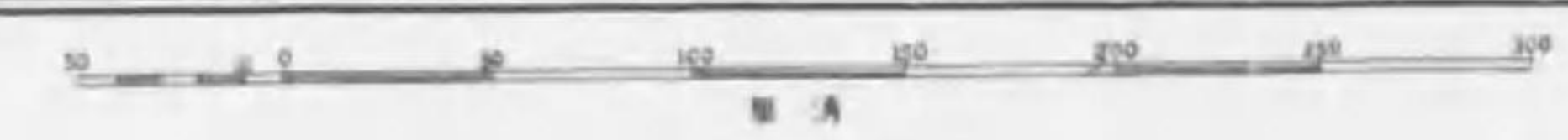
隸

北京

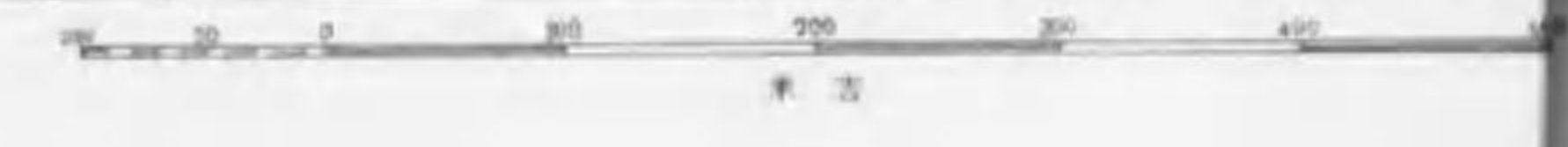
山西

州

114° 115° 116° 117° 118° 119° 120° 121° 122° 123° 124° 125° 126° 127° 128°



一之分萬百三尺縮



第三篇 滿洲に於ける金の疆域

金國は、女真人の建てたる國にして、もと北滿洲より興り、その滿洲に於ける疆域は、遼代のものより廣く且大なり。金の領土は、上京路咸平路東京路北京路西京路及び中都路に分たれ、その中、上京路咸平路東京路並に北京路の一部は、滿洲の中に在りき。今、史十四卷二地理志に列擧せらるる所に從ひ、以上各路の中に設けられたる府州縣の位置を考定して、滿洲に於ける金の疆域を攷へむとするに當り、今の東蒙古の中にして、北京路に含まれるたる部分にも論及すること、前の滿洲に於ける遼の疆域を述べたる時の例に從はむとす。而して、金代に於ける地名とその位置とは、遼代に於けるものと相同じきもの多ければ、今、金代のものを述ぶるに方り、前に遼代のものに付きて研究したる結果を掲げ、以て特に考證を重ねるの煩を避けたる所多し。

一 上京路

一 會寧府

會寧府は金の建國以來、貞元元年(一)三一年一五まで、金の國都たりし所にして、その故址は今のハルビンの東南約八里(二)邦なる白城これなり(三)頁を見よ。會寧は又皇帝寨とも、御寨とも、西樓とも、阿朮火とも、阿觸胡とも、阿芝州とも、亦阿之古とも呼ばれたり。その治所は、會寧縣と呼ばれ、別に、曲江宜春の二縣これに屬したりき。

(一)この年、金の國都は燕京(即ち今の北京)に遷されき。

(二)大金國志二卷

(三)雲麓漫抄の中なる御寨行程並に三朝北盟會編(九)十八に引用せらるる燕雲錄。

(四)松漠紀聞、大金國志(六)並に、金上京寶勝寺碑第一五八頁に見ゆ。但し、遼代に國都臨潢府の西南に近

き、祖州も、西樓と呼ばれたれば、第八四頁を見よ、これと金の西樓とを混すること勿れ。

(五)契丹國志十卷

(六)三朝北盟會編(八)十に引かるる神麓記。

(七)大金國志一卷

(八)高麗史(十)四

イ 曲江縣(今の寧古塔附近?) この縣、初め鎮東縣と呼ばれ、大定十三年(一)三一年一七に改名せられたり。

(二)一説に、この縣は、會寧府の東に在りしが故に、鎮東と名づけられ、河の曲に在りしが故に、曲江と名づけられたるなり、今日の寧古塔は、正に瑚爾哈河の彎曲する處に在るを見れば、この地恐らくは、古の曲江縣なるべしと謂ふ。この説は、會寧府をば、寧古塔の西南なる東京城なりと認めてのことなり。瑚爾哈河は、一名を牡丹江といひ、牡丹は、滿洲語 Mandan の音譯にて、屈曲の義なれば、曲江の名に相應すといふべし。されば、會寧府は、今の東京城に非ずして、實は白城なりとしても、今の瑚爾哈河を金代の曲江と推定するを得べく、從て曲江縣を今の寧古塔附近とすることも、一の假説として存するを得べきなり。但し、寧古塔そのものが、古の曲江縣なりや否やは、猝に斷定し難き所なり。

(三)盛京通志(百三十卷)本(百二卷)

口 宜春縣(今の伯都納附近?) 黑龍江輿地圖に、宜春縣をば、洶爾河が嫩江に合流する點の北約

三十清里にて、嫩江の左岸の地に注記し、ここに其の故城あることを記せり。

金史(卷二)十四に、宜春縣の境内に鴨子河ありと見ゆ、鴨子河は、今の伯都納(新城府)地方を經

る松花江の部分を指したる名なれば、宜春縣は、恐らくは、伯都納附近に在りしかと想はるれど確ならず。

(二) 第一七〇頁を見よ。黒龍江輿地圖に、今の嫩江の下流を鴨子河と考へたるは正しからず。

會寧府殊に會寧縣の域内には、有名なる山川を包含せること左の如し。

1 長白山 一に白山ともいふ、南滿洲の名山にして、朝鮮人は、之を白頭山と稱す。長白山といふ名は、遼史^{卷三}、契丹國志^{卷二}並に金史^{卷一}等に散見し、遼代に生まれりと考へらる。遼以前、不咸山^(一)、從太山^(二)、太白山と呼ばれたるも、即ちこの山のことなり。

(一) 山海經並に晉書^{卷九}、魏書^{卷九}肅慎傳。

(二) 北史^{卷九}、魏書^{卷九}勿吉傳には、徒太山と書す。

(三) 唐書^{卷九}、魏書^{卷九}勿吉傳には、徒太山と書す。

2 青嶺 金の祖先の勢未だ盛ならざりし頃、臘酷麻産といへる二人の兄弟が、青嶺の東方に居たる烏春と通じて、金祖を苦めたることあり。^(二)

この二人の兄弟と烏春との住地を考ふる時は、おのづから青嶺の位置を知るに便なるべし。(a) 金の世祖が婚を烏春に求めたる時、烏春は、狗と豚との子が同處に居りて生育する能はざるが如く、胡里改と女直とは、決して親和するを得ずと謂ひて、之を拒みた

り。胡里改は、今の瑚爾哈河の地方にして、烏春は、この河の流域に居たるなるべし。また烏春は、姑里甸といへる地方より兵を集めて、臘酷と麻産とを援け、後日これが爲に遼より詰責せられたる時、德隣石の北なる民は、予の管轄する所に非ず(されば姑里甸の民を集めて兵としたることなきは明かなり)といひて、辯解を試みき。德隣石は、今の寧古塔の西九十清里にて、瑚爾哈河畔に在る一大石のことなり、後には、德林石とも書す。^(三) 姑里甸は、德隣石の北なりとせば、凡そ今の寧古塔地方なり、これ恐らくは、烏春の領地に含まれたる所ならむ。また、烏春の故郷は、阿跋斯水のほとりなる温都部なりといふ、阿跋斯水の所在詳ならず、恐らくは、今の瑚爾哈河の上源地方に在りしならむ、而して温都部は、或は、今日の額多力即ち敦化縣ならむ歟。依て考ふるに、烏春は、今の瑚爾哈河の上流地方、ことに今の寧古塔以南の地を領し、ゐたるなるべし。^(四) 臘酷麻産の二人は、活刺渾水の地方に居り、陶温水の民と相結びて、金祖に抗し居たり。^(五) 金の世祖、之を征せむとて、混同江を渡り、その軍の一部は、敵と蒲盧買水に戦へり、その後、臘酷は、暮稜水の地方、麻産は直屋鎧水の地方に據りて、なほ勢を張りゐたれど、遂に世祖に征服せられたるんぬ。^(六) 活刺渾水は、今日の付拉董河にして、ハルピンの東方約二百五十清里、南流して、松花江に入る。^(七) 陶温水は、今日の吞河にして、三姓の北方約百清里、東流して、松花江に入る。蒲盧買

水は付拉輩河の西に近き、今日の布雅密河、暮稜水は、布雅密河の西なる穆倫河、而して直屋鎧水の位置は、不明なり。之を要するに、臘醅麻産二人の據りたる地方は、今日のハルビンと三姓の間にて、松花江即ち混同江の左岸、ことに今の付拉輩穆倫二河の地方なること明かなり。(c)この二人が、瑚爾哈河の上流の谷地に據れる烏春と相通するために青嶺を横ざりたりと云へるを考ふれば、青嶺は、蓋し、瑚爾哈河の西方に近く、この河と並行する今の張廣才嶺山脈のことなるべし。

(二)金史^{卷六}臘醅麻産傳

(三)狗彘之子同處、豈能生育、胡里改與女直、豈可爲親也、金史^{卷六}烏春傳。

(四)大清一統志^{卷四}

(五)阿不塞水(金史^{卷一})、阿不辛水(金史^{卷六})も、これに同じかるべし。

(六)金史^{卷六}臘醅麻産傳。

(七)忽刺渾水(金史^{卷四})も、これに同じ。

(八)土温水(金史^{卷一})、卷二及、濤温水(金史^{卷十一})、屯河(金史^{卷十三})も、これに同じ。

(九)大清一統志^{卷四}に、暮稜水は、烏蘇里江左岸の一大支流たる穆稜河なりといひ、吉林通志には、暮稜水は、拉林河の上流の一支たる莫勒恩河なりといふ、共に非なり。黑龍江輿地圖^{右二}に、今の布雅密河

の西なる穆倫河なりと考へたるを正しとす。

(一〇)黑龍江輿地圖^{右二}に、この河を、今の呼蘭河の支流なる哲克特依河に比定したるは、疑ふべし。

3 馬紀嶺 金史^{卷一}に曰く、蘇濱水の住民は、金祖の命を奉せざりしかば、幹帶といへるもの、命を承けて、之を鎮めむとし、活羅海川に至り、その地方の會長を集めて、説諭を下したるに、蘇濱水のほとりなる含國部の會長來り會せず、幹帶那職徳部の會長は、一たび來會して、また亡げ去り、途中、瑛塔部の人に馬紀嶺に遇ひて、擒せられ、次で幹帶は、含國部を討ちて之に克ち、進んで北琴海に至れりと。蘇濱水は、今日の綏芬河にして、活羅海川は、今日の瑚爾哈河なり、而して、含國職徳幹准の三部は、共に綏芬河のほとりに居たるものなれば、馬紀嶺は、綏芬河と瑚爾哈河の間に横はり、今日老爺嶺と呼ばれる山脈の中なるべし。北琴海は今日の興凱湖ならむ。

4 按出虎水^(三) この河は、今のハルビンの東方に於て、北流して松花江に入る所の阿勒楚喀河なり、一に阿什河といふ。明代の金水河も、按出虎水のことにして、按出虎は、女真語にて、金の義なるが故なり。この河は、金の祖先の據りたる後の會寧府の地方に在りしこと、金史^{卷二}地理志に見ゆれば、その發音と方位とより推しても、今日の阿勒楚喀河なること明けし。水道提綱^{卷二}に、按出虎水は、今の松花江の上流の一なる富爾虎河な